

る。とりわけ所謂法人の場合にあつては、それを組成する個人たる一自然人を指さない譯にはいかなることになる。即ち先程挙げた計りの第三次手工業令第五條には、「法人は經營指導者が要件を充すに非ざれば手工業名簿に登録することを得ず」と規定してあるのである。同じ命令は相續の場合に於て死亡した親方の寡婦や未成年の子はどうするのかと云ふ點についての配慮をもして居るのであつて、是等の者は自身では殆ど決して「資格」を有することはないのであるから、大急ぎで經營を、「資格を有する」他人に捨賣しなければならぬかと云ふと、法律は一年の過渡期間を許與することに由つて、賢明な保護の方策を講じて居るのである。(第六條。尙既に營業條例第四十六條をも参照せられたい)。

ユダヤ人から非ユダヤ人への經營の移轉竝に其の逆の場合はその自體一つの題目を成して居る。其の前なる場合にあつてはユダヤ人の財産に課せられてある届出義務が脱法される危険を存するのであるが(一九三八年四月二十六日の命令、本節の(三)の(ハ)を参照)、其の逆の場合にあつてはまた、前主(ユダヤ人でない)に認められた資格がひそかにユダヤ人たる取得者に移轉する危険を存するであらう。此の兩者は同じく四月二十六日に公布された「指令」(補遺の(一)の(ウ)の取縮る所である)。

(f) 不當行動の場合に於ける處分

認許に關する規定はかやうに細心に設けられてあることではあるが、其の嚴正に遵守されるやうに配慮する必要があるのは素より言を俟たない所であつて、其の爲に主として役立つ手段

が二つある。罰(秩序罰)を課すること、不適法に開設された經營の警察的閉鎖 (polizeiliche Schliessung) とである。時にはまた普通刑法の構成要件(詐欺、文書偽造又は其の他に類似の犯罪)が實現されて、其の結果として右記載の處分の外に更に刑法典の規定の發動を見るに至ることもあり得る。

法律の上の例としては、小賣商の場合にあつては、「販賣所又は分配所にして第二條、第三條又は第四條の規定に反して設立せられたるものは……警察官署に於て閉鎖することを必要とす」(一九三三年五月十二日の法律第八條、第九條には罰金が規定してある)とあり、また家畜取引については「認許を受くることなくして家畜取引の經營の營まれたるときは、主管邦官廳は邦法の定むる所に従ひ、所要の場合には警察上の強制手段を施用して之に對して干渉を爲すことを必要とす」(一九三七年一月二十五日の命令第九條。其の十條には家畜業組合の秩序罰、仲裁々判所への提訴が規定してある)とある。等、等。——裁判所の實際上の取扱としては一九三六年十月二十三日のザクセン高等行政裁判所の決定 (Jahrb. Bd. 40 S. 179)、一九三六年四月四日のチューリンゲン高等行政裁判所の判決 (Reichsverwaltungsbl. 57 S. 316)。

(四) 許可の取消

許可の取消については、一度附與された許可は無期限のものではないと云ふ法律の趣意であることから出發することを必要とするものと思はれる。「認許を受けた者」は己れの辿る道は一生涯の道であると云ふ心構へから諸般の準備を行ひ、資本を「投じ」、人を備入れなどするものである。だから理由なくして其の立脚の地を奪つて了ふやうなことは心なき仕業であらう

が、併し國家自身（又は其の他主管の機關）も亦己れの許可を與へる行爲、己れに由來する「特許行爲」が威信を失はないことに重大な利益を有するものであるから、一切の事柄が不安定と恣意との上に構築されることもなるのは、國家の此の點について有する利益と一致しないこととなるであらう。

けれども認許の規律を招來するに至つた大精神は、既に明かにした通り最近では經濟企畫と云ふ顯著な現象に根柢を有するのであるから、一度與へられた許可を取消すのを是認せしめるに足りるのであつて、實際現行法はいろいろな典型で此の現象を見せて居るのである。勿論最初から認許が「期限付で」のみ、即ち或る年數間についてのみ與へられることもある。例へば旅客運送（一九三四年、三七年の前掲法律の第十條、第十二節の二）や遠距離貨物運送（一九三五年の前掲法律第八條、同じく第十二節の二）の場合に於けるが如し。けれどもそれは例外的現象であつて、普通の場合にあつては取消の特別の理由の存在する場合でなければ取消は行はれないことになつて居る。此の點に於ても亦人的見地と物的見地との平行主義が一の重大な意義を有するのであつて、大抵の場合創業を許可した同じ機關が後日に於ける變更の任をも有するものである。即ち「經營の續行を禁止し」、又は「許可を取消し」、又は前に認許せられたる者の「資格」を褫奪する等である。實生活上の場合としては、重點は後になつて信用がなく

なつて來たとか、行狀に眞面目を缺くやうになつて來たとか、其の他之に類似の場合に存し、即ち主として人的適格の點に存するものである。従つて例へば營業條例には、「土木建築業の企業者又は指揮者としての營業の經營又は土木建築業の各部門の經營は、當該の營業の經營に關する營業經營者の不信用を明かにする事實を存するときは禁止すべし」と規定してあるのである（第三十五條第五項）。

時には不信用と云ふ語辭が各個の事實に分析されることがある。即ち立法者は所謂決疑的列舉主義を執つて居ることがあるのである。例へば立法者は一九三〇年四月二十八日の料理店飲食店取締法第十二條に於て、許可の取消の爲の六つの事實を列舉して居る。穀物業（牛乳業の場合にあつても亦同じ。一九三八年七月二十九日の新命令第六條等）の範圍内に於ては更に一步を進めて、以下に擧げた各事實の一つを存するに非ざれば信用の缺落を認めることを得ないと云ふことを明示的に言明して居るのである。だが是等の事實は極めて多趣多様に形成されて居るのであつて、即ち(四)の長々しい事實一つ丈でも次のやうなものがある。「經營指導者又は經營本部の一員が穀物業の統制に關する法律又は製粉場の併合に關する法律又は穀物の價格の保全に關する法律又は飼料取締法又は是等の法律一つに基きて公布せられたる命令又は指令に對する故意に因る違反の廉を以て有罪を言渡されて判決確定したるとき、又は經營指導者若し經營本部の一員の、價格の形成並に價格の維持に關する團體の指令、經營の勞働の範圍又は利用の程度の規律、土壤の内容又は混合に關する規定、團體若し國價格形成監督官又は物價監督機關の供給若し運送に關する規定に對する故意に因る違反の廉を以て經營が秩序罰を以て處罰せられ、經營支部が此點について團體より戒告せられたる後、經營指導者又は經營本部の一員が其の後二年の期間内に故意に因り更めて前記の種類の規定に對する違反を犯したるとき」云々（穀物業の統制に關する命令の改正に關する一九三七年六月二十六日の命令第十一條の(四)）。

今日特に重要なものは國價格形成監督官(第五節の三)の末尾)も亦物價に關する法令に對する違反の廉を以て經營を閉鎖せしめるの權を有すると云ふことである。それは特に日常生活の必需品に關する場合に見る所である。

會社を直ちに解散するの權能も間接に此の範圍に屬することである。蓋しそれは會社の生存の基礎を奪つて了つて、従つて同時に當然の事理として經濟上の活動を禁止することを意味する次第だからである。例へば一九三七年一月三十日の新株式法第二百八十八條第一項に曰く、「株式會社又は株式合資會社が特に法令又は責任意識を以て經濟を營むべきの原則に甚しく違反する其の理事者の行狀に依つて公共の福祉を危殆ならしめたるときは、國經濟裁判所第十節の(二)は國經濟大臣の請求に依り會社を解散することを得。國經濟大臣は國司法大臣並に其の他關係を有する國務大臣と協調して此の請求を爲す」とある。

以上の處分は直接經濟官廳又は其の他の公法上の經濟機關に由來するものであるが、其の外に尙近頃では、營業上の地位の濫用又は營業上の地位に牽聯する義務の不遵守に基く重罪又は輕罪を處罰するに當つては、「將來の脅威に對して社會公共を保護する爲に必要なるときは、同時に一年以上五年以下の期間被罰者に營業を禁止する」の權能の刑事裁判官に與へられたものが存在するのである。

刑法第四十二條。(一九三三年十一月二十四日の法律に基くもの)。刑事裁判所の實際上の取扱は一見した所では此の權能を必ずしも甚しく力強くは行使して居ない(兎に角第一年には二百十八人の者が此の權能の適用を受けた。然もまた他の半面に於ては相當立入つた處置をも執つて居て、「如何なる商業」を營むことの禁止をも言渡すことを得るものとして居る。即ち大審院の一九三七年二月十八日の判決がそれである(Strafsachen Bd. S. 69)。

(五) 参考文献は極めて多趣多様で、分散して居り、衆説紛々として歸一する所を知らない有様である。

例・Julius von Gierke (wie S. 17), § 34: Die Erläuterung zu Gewerbebetrieblenen, Verbot von Betrieben, Verwaltung des Betriebsrechts. — Grossmann Doerth (wie S. 16), S. 13 ff.: Fernhaltung ungeeigneter Unternehmer

—— Heinz Walther Bahr, Die Zulassung zum Gewerbebetrieb im nationalsozialistischen Wirtschaftsrecht, 1938. — Heinz Walther Bahr, Die Zulassung zum Gewerbebetrieb im nationalsozialistischen Wirtschaftsrecht, 1938, S. 638 ff. und S. 697. 此の點では經濟法の分野では僅かの手數の間にとんなに澤山の資料が累積され得るものであるかと云ふことが再び明かにされて居るのである。Kudolf Reinhardt, Handel und Gewerbe (1938) §§ 4 bis 6. — E. Heintz, Das Einzelhandelsschutzgesetz, für die Praxis erläutert (1936). — 其の外にも是等の資料を少しく深く究めたいと思ふ者は、小賣商、國食糧生産業職能團體、信用制度などに關する特別の文献を研究する必要がある。——特に不信用の法律的结果はロールフキング (Rohlfing in Zeitschr. Akad. f. Dr. Recht 1935, S. 733) が取扱つて居る。

數多い法律資料の完全な印象は辭書を手にした場合に初めて得られる。Kartei-Handbuch des Wirtschaftsrechts (Lose-Blatt-Lexikon) の「經營設立並に擴張權」(Betriebserrichtung und Erweiterungsrecht)と云ふ見出語の下を參照。國經濟省では一九三六年末に「特定の營業的及び職業的條件を具備することを營業の爲に必要とする職業及び營業」の二重の目錄(Doppelverzeichnis)が調製された。特に先づ國法、次に邦法上の基礎に基くものである。——工業の分野に於ける一九三七年二月三十一日現在の狀態は、モエンクマイヤアの年報(Moenkmeiersche Jahrbuch S. 554f.)の掲げる所である。

第十三節 競争の調節

(一) 事實

個人にしても商店にしても一度經濟的に創業するを得ると、自然的の必然性に從つてすぐさま互に相競争するやうになるのであつて、社會の活動の原動力は實にここに存する。げに此の活動の原動力たるや太古草味の世に迄も遡るのであつて、人間の存在からそれを取除いて考へることは全く不可能事であると共に、人類が「市場」を設置して商人としては顧客と、製造業者としては買取人と不斷に接觸することが出来るやうになるや、其の勢は増大し、其の存在は特に顯著に看取し得られるに至る。加ふるに世が「機械の時代」に入り、交通は頻繁となり、大都會大工場の出現はあり、分業は益々其の歩を進めるに及んでは、競争こそ經濟上の活動に於ける一番強烈な動力の一つとなるのである。

だが同時に其の暗黒面も益々明瞭に現はれるやうになつて來るのは止むを得ない勢である。今日の人間は昔の人間と違つて遙に狹隘な地域内に押込められて、厘毛の損益、錨銖の得失を計算するに慣はされると共に、往々にして經濟的缺乏の旗印の下に置かれ、所謂自給自足(自給自足)(第十九節を参照)の處置に依つて外國の市場から隔絶せしめられることであるから、「如何なる

微々たる顧客」をもあてにすることを餘儀なくされ、若し此の顧客にして他人の誘致獲得する所とならんか、云ふ迄もなく痛恨に堪へないことと感ずるのである。かやうな次第で先づ最初にフランス語の上に「不正競争」(Concurrence déloyale)不正競争の亡靈が姿を現はすやうになつたのも全く當然の事理である。されば新しい經濟學說、新しい世界觀、新しい經濟形成の行はれて居る當今のやうな不安な時世の下に於ては、顧客を廻る「競争」心、競争熱の熾烈を來すのは當然であると共に、此の競争は巧妙な隱蔽の策動や暗示に由つて昂揚されるものである。事ここに至つては獨り各個の業者又は各個の消費者のみが惱まされるのみに止まらず、一國の經濟全體が其の爲の害を被り、動搖せしめられることとなるものである。従つて國家が之を袖手傍觀することの出来ないのは素より多言を俟たずして明白である。従つてまたこゝでも政治教育や政治的訓練と相並んで、國家が競争を秩序の立つた、國民にとつて有益な軌道内に持來す爲に設ける法律秩序が肝要なのである。

國家の目標と云ひ、國家の任務と云ひ實に此の以外にはない。と云ふのは、如何なる國家と雖「競争」を全然經濟生活外に排斥し去る程愚かしくはあるまいし、また如何なる國家と雖「競争」を全然經濟生活外に排斥し去ることが出来る譯のものでもあるまいからである。加之ナチスの國家は其の指導者の明白な言説の示して居る通り、獨逸國民に卽した健全な競争を是なり

とする信條に歸依するものである。否、業績思想 (Leistungsgedanke) は大仕掛な、主として獨逸労働戦線に依つて形成された、獨逸國の全土に亙り、一切の職業部門を網羅する「業績競争」(Leistungsverkehr)を導くに至つた。勿論此の業績競争と云ふ唯一の絶特の現象は、「營業的事項」(das Geschäftliche)の範圍内から一頭地を抜いて、遙に高い地位を有する理想界に卓出するものではあるが、併し營業の水準上に於ても、即ち「經濟」及び「經濟法」の世界に於ても、各人は原則として當然其の力を示し、其の力を利用することを得べき筈のものであり(緒論の(7)の末尾を參照、「働く義務」(Pflicht zu arbeiten)、實際また通常の競争の軌道にして遵守されさへするならば、不適格者は適格者の前に屏息することであらう。

國價格維持監督官の一九三五年六月十九日の命令 (Reichsanzeiger Nr. 141) の前文の一節。「經濟上の宣傳は販賣の助長に役立つものにして、國民經濟の範圍内に於て一の重大なる任務を果すものなり。法律又は官廳の定むる規定に依つて劃せられたる限界の範圍内に於ては、

宣傳に際し己れの裁量に従つて宣傳の地區と範圍とを定め、己れの能力を利用する丈の自由を個人に與ふることを必要とす。組合並に團體が特別の授權を受くるに非ずして己れの所屬員に宣傳を制限する規定を課することを得ず。かく如き制限は經濟生活の正規の經過を妨げ、競争並に價格の健全なる發展を阻止するに至る。加之かくの如き制限は宣傳經濟の範圍内に於て痛切なる障礙を招來せざるを得ざる」ものなること獨逸經濟宣傳會議總裁の反覆高調したる所の如し。

所が、それなら謂ふ所の軌道なるものはどこに、そしてまたどう云ふ風に走つて居るのかと

云ふ問題に接近して仔細に觀察して見ると、資料は澤山の細目に岐れて居るものであることが判る。さう云ふ次第で冒頭に置いた見出の語のやうに競争と云ふ事實を云々することをしないうで、幾つかの事實について論ずることとするのが殆ど適當なものはあるまいかと思はれる。此の多數の事實は發展の一結果である。其の中の若干者は可也明確に界限することが出来るのであつて、例へば、「割引」(Rabatt, Preisnachlass)とか、業務上の機密の漏洩とか、安値提供 (Preisunterbieten)とか、それであるが、其の他のものは可也に曖昧模糊として居て、其の本質並に意義上争がある。此の點についての文献は極めて多趣多様であるが中で(本節の(五)の下に於ける例)、精到な概念形成や類別の益々新な試みが企圖せられつゝあるのであるが、未だ以てそれが爲に動搖恒なき此の資料が克服されて了ひはしないのである。立法者が這般の事情の認識に眼を蔽ふものでないことは、個々の事實を超越して了つて一般條項 (General Klausel) の手段に訴へることとして居る點に、はつきりと示されて居るのである。

競争上の行動の分野上に於ては特有の用語は驚くべく豊富である。「宣傳」(Reklame)と云ひ、「競争」(Konkurrenz)と云ひ、「同盟排斥」(Boykott)と云ひ、何れも其の外來語である點に於て是等の事柄が如何に國家や國民を超越した事柄なのであるかと云ふことを明示するものならぬはない。また「客引き」(Kundenfang)とか、「景品心理」(Zugabepsychose)とか、「網的提供」(Loekvogelangebot)とか、「見切賣」(Schlendern)とか云つたやうな語辭は、日常新聞紙上使用される所であつて、此の分野の民衆的なものであることを示すものであり、ま

た「最終消費者」(der letzte Verbraucher)とか、「大量購買者」(Grossabnehmer)とか、「價值宣傳」(Werbeklamme)とか云つたやうな語辭は、學問としての經濟學上の用語との關係を認識せしめるものである。かくて個々の「事實」は是等のいろ／＼な世界から生じて法律上の世界に移つて行く次第であるが、其の間おのづから區別があつて、品物の品質に關する欺罔と、品物の由來に關する欺罔と、景品や割引に注意を引き付けることによる欺罔と、自己の給付に關する欺罔、例へば支出した原價に關する欺罔とではおのづから別である(ルドルフ・ラインハルト)。こゝに二つの主たる範疇が形成される。「業績競争」(Leistungswettbewerb)と「妨害競争」(Behinderungswettbewerb)とである(ニツベルダイ)。所が特に實際用の爲に公にされた某書中には「不正競争の最も頻繁に見る場合」として二十一を下らない事實が擧げてある。従業員の離反心煽揚、顧客の離反心煽揚、見切賣、競争相手に對する誹謗、割引、袖の下(Schmiergeld)、景品等である(ルードロフ・プロツホウキッツ)。

立法者は此の種々相に或る程度まで適應する必要があつたので、後の決疑的列學主義は暫く別問題とすると、既に不正競争に關する一九〇九年の基本的法律(其の先驅者は一八九六年の法律)中で營業上の狀況に關する不實の開示、特に商品又は營業上の給付、製造、價格の測定等に關する不實の開示、見切賣、殘品一掃見切賣(Käufungsverkauf)、品物の追送、嫌疑及び誣罔、他人の商號の僭稱、秘密の漏洩等を獨立の事實として取扱つて居るのである。けれども一九〇九年の法律は一八九六年の法律の舊法文とは異り、開卷直ちに第一條に、「營業上の取引に於て競争の目的を以て善良の風俗に反する行爲を爲したる者には不作爲及び損害の賠償を請求することを得」と云ふ有名な、往々にして其の運用に於て無限である一般條項を以てして、以上の一切に橋を架けて居るのである。

(二) 立法の経路は經濟上の創業の規律(前節で取扱つた)の場合に於けると類似の經過を執り、十九世紀に於ける立法者の態度は控へ目勝であつて、「勢力の自由な發揮」と云ふ標語の

直接實際上に適用されたこと、「競争」と云ふテーマの場合に於けるが如く甚しいものは未だ曾て他に其の例を見ない。

(a) けれども自由主義の世紀の末葉には既に此の現象を抑制する最初の端緒が現はれ出した。即ち不正競争の取締に關する特別法(一八九六年五月二十七日)と普通民法典(一八九六年八月十八日)とが、年を同じくして、然も互に獨立して公布されたのである。後者は本來競争そのものとは餘り縁のない法律であるが、只今援用した、それよりも遙に幅の廣い一般條項を世の中に送り出したのである。それは第八百二十六條の規定であつて、苟も故意に因る風俗に反する行爲にはすべて直ちに損害賠償の義務を課することとして居るのである。次いで新不正競争取締法の公布せらるゝや(一九〇九年六月七日のこと)、其の第一條は民法第八百二十六條を排斥するやうなことはしないで、寧ろ此の二つの一般條項は其の後數十年を通じて現在に至る迄、兩々相携へて不正競争の彈壓に當つて居るのである(注意すべきは、民法第八百二十六條の場合にあつては時効期間が遙に長いことである)。此の法條を基礎として幾百の判決が出て居るが、大抵は同時に此の二つの法條に立脚して居る。勿論今日では此の二つの法條の使用する所である「善良の風俗」と云ふ一般的概念は、經濟生活についての新しい觀念に従つて、特

に即ち公共の福祉（「健全な民族的感情」(gesundes Volksempfinden)）と云ふ文式の方が好んで使用される」と業績思想とを斟酌して、擴充する必要があるのである。

(b) 次いで第三帝國創立の直前には個々の問題、即ち景品制度が一九三二年三月九日の特別の命令（其の後一九三三年五月十二日の法律に由つて若干の改正を加へらる）に由つて取上げられた。其の先頭に立つものは、「營業上の取引に於ては品物又は給付の外に景品を添付(Zugabe machen)することを禁止す」と云ふ原則である。けれども此の原則的禁止には若干の例外が認められて居る。例へば「些細の價值をしか持たない廣告物」、「一定の金額に於てする景品又は一定の方法に於て計算すべき金額に於てする景品」、「報告及び助言の單なる頒付」等である。所が此の法律の施行以來僅々數年にして澤山の單行の問題が此の條文に敷衍して生ずるに至つた。「景品」とは何であるか。「些細なる價值」とはどんな價值であるか。「主たる取引と景品の行爲との間の關係とは何であるか」。等、等、等である。註釋書や其の他の文献は種々雑多な決疑的列擧の主義を執つて居る。「脱法行爲」や假裝行爲（第八節の(三)）のテーマは此の場合にあつても非常に活潑である。

(c) 次に一九三三年と云ふ年は一九三三年九月十二日の法律に依つて全然新規な現象を喚起するに至つた。此の法律は典型的の「監督」法（„Aufsichtsgesetz”）であつて、「形成を統一

的にして且有效ならしむる爲、宣傳、通知、展觀、市場及び廣告に關する公私一切の事項は國の監督に服せしめらるゝものとす」と云ふ字句で始まつて居る。同時に是は「割據主義」(Partikularismus)（第二節の(三)）の克服されて了つた一例でもあるのであつて、從來全然不平等な働きをして、大抵の場合極めて薄弱な發達をしか遂げて居なかつた邦法上の多くの官署（營業警察及び其の他之に類似するもの）は、一つの新しい中央的な國の施設に由つて吸收されて了つたのである。是ぞ即ち此の法律の本當の核心たるものであつて、法律には「此の監督は獨逸國經濟宣傳審議會（Verborat der deutschen Wirtschaft）に依つて行ふ」（第一條第二段）と規定してある。此の極めて特異な宣傳審議會が其の後どんな働きをしたかを、以下に於て簡単に説明すると、此の審議會は其の「告示」(Bekanntmachung) 竝に準則 (Richtlinien) を以てして或る程度まで立法者の意思を紹述し、之を實生活上に適應させたものである。けれども立法者自身も引續き工作を加へ、通例の通り幾つかの施行令を此の基本法に附け加へたのである。

此の立法上の活動の例としては、基本法は簡單に「經濟宣傳を實施する者は許可を必要とす」（第三條）と規定して居るのであるが、勿論既に此の場合に「例外」を認め得ることが規定されて居たものではあるが、今度は幾百萬の請願や照會の宣傳審議會に蠅集して來ないやうにする爲の豫防の方策を講ずる必要があつた。こゝに於てか一九三三年十月二十七日の第二次施行令第四條は、宣傳審議會が總括的の聲明を爲すの道を開いた。曰く、「宣傳審議會は一般的に如何なる個人及び會社に經濟宣傳の許可を興ふるや、如何なる種類の經濟宣傳を一般的に許可するやを告示

す」と。そして此の権能は汎く行使されたものである。

(d) 同じ一九三三年には更に所謂割引取締法 (Rabattengesetz) が公布された。一九三三年十一月二十五日の値引 (Preisnachlass) に關する法律と云ふものがそれである。此の法律にあつても細目に互つての重要な施行令が追加された (一九三四年二月二十一日の施行令)。基本法に於ても將又施行令に於ても各個の事實に屬する戰術であつて、われ／＼が十九世紀末の不正競争取締法に際し既に取締られた所のもものが捕捉されて居る。「現金支拂値引」(Barzahlungsmacht-lässe)、「大量購買値引」(Mengenachlässe)、「特別値引」(Sondernachlässe)、「誠實報償」(Treuevergütungen) が相前後して租上に上せられ、其の適法性を厳しく限界された。例へば、「現金支拂値引は商品又は給付の價格の百分の三を超ゆることを得ず」等。

此の點に於ても事がどんなに甚しく極めて小さな細目的事實に迄沈下して居るか、然も恰もそれに依つて同時に人の生活並に其の法令の規定を以てするまづはりがどんなに力強く現はされて居るかは、既に經濟法の條文の「解釋」に關する節中で、ホーナア式手風琴の例について示した所である (第八節の四)。

(e) 最後に——立法の現在の状態に従つて——尙特筆するに値するのは一九三四年の狭い範圍の一命令である。此の命令は刑法的内容を有するのであり、「見切賣」の事實丈しか取扱つては居らず、それも制限的な形態に於て取扱つて居るに過ぎないに拘らず、謬つて「競争に關

する命令」(一九三四年十二月二十一日の公布に係る)と云ふ全然一般的な名稱で呼ばれて居る。けれども此の命令の汲んで來る資料は無限である。其のことは事實を劃定するのに使用されて居る字句の既に示して居る所である。曰く、「己れの信用を不當に利用し、又は國や己れの經營に屬する従業者や若は債權者やに對する己れの義務の惡意に基く不履行の下に公共に有害なる方法に於て、財貨又は給付の原價を償ふに足らざる價格にして適正なる經濟の要求と相容れざるものを以て財貨若は給付を提供したる者は云々」と。けれども特に此の短い命令には前文がついて居て、此の前文は本文たる三條の條文よりも長文で、或る意味に於て競争と云ふことに對する國家の態度を示す綱領たるものであり、殆ど學者の講義とでも云つたやうな體裁を示して居る。われ／＼は此の前文が競争制度にいろ／＼直接若は間接の影響を及ぼしつゝ、四ヶ年計畫にも隨伴するものであると斷言して差支あるまい。

此の前文は其の結論中に於て再び個々の法律の紛糾して居ることを明かにして居る。曰く、「國民の購買力に合致する價格は品物と業績との十分なる提供あるに於ては健全なる競争の基礎の上に最も確實に且最も信憑に値する程度に發達するものなり。然れども競争は決して郷土よりする糧食補給の保全を妨ぐることあるべからず。加之生産所並に地方の商業が未だ完全な範圍に於ては利用せらるゝことなき時世の下に於ては、以て公租や賃金を支拂ふに足らず、且債權者に辨濟を爲すことを得べからざる價格が、競争に於て要求せらるゝことあるの危険を喚起するの慮ありとす」と。更に曰く、「業績と責任意識とに立脚せる競争の基礎を造り、依つて以て國民經濟にとつて最善の價格を確

保する爲には、國價格維持監督官の權限に關する一九三二年十二月八日の命令に基き、國價格維持監督官の任設に關する一九三四年十一月五日の法律、並國價格維持監督官の權限の擴張に關する一九三四年十二月四日の法律と關聯して命令すること次の如し。云々。

(f) オーストリヤと從來の獨逸國領土との間の競争の仕切りは、特殊の歴史的事實を成したものであつた。此の件については「オーストリヤ經濟の爲の市場保護に關する命令」と云ふ特別の命令が公布された(一九三八年九月二十九日)。此の命令は「從來の獨逸國の領土所在の競争者に對する市場の保護をオーストリヤの經濟に與へる爲に必要な」處置を、營業經濟の自治機關 (Selbstverwaltungsgorgane der Gewerblichen Wirtschaft) (此の點については第三十九節を參照) に委ねたものである。

尙ほステューテン獨逸地方の經濟の保護に關する一九三八年十月十五日の命令並に一九三八年十月二十七日の第二次命令をも參照。

(三) 司法の關與する範圍は競争の分野に於ては經濟法の他の殆どすべての分野に於けるよりも遙に大なるものがある。競争以外の分野にあつては「通常の訴訟方法」は漸次除外される趨向を増加して行きつゝあるのに(第十節の六の(b)、此の競争と云ふ分野にあつては、まだまだ區裁判所、地方裁判所、控訴院のそれ)、特に大審院にとつて廣汎な行動の餘地が剩されてある。加之形成力に關しては所謂民事法は刑法に比較して重きを爲す。是は不正競争に對する

處置が著しい範圍に互つて今日尙ほ私人の發議——不作爲の訴や損害賠償の訴の形式で——に俟つ次第であるのと、此の場合大抵は民法第八百二十六條と不正競争取締法第一條(本節の(二)の、私法上の一般條項に支持されて居ること、關聯するものである。けれども此の場合にあつても「管理所」(Verwaltungsstelle)や「職能團體の施設」(ständische Apparatur)は通常裁判所の判決行動に對して、殆ど「競争する」と云つても敢て不當ではない程の關係に在ることを誤認する譯にはいかない。かやうな次第で通常裁判權の外に一九三二年に創設された「調停所」(Königungsämter) (本節の(四)の(b))が存在し、また宣傳審議會の發表は往々にして通常裁判所の裁判と相交叉するものである。此の點については本節の(四)の(c)の下で再び論ずることとする。

區裁判所の一判決、曩に擧げた手風琴事件。——民事事件に於ける大審院の判決行動の例としては、(1)、經濟生活に於ける行動は原則的に自由たるものとし、他人が其の爲に憚む場合にあつても尙且然りとす。「努力と費用とを以て贏ち得たる個人の勞働の結果はそれ自體としては保護せらるゝものに非ずして、寧ろ不正の手段を施用しての侵害に對してのみ保護せらるゝものなりとす。他人の顧客の範圍に侵入し、「顧客をして離反せしむ」るは決して不正の手段を施用しての侵害たるものと云ふべからず。蓋し何人も取引生活に於て己れの顧客の範圍の恒久不變に維持せらるゝことを要請するの權を有するものにあらざるを以てなり。寧ろ競争相手の顧客の範圍内に侵入し、己れの營業上の給付の品質と價格とを以てして競争相手の顧客を離反せしむるは、苟も競争たるもの、本來の内容、目的及び精神に屬し、唯不當の手段を以て之を爲すことを得べからざるのみ。下値の提供 (Preisunterbietung) は本來決して不當

の手段を以ての競争たるものならずして、其の特別な事情の添加せらるゝことに因つて不當となるにあらざる以上は、全く適法なる處置たるものなりとす」(一九三四年二月二十三日の判決、RGZ. Bd. 144 S. 49)。——(2)、明白に誇張した廣告の文句もその誇張であること(冗談めいて居て)が讀者の容易に看破し得る所であるときは、之に對する態度も寛大である「然り、オドル(口腔清淨劑である)の方がいゝ」(一九三五年十二月十日の判決、Bd. 149 S. 242 ff.)。——(3)、だが他の半面に於て景品(贈與)についての解釋は非常に嚴格である。特に往々にして「齒科技工事件」(Dentalhilf)が援用される。齒科必需品商組合が小型の日記帳を無償で齒科技工に贈與しやうとした事件(一九三五年十二月十日の判決、Bd. 149 S. 242 ff.)である。景品に關する判決の別段の例としては、一定のガス用具を購入すると無計量でガスを供給してやると云ふのがある。(一九三七年二月九日の判決、Bd. 154 S. 28 ff.)。——(4)、理論の上から見て「妨害競争」(Behinderungswettbewerb)と云ふ概念はニッヘルダイの樹立して居る所であるが、果して十分な根拠を具へて居るものであるか、竝に其の他の點に於ても特に重要なものは一九三一年十二月十八日のベンヂン判決(Bd. 134 S. 342 ff.)である。即ちカルテルに加入して居ない給油所が他の給油所よりも安くベンヂンを賣つたと云ふ案件である。アウトサイダアに對するカルテルの闘争である。——(5)、「羈束價格」(gebundene Preise) (標示商品(Markennartikel))の場合にあつては、みづから普通の「對證」(Revers)には署名しなかつたけれども、品物は對證署名者(對證署名者は此の場合其の契約を破つて居るのである)から獲得し、かくてみづからもはや「妨げなきものと」信じてかく取得した品物を以て市場に進出して居る者は、どの程度まで不正競争の罪を犯すものなのであるかと云ふ問題は、長い間非常に彼是と論議のあつた問題である。大審院は最初は動搖して居たけれども後には之を積極的に解決することとした。(一九三五年十月十一日の判決、Bd. 148 S. 364)。——(6)、更に別段の單行事實、來歴の表示(Herkunftsbezeichnungen)(一九三三年二月七日の判決、Bd. 139 S. 363、「ヨルゼン人」、一九三六年五月五日の判決、Bd. 139 S. 213、「ウキスキー」、代理人の離反工作、一九三五年十月二十五日の判決、Bd. 149 S. 114、營業上の機密の漏洩、一九三五年十一月二十二日の判決、Bd. 149 S. 329

是等の判決にはすべてあらゆる學者の意見と新聞紙の發表とがまつはりついて居るのである。

(四) 官廳の施設

(a) 本省並に職能團體の行動

競争の問題の處理に従事する官署の極めてまち／＼であることは殆どさなきだに懸念すべきものとされて居た所であつて、是は曩に立法を論ずるに當つても既に斟酌したのである。國宣傳大臣は一九三三年十月二十七日の經濟宣傳法第二次施行令を公布したのであるが、其の冒頭直ちに是は「外務省、國內務大臣、國大藏大臣、國經濟大臣、國労働大臣、國郵便大臣、國交通大臣及び國食糧及び農業大臣と協同して」行はれるものであることが確認されて居る。時には是等個々の大臣も單獨で何か干渉するの機會を有する。とりわけ國經濟大臣がさうであつて、例へば一九三五年六月二十四日の布告中では國經濟大臣は景品制度に於ける脱法行爲を取締つて居るのであつて、屢々「指令」、例へば「消費の區分轉換の爲の販賣」(Verkäufe zur Wende eines Verbrauchsabschnitts)に關する指令(一九三五年五月十四日公布、Reichsanzeiger Nr. 112)、尙不正競争取締法第九條參照)又は冬物しまひ賣(Winterschlussverkäufe)に關する指令(一九三六年十月三十一日公布、前掲 Nr. 112)などが發せられある。國價格維持監督官(國價格形成監督官)も亦此の點に發言するの任を有するものであることは素より自明的の

ことであつて、既に上述した所に於て其の命令中の一つに關する「前文」を通じて明かにされた所である（第十三節の(一)）。四ヶ年計畫委員の内部からすらも時々刻々に新しい訓令又は其の他之に類するもの、生ずることがあり得るのである。

加之職能團體的組織 (ständische Organisation) の官廳的施設が其の外にある。例示すると、(1)、小賣商に於ける競争の問題を規律する爲の特別委員會は近年絶えず「意見書」を公にして居る。例へば懸賞の根據のあること (Markt von Preisschreibern) に關するもの (一九三六年第八號)、顧客に購買を迫ることを目的とする贈與に關するもの (一九三三年第六號)、下値提供、特に損失價格 (Verlustpreis) を以てする品物の販賣 (一九三三年第十七號)、文言の吟味、「蓋し債權者に斟酌を拂はざる者は同時に己れの競争者が作法上の理由又は法律の定むるかくの如き斟酌の作爲令の理由に因り己れと有効に競争を行ふことを妨げらるゝの事實を利用するものに外ならざるを以てなり」(2)、ベルリン商工業會議所は當時 (一九三四年三月十九日) 國經濟省へ宛てた請願書中で「些細なる價値の廣告物」 (Reklamgegenstände von geringen Wert) の概念 (一九三二年三月九日の景品令第一條) をば十ペニヒと云ふ數上の最大限に、また一些細の價値を有する細小物 (Geringwertige Kleinwaren) の概念を五ペニヒに確定しやうと試みた。會議所はまた反覆して意見書を公にして居る。例へば醸造所の名前入りのコップを飲食店に具へ付ける件や、出來合服の無料を以てする身體への適合其他に關する意見書等である。——(3)、國經濟會議所 (Reichswirtschaftskammer) も反覆して意見書を出して居る。例へば「總體價格」 (Gesamtpreis) に依つて蔽はれる「附屬品」 (Mitgehöriges) に關するもの、又は今し方援用した第一條の意味に於ける「商取引上普通に行はれる從物」 (Handelsübliches Zubehör) の概念に關するもの等である。——(4)、國食糧生産業職能團體の範圍に於ては、此の團體の「仲裁々判所」 (Schlichtgericht) (第十節の(五) 並に第十五節の(七)) は間接に競争のテーマに關係し、「割當額」 (Kontingente) (第十四節の(六)) を確定することに依つて、市場の加入者過剰の場合に不健全な競争の脅威を一掃して

居るのである。——(5)、工業及び其の他の營業經濟の經濟群 (Wirtschaftsgruppe) も亦經濟制度の上に統制的干渉を及ぼすの任を有するものであることは、例へば大審院が一九三八年八月二十四日の判決中で確認した所であり、其他にも尙ほ、「苟も經濟群たらん程のもの、指令は獨逸國經濟宣傳議會に於て取消すことを得ず」と云ふことも確認して居るのである (Bank-Archiv 1938 S. 707)。——(6)、また其の外に例へば「營業經濟」 (Gewerbliche Wirtschaft) の名譽裁判權 (Ehrengerichtsbanket) がある。是は一九三七年一月二十日の名譽裁判所法の設置する所であつて、職業上の名譽 (Berufsethe) に對する違反に制裁を加へるの任を有するものである。蓋し競争の一變種中にはかくの如き職業上の名譽に對する違反をも存することがあり得るからである。

(b) 所謂調停所 (Einiungsgänger) はそれ自體一階級を成すものである。是は一九三二年に不正競争取締法 (第二十七條 a) 中に追加規定された所であつて、不作爲竝に損害賠償に關する澤山の小規模の民事訴訟を傘下に收めて、或る程度まで通常裁判所の負擔を軽減することを使命とするものである。従つて調停主任は「裁判官たるの資格を有する法律専門家たること」を必要とし、其の外に「二人以上の當該事實に關する専門家たる陪席員」を存する。其の目的とする所は常に先づ和解的調停 (gütlicher Ausgleich) たるものであつて、此の和解的調停にして一度達成し得られるに於ては、「執行力ある債務名義」 (vollstreckbarer Titel) として作成されることが出来るのであるが、それを達成することが出来ないときは、調停所はみづから進んで「裁判を下す」ことは出来ないのであつて、「鑑定的の判斷」 (gutachtlicher Spruch) を以

て満足せざるを得ない。此の「鑑定的判断」は通常裁判所にとつては羈束力を有する次第ではないけれども、鑑定的表明として著しく重きを爲すものであるのは素より言を俟たない所である。

法律上の基礎。第二十七條^aの規定は經濟の保護に關する一九三二年三月九日の國大統領の緊急命令(第二部第一條、RGBl. I 134)に依つて挿入された所である。其の後例へば一九三二年七月十六日のプロイセン邦商業及び營業省の省令がある。之に依ると、調停所は「商工業會議所、其の公法上の目的團體 (Zweckverband) 竝に手工業會議所」に設置されることになつて居る(第一條、GS. S. 249)。——參考文献の吟味、Günther Hecht in „Gewerblich-Rechtsschutz u. Urheberrecht“ 1937 S. 845 ff.

此の調停所の行動範圍の一例を挙げると、某商店が自製の萬年筆に、此の萬年筆は「二十年間保證」で其の所有者をして特に價値あらしめるものであり、其の尖端は眞正のオスミウム・イリヂウムであるから、あらゆる尖端金屬中の最も強靱なるものであり、十年以上の使用に於て磨滅するものではないと云ふ文句の廣告を附けた。マンハイム商工業會議所の調停所の鑑定に曰く、十年又は十五年後には買主と雖との程度まで此の商店が責任あるものであるかを證明することは出来ない次第であるから、かくの如き廣告は不合法であると(新聞紙の報ずる所に依る)。

(c) 「獨逸國經濟宣傳審議會」(Werberrat der deutschen Wirtschaft) は極めて特異な特色を有する機關である。此の審議會の法律上の基礎は既に本節の(二)(c)で説明した所であり、また個々の宣傳員(Werbekolente)も場合に由つては其の許可に繋らしめられるものであることについても同じ所で既に述べた。其の「信用の程度」も或は審査されることがあるのであり(第十二

節の(三)(b)、また恐らく公租を納付することを必要とするものであること(同じく第十二節の(三)(d))も亦然り。併し宣傳審議會の一般的作用は遙に其以上に卓出するものであつて、「審議會は經濟上の宣傳の分野に發達したる弊害を除去するの處置を爲すことを必要とす。特に審議會は經濟上の宣傳に於ける眞實を招來し、とりわけ宣傳賃率(Werbetarif)の遵守(賃率忠實主義(Tariffreue))に配慮し、新聞、雜誌及び其の他の印刷物につき發行部數を誇張することを廢止することによつて、宣傳手段の價値に對する信用を涵養することを必要とす。審議會は經濟宣傳に於ける不信用竝に不誠實に干渉することを必要とす」るのである(第二次施行令の第五條)。審議會の任務をかう素描して見ると、此の審議會は宣傳省(Propagandaministerium)の「管轄に屬する」ものであることが判る。即ち察議會の委員は國宣傳大臣の任命する所であり、其の經常的の行動についても審議會は此の大臣の不斷の監督の下に立つ(此の法律第二條)。尙また審議會は「獨自の財産を有する公法上の團體」たるものであつて、其の總裁竝に部長(Geschäftsführer)は「國の官吏」たるものと宣言された(第二次施行令の第一條)。此の基礎からして審議會は各個の判決竝に特に「準則」と「告示」とを以てして、毎日明けても暮れても宣傳制度の形成にたづさはつて居るのである。

一九三八年秋までに大抵は非常に委曲を極めた二十以上の告示が既に公にされた。例へば一九三三年十一月一日に

公布された第一次命令（第八次命令に於て幾分變更）は宣傳審議會の独自の規則を定めて居る。同じく一九三三年十一月一日に公布された第二次命令（第十四次命令に由つて幾分變更）は目前に迫つた仕事の最初の輪廓を定めて居る。定義、宣傳行動についての一般的準則（特に、「宣傳は意向並に表現に於て獨逸的なことを必要とする）、許可制度の總括（第十三節の（二）を参照）、納付せらるべき公租についての第一の原則等がそれである。更に個々の分野に對する著手が之に續き、「印刷物に於ける經濟宣傳」並に欄の幅の規準、「廣告價格表」（Anzeigenpreislsten）の作成に關する規定等（第三次布告）、「市並に展覧に由る經濟宣傳」（第六次布告）、「戶外貼札に由る經濟宣傳」（第九次布告）、「流行品陳列に由る經濟宣傳」（第十六次布告）等に關する規定が掲げられてある。——もつと遙に細目まで行互つて居るのは「準則」であつて、例へば「紡織製品との關係に於ける洗濯材料の指示に關する」準則（一九三八年八月）等の如し。

是等の布告の法律的性質を決定するのは大切なことである。布告（Bekanntmachung）は「法律」たるものであるか。大抵の布告はそれが恰も法律であるかのやうな體裁を執つて居るが、それにも拘らず布告が法律であると云ふことは消極的に解さなければならぬ。従つて裁判所は是等の「原則」には羈束されないのであつて、此のことは多くの高級裁判所の明示的に判示して居る所である。併し調停所の判斷（b）を参照）に於けると同様、宣傳審議會の表明の事實上の意味は裁判所の十分尊重する所であるのは、例へばカッセル控訴院が一九三七年八月五日の判決中でみづから證明した所である。逆に刑事裁判所が競争や宣傳の範圍に由來する判決を宣傳審議會の總裁に通知する義務を負はされるのも、かくの如きよい交互的作用に合致する所以

である。（一九三五年五月二十一日の國司法大臣の普通指令第八十條）。

（五）不正競争取締に關する法規についての文献

以上述べた所からして不正競争取締に關する法規が特色のある特殊の分野となつたものであることが判る。けれども之に關する數々の文献は決して互に相調和して居るものではなくて、其の間著しく分裂の形勢を示して居る。

注意に値する「（一）とは不正競争取締法については特に雜誌も問題となるものであることである。」即ち

Archiv für Wettbewerbsrecht,

Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht, Zeitschrift des deutschen Vereins für den Schutz des gewerblichen

Eigentums,

Markenschutz und Wettbewerb; Monatschrift für Marken-, Patent- und Wettbewerbsrecht,

Wirtschaftswerbung, Mitteilungsblatt des Werberates der deutschen Wirtschaft.

などがそれであるし、單行本としての参考書では（（二）は）な典型に屬する例を擧げることとする。）

Ristow, Textsammlung zum Wettbewerbsrecht, 1937.

Rudloff-Blochwitz, Das Recht des Wettbewerbs 1938; Gesetzestexte und inhaltsreiche systematische Verarbeitung.

Hecht-Kümpfel, Der Wettbewerb, 1936; Gesetzestexte und sehr anschauliches Material aus der Praxis (Gutachten,

Sprechpraxis der Einigungsämter usw.).

Raumbach, Wettbewerbsgesetz und Warenzeichengesetz; 4. Aufl. 1938; beliebiger Kommentar.

Hanke, Die neue Wirtschaftsverwaltung, eine Grundlegung der deutschen Werbepolitik, 1938; aus reicher unmit-

teilbarer Erfahrung schöpfende übersichtliche Schrift.
 Nipperdey, Wettbewerbs und Existenzvernichtung, Kartell-Rundschau 1930 S. 127; einflussreiche gelehrte, zugleich an der Praxis orientierte Studie.
 Nerretter, Allgemeine Grundlagen eines deutschen Wettbewerbsrechts, 1936; nach philosophischen und begrifflich-konstruktiven Grundlagen sachlich.
 Reinhardt, Rudolf, Handel und Gewerbe, 1938, 3. Teil, Bierselle, Grundsätzliches zum Leistungswettbewerb, kurze elegante Skizze; in Hedemann-Festschrift 1938, S. 381 ff.
 Junkersdorff, Die Praxis des Zugabeverbots, Beispiel einer Spezialschrift (von demselben Verfasser auch: das Rabatgesetz).
 Wendlandt, Das Preisrecht der Wettbewerbsgesetze, 1938 (Berliner Dissertation).

其の外に経済法や商法一般に關する記述中にも資料を存するのは素より言を俟たない。即ちグロースマン、ドエルト、ギールケ、モエンクマイヤアの年報(緒論の(9)を見よ)などがそれぞれある。

第十四節 中央的市場統制の建設

(一) 市場統制の理念

既に「競争」を規律するに當つて積極的特色を有する或る種の特徴を認識することが出来る。

即ち競争は「業績」(Leistung)に向けられるものであり、宣傳審議會は各營業特有の宣傳係(Verbefachleute)の訓練されることに獎勵的作用を及ぼすのに努力するものである。けれども競争の分野に於て、特に之を法律的に捕捉するに當つては、豫防と云ふことが決定的の特色たるものである。唯考案は主として「不正の」競争を廻つて存在するのであつて、正當な競争を廻つて存在するのではない。所が經濟生活の全體を捕捉する「市場統制」(Marktordnung)の理念は意識的な積極的努力に於てそれを超越する。こゝでは根本概念は豫防と云ふことではなくて、寧ろ建設(Aufbau)と云ふことである。こゝでは個々の單行獨立の事柄をやつてのけやうと云ふのではなくて、寧ろ一つの全體的の事柄をやつてのけやうと云ふのである。

かくの如き傾向の最初の痕跡は、己れ自身を救済しようとする或る經濟社會の試みについて見出すことが出来る(緒論(9))。謂ふ所の「普通營業條件」(Allgemeine Geschäftsbedingungen)と、謂ふ所の最初の「カルテル」とは、一部の市場の爲に固定的で秩序の立つた基礎を獲得しようとしたものである。かやうな次第で今日の市場の統制も、時あつてか此の從來の現象に結び付いて居るのである。「國經濟大臣は市場規律(Marktordnung)の目的の爲に企業をシンデケート、カルテル、コンウエンチオン又は其の他に類似の協定に結成することを得べく、又は既存の如き企業團體に加入せしむることを得」とは、例へば此の點についての一九三三年の法律の冒頭に規定してある所である(強制カルテル法、尙ほ以下記す所を参照)。けれども是等の從來の現象は、今日達成された所のものと相去ること遠いものがある。

今日の發達はヨーロッパ並にヨーロッパ以外の諸國の經濟の自然的状態に由つて著しく決定されてゐる。交通の著

しく發達し意思疏通の手段の甚しく進歩し、殆どすべての生活關係の益々技術的なものとなつて行つた結果として、若し上の方から「秩序」を造り出すことをしなかつたら、「市場」に關する事項は混沌亂雜に陥つて了ふこととなるのであらう。されば市場を統制する努力は全世界を通じて一般的に行はれて居る事柄である。特に獨逸やイタリヤのやうな權威國家 (autoritär Staat) は此の點に於て獨創奇關の働きをしたものであるが、併し他の國家と雖需要關係や生産關係を一定の企畫に従つて (第四節の三) をも参照) 觀察し指導することをしない以上は、もはややつて行くことは出来ないものであると云ふことを次第に悟るやうになつて來た。かのアメリカ合衆國大統領の「ニュー・ディール」運動の如き (勿論猛烈に争はれて居るには相違ないけれども) 其の最も顯著な一例である。

「市場統制」と云ふ語辭は最初農業の地盤上に現はれた所である。一九三〇年七月三十一日の牛乳法は此の關係に於ては其の他の點にかけても最初の暗中摸索たるものであつたが、既に「牛乳業の計畫的統制に關する特別の處分」と云ふ一章を有して居た。次に國食糧生産業戰能團體は今日尙こゝに取扱はれて居る分野全體の上に於て指導的地位に在るものであるが、此の團體は「市場統制」の語辭を非常に光輝あるものに高め、同時に民族の用語中にも堅い根を下ろさしめた。けれども今日では他の經濟範圍、例へば營業經濟の範圍にあつても、此の語は普通に用ひられて居る所である。其の對蹠的意味を現はす語辭としては場所によつては (例へば雞卵業) 「自己市場」 (Selbstmarkt) なる名稱が普通に行はれて居るのである。

(二) 市場統制の根本性質

今日ナチスの國家で理解されて居るやうな意味での「市場統制」なるものが、「經濟法」の世界に於ける一頂點を成すものであることには疑を容れるの餘地はない。蓋し極めていろ／＼の事柄が「市場統制」に於て合流湊集して居るからである。「經濟法綱要」と題する本書の多

くの章は、われ／＼が市場規則と稱する所のもの、方向に於て光芒を放つて居るのである。經濟上に於ける創業の「認許」 (第十二節) は同時に市場の統制に役立つものである。それは市場の加入人員の「漲溢」を豫防し、不適當な分子を隔離するからである。經濟生活上の多くの現象の「特示」と、とりわけ價格の「固定」 (第十一節) は市場の需要に照して行はれる。國家の「統計的」調査 (第五節の二) は市場の問題を對象とすること非常に大なるものがある。「監督」と「保護」 (第十五節、第十六節) とは常に市場の統制を支持しつゝある。最後にすべての職能團體的區分 (第三十七節以下) の背後には、高い道義的の見地の外に實生活の市場の上に秩序を齎すと云ふ理念も亦存在するものである。加之「アウトタルキー」 (第十九節) や經濟戰爭 (Wirtschaftskrieg) (第二十節) と云ふやうな現象は、市場統制が少くとも背面掩護隊として其の背後に控へて居ることがないとすると、到底想像することは出来ないものである。けれどもわれ／＼は、是も亦一つの理想たるものであることを明白に承知してかゝる必要がある。既に理想たるものなのであるが故に、それを遺漏なく達成し盡すと云ふことは到底出來まい。従つて此の組織はあとから／＼例外を認めざるを得ないであらう。そして實生活上の謎は次から次へと、欠缺のない「統制」を嘲笑ふのである。併し乍らかくの如き認識の下に煩悶し懊惱するのは只是れ弱者のみに限られること、強力な國家は之に反して己れが「市場統制」

を設けるに當つては、不斷に惡戰苦闘の唯中に立つものであることを十分覺悟して居るものである。

(三) 市場統制の普遍性

理念上から云ふと市場統制は、苟も何等か市場的關係と接觸する所の一切のもの、即ち「經濟」全體（とも稱して差支あるまい）を統制し總括することを使命とするものである。總括と云ふことは既に謂ふ所の最初のカルテルの標語たるものであつた。けれども現在ではもはや一カルテルに關するものではないのであつて、寧ろ一切に關することなのである。また獨り「營業的」經濟のみに關することではなくて、農業經濟及び其の他の一切の經濟分野に關することなのである。獨り生産者のみに關することではなくて、消費者や分配者（商人）にも關することなのである。是等の一切を互に整理して相調和せしめやうと云ふのである。調和こそ市場を統制する一切の處置の最後の目的である。此のことは「四ヶ年計畫」の機會に權威ある筋から更めて高調されたのである。

法律は常に部分的事項をしか捕捉することは出来ないものであるが（蓋し一大中央的市場統制法は存在して居ないし、多分は將來も制定されないであらうからである）、法律の平板無味な用語中に於てはかくの如き勢力、人間、經營及び資料の傾注はたまにしか、且制限的にしか表明されるものではない。例へば、穀物業の統制に關する一九三五年七月十日の命令第一條には、「穀物業の分野に於ける供給並に穀物（裸麥、小麥、大麥、燕麥）並に之を以てする

生産品及び麵麩其の他の焼物製品及び麵類の販賣及び換價並に價格及び價格の開き（Preispannung）を規律する爲左の各號の一に記載せる經營を穀物業聯合會に結合す。

1. 内國の穀物を生産する經營、
2. 穀物に加工し又は是に依つて製品を産出する經營、
3. 麵麩又は其の他の焼物製品を産出する經營、
4. 麵類を産出する經營、
5. 穀物、穀物を以てする生産、麵麩又は其の他の焼物製品又は麵類を分配する經營。

其の後更に擴張が行はれて莢果類や飼料用品にも及ぼされることとなり、生産、加工、分配の外に貯蔵も包含されることとなつた（一九三八年二月十一日の命令）。從來の一九三四年六月二十七日の穀物業法も既に「生産者」、「組合、商人及び其の他の分配人」、「製粉所及び其の他の加工者」を本行的地位に置いて居るのである。

かやうに下（生産）から上（加工、商取引、結局消費）への組合せは、「水平的組織」（horizontale Organisation）に對し「垂直的組織」（vertikale Organisation）と稱せられる。その學術的記述の例としては、（Merkel in „Recht des Reichsstaates“ 7. Jg. (1939) S. 49 ff. を参照。

かくの如き一切を總括する傾向の一つの自明的な政治的附帶現象は、割據主義の抹殺されたことである。市場の現實の統制は國が全部の指導の權を手中に收めない以上は不可能なのである（既に第二節の(三)に述べた所を参照ありたい）。

即ち例へば山林及び木材業の分野に於ける「市場統制」（一九三三年十月十六日の法律）は、山林及び狩獵に關する事務が國に移轉し（一九三四年七月三日の法律に依つて行はる）、中央的な「國山林局」（Reichsforstamt）の設置

を見るに及んで初めて可能となつたのである（一九三四年七月十二日の第一次施行令）。

(四) 編制 (Formation)

此の普遍性の反対の極と認められるものは分権主義 (Dezentralisation) である。凡そ市場生活の全部を擧げて之を唯一の定規にあてはめやうとするのは不合理であり、また不可能でもあるのであつて、若しさう云ふやうなことをしたら其の結果は生命のない奴隷國 (Lehnlos- und Knechtsland) の出現を見るであらう。かやうな次第で市場統制の綱領には多趣多様な種々相が支配して居るのである。然も此の多趣多様な様相は年の経過するにつれて益々新な分類が行はれることに由つて増大され、「管轄」の變動は反覆して行はれるのである。されば將來に於ても市場統制の組織全般の上には可動性 (Beweglichkeit) (之を動的性質 (Dynamik) と稱する者もある) を保有する必要があると思ふ。そこで取り分け職能團體 (Stände) の解體 (Abgliederung) と云ふことが重きを爲すものである。併しそれにも拘らず國食糧生産業職能團體の「市場統制」は營業的經濟に於ける市場統制とは全く趣を異にするものがある。國家は決して市場統制の全體を己れ的手中に保有することをしないで、多くのもの、否、大抵のものを職能團體の「自治」(第二十一節) に委任したことに由つて、「編制」(Formation) の此の多趣多様な様相は一層増大せしめられる。されば本書に於ても大抵のものは後來の細目的論述に留保すること

とせざるを得ない。

例示すると、分類の特に重要な一行爲が、一九三三年二月四日の國食糧生産業職能團體の暫定的構成に關する第四次命令と、之に附隨する同日附の國農業指導者 (Reichsbauführer) の指令に由つて行はれた。蓋し之に由つて農業市場統制の全部は終局的に國食糧生産業職能團體に編合されたからである。逆に例へば木材業 (Holzwirtschaft) は、最初は農業の下に屬せしめられて居たものであるが、後に農業の分野から別除されて、(三)の末文に擧げた) 國山林局 (Reichsforstamt) に屬せしめられることとなつた（一九三五年七月十二日の布告）。同じやうにして葡萄栽培業生産品 (Weinbauserzeugnis) に(一)の市場の統制は、當初は獨逸果樹蔬菜業 (Gartenbauwirtschaft) の中央團體に屬せしめられて居たものが、後には獨立させられて「獨逸葡萄栽培業中央聯合會」(Hauptvereinigung der deutschen Weinbauwirtschaft) に委任されることになつたのである（一九三六年十月二十一日の命令並に一九三六年十二月三十一日の命令）。

傳統的な法律的範疇の形成にとつて特に注意に値するのは、公法上の編制と私法上の編制との間の昔ながらの區別は全然影を潜めたと云ふことである。今日の國家は苟も役に立てることが出来、且ナチスの根本思想とも合致する以上は、手當り次第區分 (Gliederung) を採用して居るのである。即ち例へば交通制度に關する基本的な一法律（此の法律自體も亦市場規律の理念に與るものである）の前文中に於て、「ナチスの國家に於ては交通の實施は國家の任務に屬す。交通機關は公法人の手に屬することを得べく、また私人の手に屬することをも得。然れども其の何れたるを問はず全國につき統一的に制定せられたる規範を遵守することを必要とす」

(一九三四年十二月四日の旅客運送法)と規定して居るのである。

けれども立法者は決して今日新設される編制の法律的性質を特示することを断念した次第ではない。唯此の場合に往々にして非常に氣早であり、仔細に熟慮することなくして此の問題に手を下した嫌はある。特に愛好されたのは之を「公法上の團體」(Körperschaft des öffentlichen Rechts)として明示することである。實にわれ／＼が日常常見かける所の間合せの名稱である。例へば少し前のことであるが一九三八年七月二十九日の命令に由る牛乳及び脂肪業の結合の際にも、其の第二條に、「中央聯合會及び經濟組合(Wirtschaftsverbände)(結合)は公法上の團體たるものとす」と云つてある。

(五) 特に組合

商法上の株式會社とか、又は民法上の社團とか云ふやうな舊來の團體形態(Vereinigungsform)を以てしては、市場統制の巨大な結合(Zusammenschluss)を支配することが出来なかつたのも別段怪むには足りなからう。かやうな次第で組合制度(Verbandswesen)、聯合會制度(Vereinigungsweise)(第三十四節參照)は市場統制の理念と相關聯して全然新しい軌道に押しやられることになつた。此の發達は今日未だ以て決して完結しては居ないのであつて、例へばカルテルの分野の如きにあつては危惧不安に充ち満ちて居て、新しい旗幟の下に何等最終的の解明を見出すことがなく、何れにしても此の方面にかけても、既に擧げた一九三三年の強制カルテル法が示して居る通り、重大な革新が行はれつゝあるのである(詳細は第三十五節を參

照)。けれどもとり分け全然新しい道を辿つたのは國食糧生産業職能團體の市場組合(Marktvorbund)と云ふ典型である。即ち「普遍的の」方向(本節の三)に従へば農業上の市場組合は次のやうに特示することが出来る。曰く、「農業上の市場組合は一つの孤立的な經濟等級(例へば製粉所の如き)の經營のみを包含するものではなく、寧ろ市場に關係を持つて居るすべての經濟群の經營を内部に包蔵することに由つて、カルテル並に強制カルテルから區別されるのである。即ち穀物業組合(Getreidewirtschaftsverband)中には穀物生産者、製粉業者、麵麩製造業者、穀物及び穀粉商にして或る地域的の經濟分野に屬する者が總括されるのである(ライシユレ)。尙ほ此の場合にあつても多趣多様性と等級別と、尙ほ其の外にいろ／＼の「分權主義」を存するのである。

定款(Satzung)の組織も後に(第三十四節の二)の(四)明かにするやうに其の本質に於て完全に變動して居る。市場組合の場合にあつては定款は不變の役目を持つものであつて組織的の行爲を伴ひ、團體は此の組織的の行爲に依つて生誕せしめられるものである。例へば一九三五年十二月二十日の獨逸雞卵業及び雞卵業組合の中央聯合會の定款(一九三六年十一月十六日の法文に依る)などがそれである。此の定款は例へば第一條に任務の範圍を定め、「中央聯合會は獨逸國民經濟の福祉の爲に雞卵、食用家禽並に蜂蜜業の分野に於ける市場統制を實施するの任務を有す。中央聯合會は獨逸雞卵業の結合に關する命令並に此の定款の定むる所に基いて其の任務を果す。中央聯合會は雞卵、食用家禽又は蜂蜜業の分野に於ける独自の經濟的行動(eigenwirtschaftliche Betätigung)を爲すことを得ず」

と云ひ、次に第二條に組合の分野と所在地とを定め、第三條に事業年度を規定し、第四條に所屬員を、第五條に機關を、第十一條に仲裁々判所等を規定する外、更に中央聯合會に隸屬する二十の雞卵業組合にとつての定款の雛型を掲げて居るのである。

(六) 所謂割當額

今或る一つの分野の全體を徹底的に且一目瞭然に規律しようとするなら、任務と價值とを配當することを必要とするのは當然の事理である。世智辛い經濟行動の間には、特に任意の充溢を來すことなからんが爲には、此の問題は生産者の側にあつても、將又消費者の側にとつても特に重大な意義を有することであつて、熱情罩めての争の對象となつて居るのである。生産者は顧客を追ひ廻し（競争、第十三節參照）、需要者は商人を干し上げて了はうとして「買溜め」(Hinstern)に墮するが如きは、到底市場統制の忍ぶことの出來ない所である。かやうな次第でわけても四ヶ年計畫の旗幟の下に於ては、配當と云ふ思想は立法や行政上の實際に一步一步追隨して居るのである。即ち「何人にも本人の當然受くべき所のもの、即ち「割當額」(Kontingent)を受け得しめる」と云ふ思想である。

此の場合にあつても舊來のカルテルは最初の禁止であつた。即ち「生産割當カルテル」(Kontingentierungskartell)と云ふ特別の典型が考案されたのであるが、此のカルテルにあつては既に市場統制のあるものを感知することが出來るのであつて、即ち市場の形勢を見通して當該の市場は當該經濟部門の生産品のどれ丈を受け容れる能力があるのである。

あるかを見定め、然る上で「歩合」に應じて各個のカルテル所屬員に生産額を配當するのである。だが随分内面的の争や割當額の値切り倒しや乃至は甲の業者から、乙の業者への歩合の賣渡しなどが行はれ、すべては利己主義（個人的利己主義若し集團的利己主義）を基調とすること大に、國民全體の利益に寄與する所は全然無いか又は單に一時的のことではなかつた。

今日では經濟指導を中央的に且權威的に形成する爲に、是等の事柄を大局から形成することが出來るやうになつて居る。今木材などに於て見るやうに原料が乏しい場合に於ては、階段的に(1)、現在高を調査し、(2)、現在高を確認して自由の取引（投機）を封じ、然る上で(3)、一定の企畫に従つて組織的に配當する。此の企畫は全然情實を離れて公共の福祉を目標とすることになつて居るのである。かくの如くにして個々の經濟區域、即ち原料の乏しい地方とまだ豊富に原料の用意のある地方との間の平均が結び合はされる。貯藏經濟 (Vorratswirtschaft) は一定の計畫に従つて財貨を右往左往せしめることが出來る。——かくの如き配當の最高の權限は當然國家の手中に存する次第なのであるから、國家はまた己れの負擔を軽減する爲に所謂「割當委員」(Kontingentsrichter)を任設して之に其の任設された分野の全部に亙つて假に割當額を定めるの權を委任することが出來る。此の假の割當額の細目的配當も割當委員に委任される所である。即ち例へば鐵、木材並にセメントの配給については建築經濟全權委員 (Generalbevollmächtigte für die Bauwirtschaft) (一九三九年春) は民族社會主義獨逸労働黨、國軍總司

令部 (das Oberkommando der Wehrmacht)、獨逸國道路總監 (der Generalinspektor für das deutsche Straßennwesen) 等がかくの如き割當委員に任命された。かくの如くにして任命された割當委員は、己れに配屬せしめられた前記の原料を獨自の計畫に従つて、己れの職域内のいろいろの工事に配當することが出来るのである。——此の方面にかけては多くの事柄がまだ未決定の状態に在つて月毎に新しい「割當額」の持出されるやうなこともあるのである。——若し夫れ使用し得られる資本の分配 (投資政策 (Investitionspolitik) 其他) は、それ自體一つの題目を成すものである。

文献に發表された意見の例示。メルケルの曰く、「補助金の供與は供與の指令又は中央事務局 (Zentralstelle) 例へば牛乳生産、油竝に脂肪の爲の全國事務局 (Reichsstelle) に依る品物の配當に依つて行ふことが出来る。市場の過剩供給に際して品物が市場から運び去られるときは、それで同時に正常な供給關係が回復され、國民經濟上有害な重壓が阻止されるのである。逆に市場の供給の過少である場合に、貯藏されて居た品物が國の機關に依つて市場に交付されるときは、之に依つても市場の正常な状態が回復されて、さもない場合に發生を見るに至る品物拂底の有害な作用を排除することが出来るのである」(モエンクマイヤア年報一九三七年度 S. 235)。——國信用會社 (Reichskreditgesellschaft) は其の發表文書中一九三七年末の獨逸經濟界の状況を敘説して左の如く云つた。「能力の限界に既に到達して居るのであるし、また現在鑛石や屑鐵の供給が直接には是以上増大せしめることは出来ないものであるを斟酌するときは、即時の増産は不可能なものであつたから、集中する鋼鐵塊を國民經濟的に等級別のある需要の尺度に従つて使用することが肝要であつた。割當手續は實に此の目的の爲に採用された所であるが、當初

それを採用する上に多少の困難はあつたけれども、それを克服して了つた後にあつては一九三七年の秋までにはすつかりよく板について了つたのである」。

立法上の例を擧げると、マルガリン業については一九三三年三月二十三日の命令に、各マルガリン經營又は之に類似の經營は「一九三三年三月二十七日以降同年六月三十日に至る迄の期間に於ては、一九三二年十月一日以降同年十二月三十一日に至る迄の期間に製造したる數量の、百分の五十を超えて製造することを得ず」と規定し(第一條)、次でそれより後れて一九三四年七月二十三日の結合令 (Zusammenschlussverordnung) と關聯するマルガリン及び人工食料脂肪工業の業聯合會定款第四條第二項には「業聯合會に割當機關 (Kontingentsstelle) を設置す」とあり、また第十一條には「割當機關は管理協議會 (Verwaltungsrat) の定むる準則に従ひ割當總額 (Gesamtkontingent) を個々の所屬經營に配當し、各所屬經營に割當裁決 (Kontingentsbescheid) を送達す」とあり。第二項には抗告委員會の規定がある。此の形式的な形成は其の後一九三八年七月二十九日の命令第十二條第六號に依つて廢止されはしたけれども、第四條第六號に於ては割當の權能を墨守し、其の施行は牛乳業及び脂肪業中央聯合會定款 (第六條第六號) に依つて聯合會長に委任されたのである。

割當に關する爭議 (Kontingentsstreitigkeit)、特に其の生産者の側に於けるもの (利用の程度、能率の限界) は「市場統制」の分野に於て一の重大な意義を有することである。まして此の點に關する事項が漸次に益々鞏固な法律的基礎の上に置かれることになつたのである以上、其の價値は愈々大なるものがあると謂はなければならぬ。實際上割當法 (Kontingentsrecht) の或る理論は漸次に形成せられつゝある。當初純然たる經濟上の意義をしか有して居なかつた概念が、時の経過につれて法律的特色と法律的に羈束された價値とを有するに至りつゝある。是は

特に計算の方法について云ひ得られることであつて、或は關係の經營の以前の狀態から出發し、一定の時期を出發點として選定し、次に其の解決の手懸りとして將來の「經營利用」のパーセンテージ上の數字をそれに結び付けることとするか、それともまた云はゞ全然新に始めて、各個の經營の目下の給付能力を出發點にとるかである。何れの場合にあつても此の場合にも或る程度の可動性について配慮される必要がある。「各個の割當行爲の最高の原則は、是等の處分は生きた進歩を阻止することがあつてはならないのであつて、寧ろ生きた進歩に役立つことを必要とすると云ふにあらねばならぬ」(ゲーブハルト・メルケル)。「バランス」と云ふ適切な、既に一般に行はれて居る手段は所謂追加割當 (Zusatzkontingent) である。是等のものはすべて此の資料の法律的取扱上に、例へば抗告委員會 (Beschwerdeausschuss) (本節の(七)に説く) に於て併せ評價することを必要とするものである。各個の割當額 (Finanzkontingent) はよしんばそれがどのやうに計算せられやうとも、公法的に保障された價值を示すものであつて、讓渡は勿論擔保としての差入すらも (舊來のカルテル歩合 (Kartellquoten) とは異つて原則として許されない。けれども刑罰としての權利喪失 (Verwirkung) は恐らく可能であると思はれる。其の他の侵奪の場合にあつては、損害賠償が問題となることがあり得る。

此の點についての文獻を例示すると、Carl Breuer, Das Kontingent der Roggen- und Weizenmühlen, zugleich ein

Beitrag zur rechtlichen Erfassung des Kontingentsbegriffs, 1938. Wilhelm Schmidt, Das Verarbeitungs- und Herstellrecht (Kontingent) in der deutschen Gartenbauwirtschaft, in Zeitschrift „Recht des Reichsnährstandes“ 1938 S. 951 及び 952.

(七) 不一致の調停

「市場統制」の分野は極めて獨特な地盤の上に生ひ立つたものなのであるから、其の通常裁判權に附託されることは稀有であり、大抵は只間接的にのみ其の事があるに過ぎない。かやうな次第で特殊の審判制度の發達を見るに至つたのであつて、此の特殊の審判制度は市場統制の問題に於ける「法律的平和」を保障すると共に、若し必要とあれば羈束力を以て「裁判をする」ことを使命とするものである。國食糧生産業職能團體の仲裁々判所については既に一般的關係に於て述べる所があつた(第十節の(五)、其の特示についての一つの意見は以下に於て説明する)。今論じた計りの割當の問題にとつては、抗告委員會 (Beschwerdeausschuss) が規定されてある。此の委員會は「終局的に」、換言すれば通常の訴訟方法は除外して裁判をするのである。強制カルテル(本節(一)及び(五)を參照)の施行と關聯して「調停所」(Einkünftestelle)が規定された。主管大臣は強制結合體 (Zwangszusammenschluss) の設置に着手する迄は、該當する者を此の調停所に附託することが出来るのである。等、等。

市場裁判權 (Marktgerechtsbarkeit) の特示。「市場裁判權は經濟公法 (öffentliches Wirtschaftsrecht) の特別裁判權の一つである。此の裁判權は市場統制との極めて密接なる關係に於て生じたものであつて、獨逸の食糧經濟 (Ernährungswirtschaft) の重要な分野に於ける私權の保護、權利の調停並に法律的平和に役立つ任務を有するものである。かの職能團體裁判權や名譽裁判權 (Standes- und Ehrengerechtsbarkeit) が、職業上の名譽の純潔を保持しやうとする趣を副する職業上の協同體や職能團體との關係に於てしか想像することは出来ないのと同じやうに、また世襲農地裁判權 (Erbhofgerechtsbarkeit) が農業的土地法 (Anerkennung Bodenordnung) に基いてのみしか理解することは出来ないのと同じやうに、市場裁判權も市場統制それ自體の根本思想に基いては、其の解釋説明を見出すことは出来ないのである。職能團體裁判權や世襲農地裁判權に於けると同じやうに市場裁判權の範圍内には新しい裁判官制度 (Richteramt) の思想が實現されて居るのである」(ゲーブハルト・メルケル)。此の最後の論旨は必ずしも危険なしとするとは出来ない。何となればさなきだに裁判官制度の分裂は既に懸念なきを得ない程度に進捗して居るからである。

(八) 参考文献

市場統制に關する法令を總括的に論述したものはない。参考書は大抵國食糧生産業職能團體の分野に制限されて、單に一般的な(世界觀的の)考察に於て行動して居るに過ぎない。雜誌掲載の論文は遙にそれよりも實際上の取扱に近く、是は殆ど見通しのつかない程夥しく存在して居るのであるが、只其の多くのものは忽ちにして時世後れとなつて行くのである。

参考書の例示。Gebhard-Merkel, Das Recht der landwirtschaftlichen Marktordnung (Taschatsammlung, 1937 herausgegeben), 此の書は法律の條文に新鮮で系統的な優秀な註釋が附けてあり、書末には参考書が載せてある。——

Mehrens, Die Marktordnung des Reichsnährstandes, 1938 (此の書は非常に内容豊富で且叙述明瞭である)。——
 Haberlein, Die landwirtschaftliche Marktordnung. 是は第三節の「」に擧げられる書の Bd. 2 Abschnitt C に載せる所である。—— Kurt Münch, Wirtschaftliche Selbstverwaltung, 1936. 例へば「組合」については六十九頁以下、百二頁以下又は農業上の仲裁々判については百二十二頁以下に記事がある。—— 一般的基础は Meinhold, Grundlagen der landwirtschaftlichen Marktordnung, 1937 に論じてある。—— 緒論の(6)に擧げられるモエンツマイヤアの年報には澤山の論文が載せられているが、例へば、Die allgemeine Marktordnung in der gewerblichen Wirtschaft (S. 551 ff.) や Die Marktordnung nach Wirtschaftsgebieten der Reichsgruppen (S. 554 ff.) などがある。—— 専門雜誌に於ける多くの資料、例へば雜誌 „Gewerblicher Rechtsschutz“ 1937 S. 433 に於けるミユランムの系統的な研究 Schramm, Allgemeine Grundlagen eines deutschen Marktordnungsrechts の如きもあれば、また雜誌 „Recht der Reichsnährstandes“ に於ける實際的の資料、例へば 1935 S. 737 „Rechtsfragen der Kontingentierung von Verarbeitungsbetrieben“ と又 1938 S. 907 の „Das Recht der ernährungswirtschaftlichen Marktordnung“ (Müllens-Lausch) の如きもの其の他もある。尚ほカード式辭書 „Wirtschaftskarte“ 中に於ける「市場統制」又は「市場統制の任務」と云ふ見出し語の下に不斷に資料が集結せられてゐる。此の辭書にあつても營業經濟の斟酌もあれば、文献の記載もあるのである。

第十五節 經濟事實に關する不斷の監督

(一) 監督施設の多方面性

國家が經濟に優先するものであると云ふこと(第二節を参照)と此の事實に由來する責任と

からして全然當然に生ずるものは國家の一般的な監督の権限である。實生活に於ける實務の上では此の一般的な権利は多くの細目に岐れて居る。國家の（そして同じくそれから傳來された職能團體の）監督の方法は變化することがあり得る。勿論此の監督が自由主義の時代に於ては、權威的の國家指導の下に於けるものと較べて著しく控へ目勝であつたことは云ふ迄もないが、それにも拘らず現在の或る種の施設は別に躊躇する所なく遠い過去の現象と結び付けることが出来る。即ち一八九九年に設置された不動産銀行に關する監督や、一九〇一年に新設された國私營保險監督局の如きものからして、一九三四年に設置された國信用制度監督局に至る迄には一道の坦途が直通して居るのである。けれども此の大道の左右には別種の現象と新規な方法が非常に澤山に存在して、謂ふ所の「監督」は今日では十九世紀末に於けるそれなどは、全く違つた性質を持つやうになつて來て居るのである。

監督の方法は當該の業者 (Wirtschaftsperson) の立場からして階段的に區分することが出来る。即ち左の通りである。

- (1) 業者は請求のあつたときは報告を爲すことを必要とする。
- (2) 業者は要求を受けずとも個々の事實についてなり、又は繼續的になり、報告を爲し、届出を行ふことを必要とする。

(3) 業者は請求のあつたときは己れの帳簿を呈示し又は其の他の資料を提出することを必要とする。

(4) 業者は繼續的になり、又は各具體的の場合に於てなり己れの業務上の行狀の審査に服することを必要とする。

(5) 業者は特定の業務上の行爲については監督機關の許可を受くべく指示されるものとし、監督機關は場合によつては此の許可を拒むことが出来る。

(6) 業者は事の重大な場合には己れの營業上の經營の、監督上の方法を以てする制限又は更に一步を進めて其の解散をすら覺悟することを必要とする。

(7) 是等の處分の背後には秩序罰又は類似の壓迫手段を控へしめることが出来る。是等監督上の（及び干渉上の）權限の階段は極めていろ／＼な變化に於て適用されるのであつて、完全な纏りに於て適用されることは殆どないのである。

法律上の資料の澤山ある中から一例を挙げると、(1)、一般的報告義務、一九三三年七月十三日の報告義務に關する基本的命令は今日尙ほ施行中であつて、例へば一九三一年の物價委員の報告權 (Ankunftrecht) (一九三一年十二月八日の命令第五條) 又は商品取引に關する一九三四年九月四日の命令第十條に依る所謂監督機關の監督權が結び付けられてある。信用制度に於ける報告義務に關しては本節の(三)の(ハ)を参照せられたい。——(2)、届出の義務、標記商品 (Markenwaren) の價格に關しては一九三二年二月二十九日の命令にして一九三二年七月一日及び九月二十八日の法文

に於けるもの第一條、「動力供給業 (Energieversorgungsbetriebe) に於ける特定の技術的及び經濟的の事件及び事實」に關しては一九三五年十二月十三日の動力業法第三條第二段、私有の卑金屬及び貴金屬の貯藏については一九三七年一月の四ヶ年計畫委員の指令、ユダヤ人の財産に關しては一九三八年四月二十六日の命令並に之に附隨する同日の指令。——(3)、資料の提出、或るカルテルが經濟全體又は社會の福祉を脅威するときは、國經濟大臣は特に契約又は決議を實施する爲に爲したる一切の合意の謄本を已れに提出すべき旨を指令することが出来る(一九三三年十一月二日のカルテル令第四條第三號)。——(4)、審査(それ自體一つの題目を成す。極めていろいろな形態並に適用の場合)、例へば株式會社の年次決算の審査(一九三七年一月三十日の株式法第三百三十五條以下)、所謂割引貯蓄聯合會 (Rabatsparvereinigung) の審査、節約資金 (Sparfonds) が確保されるやうにする爲である。「事情に精通したる検査人一人をして毎年獨立して審査を爲さしむ」(一九三三年十一月二十五日の割引法第四條第二項、並に一九三四年二月二十一日の施行令第八條に於ける検査人及び検査人組合に關する以下の規定を以てす)。——(5)、許可(いろいろの特色を有する故に極めて多くの場合)、創業の統制(第十二節を參照)との關係に於て或る經營の新設擴張は許可を受けるの義務を負はしめられることが非常に多い。例へば穀物業に於ては一九三五年七月十日の命令第十一條に於て見る所である。——(6)、業務の經營の解散、所謂目的貯藏企業 (Zweckspartnereimnehmung) の爲には一九三三年度に特有の國の委員が監督及び審査の機關として設置された。其の權限は此の種の企業で忍ぶべからざる且危険なるものを閉鎖するに在る(一九三三年五月十七日の法律第十五條)。そして更に別段の一九三五年十二月十三日の法律は全然一般的に此の種の企業すべての解散を指令したのである。

(二) 監督機關

監督の任を有する服務機關の多趣多様であることは、監督方法の多面的であるのと合致するものである。此の點に於ても四ヶ年計畫委員(第四節の四)、第九節の(二)を任設することに

因つて、或る程度の中央集權が達成されたのであるが、其の外に國家權力の最高の主體から職能團體組織又は其の他の自治的施設の單純な地方的機關に至る迄、監督機關の長い階梯を存するものである。是等の機關はすべて民族同胞の運命の一片は己れの掌中に在るものと自認せざるを得ないであらう。此の一事は特に重大な義務を伴ふものである。就中特に憎惡すべき行爲方法を存するあつて、曝露を辯護するに足りるのでない以上は、法律中に時に明示的に言明してある「黙秘の義務」は一般的の原則たらしめる必要がある(第九節の(二)を參照)。加之國家自身の執行する監督は時あつてか經濟的形成から聊か退却するものであることがあり得る。即ち國家は單なる「監督」にみづから制限されるものである。

其の先頭に立つのは主管大臣であつて、其の監督上の權限はナチスの立法上の細工の全般の上に散在し、大抵は一般的條項の形を執つて居り、此の一般的條項は行政上の目に見えない實務に於て初めて現實の生命を得るに至るものである。

例示すると、(1)、國食糧生産業職能團體組織の初めには國食糧及農業大臣の「監督並に干渉の權限」があつた(國食糧生産業職能團體の假の構成に關する一九三三年九月十三日の法律第四條)。此のことは一部の分野に於ては尙ほ續行されて居るのであつて、例へば砂糖業にあつては、獨逸砂糖業の結成に關する一九三四年十一月十日の命令第六條には、「結合體は國食糧及び農業大臣の監督に服す。國食糧及び農業大臣は特に………を爲すことを得」とあり、帳簿の閲覽、機關の評議への參與、目的に反する處置の取消等が許されることになつて居る。——(2)、

國經濟大臣も此の點に非常に大きな關係を有するものであることは素より言を俟たない。特に國經濟大臣は工業及び商業會議所に關して監督を爲すの權を有するのであり（一九三四年八月二十日の命令）、また手工業會議所に關する監督の權も有すれば（獨逸手工業の假の構成に關する一九三五年一月十八日の第二次命令）、動力業の分野に於ても亦然り（一九三五年十二月十三日の法律第三條）。——(3)、國宣傳大臣も關係を持つ、獨逸國經濟宣傳會議會第十三節の(四)(c)は國宣傳大臣の監督に服するのである（一九三三年九月十二日の法律第二條）。——(4)、時には數人の主管大臣が平行的に監督權を有することもある。即ち二十七の「監督機關」(Überwachungsstelle)（以下記する所を參照ありたい）の中で五は國食糧及び農業大臣、一は國山林局長官(Reichsforstmeister)、他はすべて國經濟大臣の監督に服するものである。

其の外特に範圍が大で、特色を有する經濟體(Wirtschaftskomplex)にあつては、独自の「監督所」(Aufsichtsstämter)が設置せられ、此の監督所には十年間に互つて當該の經濟分野の保護が託せられる。例へば既に擧げた國私營保險監督局や近くは信用監督局(Aufsichtamt für das Kreditwesen)の如し（此の點については尙ほ(三)(b)を參照）。其の外既に過去十年以上に互つて多幸の効果を擧げたものと稱することが出来る營業監督局(Gewerbeaufsichtämter)も擧示するに値する（營業條例第三百三十九條b並に施行規程。最近の立法に於ける援用の例、一九三八年三月八日のマグネシウム合金に關する命令第三條、營業監督局への届出の義務）。——其の外に重要な經濟分野に關する監督の爲には特有の國の委員がある。それについても顯著な例を供給するものは信用制度である（本節の(三)(b)）。或はまた主管大臣の側よりする「委任」

（第七節の(三)）によつて「國の全權委員」(Reichsbeauftragte)に監督が委任される。例へば既に擧げた目的貯藏企業(Zwecksparkunternehmung)又はそれよりも遙に深刻に「監督機關」(以下説く所を見よ)に代つて其の裁判上及裁判外の代理人としてある（品物取引に關する一九三四年九月四日の命令第四條）。

稀には所謂非訟事件の範圍内に於て通常裁判所が經濟上の現象に對する監督の機能の任を與へられることがある。其の機會を與へることがあるのは例へば登記裁判所(Registerrichter)としての裁判所の行動である。例へば適正なる期間を以てする株主總會の招集に關する新株式法第三百三條に關聯してである。「其の程度に於ては登記裁判所が監督の權を有するものであることには、疑義を挿むことは出来ない。登記裁判官が秩序罰を以てして問題たる期間の遵守を強制することが出来るのである以上は、登記裁判官はまたみづから此の義務の履行について心證を得るの權利をも有するものである」(Volpert in Dr. Jusitz 1938 S. 76)。

最後に職能團體的自治の機關(Organe der ständischen Selbstverwaltung)並に之に類似の施設も國家の官署(Dienststelle)と相並び存し、其の數も亦大なるものがある。是等の機關中にも時に主管大臣から「委任」の方法で其の監督作用を受けて來るものがある。例へば既に擧げた二十七の「監督機關」の如きものについて云ひ得られることである（木材、羊毛其の他の畜類の毛、石炭、鹽、貴金屬、珈琲等についての監督機關である）。是等の機關は其の重要な任務、例へば外國爲替の分野上に於ける任務を果すに法令の言明して居る通り（一九三四年九

月四日の命令第三條)「法人」として、「公法上の團體」としての資格に於てする。素より是等の機關は眞正の「官廳」たるものではないのであるが、併し學說の上では好んで「官廳類似のもの」(behördenähnlich)として、又は「官廳的組織のもの」(behördenmässig)として表示されて居る。是と密通して國食糧生産業職能團體の「中央事務局」(Reizstelle)がある。此の機關は農業上の分野に於て輸出入の間の調整を監督し、其の或は行はれる貯藏經濟を開始することを必要とするものである(現在では其の數五、穀物飼料其他に關するもの、牛乳製品其他に關するもの、畜類及び畜類による製品に關するもの、雞卵に關するもの、果樹蔬菜及び葡萄圃に關するものである)。また單獨孤立して現はれるものとしては、牛乳の給付に關する乳牛の經常的審査(一九三五年十一月二十二日の命令)がある。農業上の負債償還行爲(Entschuldungsaktion)の範圍に於ては、獨特の「負責組合又は信託組合」(Haftungs- oder Treuhandverbände) 經營監督の機關に發展せしめられた。云ふ迄もなく營業經濟の新しい構成も、「監督」に關するあらゆる管轄上の規則の隨伴する所となるものであるのは素より言を俟たな

5。
營業經濟の組織の改正に關する一九三六年七月七日の國經濟大臣の布告に基いて檢査して見ると、「經濟集團(Wirtschaftsgruppe)の地區集團(Beriksgruppe)」「經濟地區(Wirtschaftsbezirk)の工業會議所及び商業會議所及び手工業會議所は第一次施行令第二十七條に依り經濟會議所(Wirtschaftskammer)の所屬員たるものとす。其の結果とし

て經濟會議所にとつては、其の任務の範圍内に於て是等の其の所屬員よりあらゆる種類の報告を要求するの權利を生ず。同時に此の例については監督制度の重複が現はれて居るものである。蓋し一面に於ては其の集團の監督に服する會議所は下の方に向つては再び監督の權を有するものであるが、然もまた他の一面に於ては各集團は上の方に向つてはまた各本省の監督を受けるものであるのだからである。——即ち「動力業の指導者」(Führer der Energiewirtschaft)の如きも動力業に於ける報告の義務に關する一九三四年七月三十日の命令第一條に依り、「主腦集團十三の所屬員」からして報告を請求することが出来るのであるが、曩にも述べたやうに己れも亦國經濟大臣に對して相當の報告義務に服せしめられるものである。或はまた獨逸經濟宣傳會議の如きもそれ自體國宣傳大臣の監督を受けるのであるが(第十三節の四)の(9)、下の方に對してはそれ自體また監督機關たるものである。

(三) 特殊の場合

(a) カルテルの監督

カルテルの本質竝に經濟法の地盤に於ける其の一般的現象は、後の關係に於て論ずべきものであるが(第三十五節の二)、其の「監督」に至つては最初から特に多大の困難を齎したものである。此の點に於て全然違つた種類の二つの大きな浪を區別することが出来る。其の前者は一九二三年にかの歴史的に有名な一九二三年十一月二日のカルテル令であつて、國家はこゝに初めてみづから一舉にカルテル問題に介入し始めたのである。即ち國經濟大臣は當時の状態としては全然新規な權限を與へられたものであつて、此の權限はカルテル又は個々の決議の無効宣言の際に於ける鋭烈な特色に於て吻合するものであつた(第四條)。けれども當時にあつて

は立法者はまだ「法治國」の昔ながらの觀念に囚はれること餘りに甚だしいものがあつたが爲に最終の判断を同時に設置されたカルテル裁判所 (Kartellgericht) の手に委ねることとした(第十節の(二)を参照)。加之「個人主義」思想も影響を及ぼして、過當に強いカルテルの壓迫を脱却すると否とを廣範圍に互つて當人の量見如何に一任することとしたのである(第八條)。其の後此の第一の線上に於ける行進は力強く續けられ(其の詳細は第三十五節を見よ)、其の際國經濟大臣の「監督と干渉の權限」は明瞭に高調されたものであつた(特に一九三三年七月十五日の強制カルテル法第三條)。けれども是と相並んでナチスの政權獲得以來第二の大浪が打寄せて來た。それは「自治」の分野から捲き起つて來たものである。所謂「集團」(Gruppe)とカルテル(それは此の論究に際しては「市場統制組合」(marktregelnde Verbände)と云ふ名稱を帯びるものである)との間に區別を立てるのは非常に骨の折れる仕事であつたが、此の點については後の關係に於てまた述べることを必要とするであらうが、兎に角カルテルは「營業經濟の組織」には服することを必要とするものであると云ふ風に、監督は説明されて居るのである。

それについて基本となるのは一九三六年十一月十二日の國經濟大臣の布告であるが、之については第三十五節の(二)(a)を参照せられたい。一九三七年三月八日の加補布告に由つて手工業にも擴張されることとなつた。——此の骨の折

れる、多方面的な監督行動への深刻な洞察と與へるものは、一九三七年八月に公にされた「全國工業集團 (Reichsgruppe Industrie) 並に其の委任を受けた機關に由るカルテルの監督の施行に關する第一次報告」である。

(b) 銀行の監督

此の場合にあつても若干の點に於て後の記述(第二十六節の(二)の(e))先鞭を著けなければならぬ。信用制度の新法の全體としての構成と、一九三四年十二月五日の國信用法並に一九三三年二月九日の施行令とを照し合せて見るとき、監督は次のやうに現はれて見える。簡略な方式にして見ると、先頭には大臣があり、其の外に「獨逸銀行に設置された信用制度監督局」と云ふ特別な官廳(第三十節以下)と、之に編合され、また部分的には之に隸屬させられて「國の官廳」として宣言されて居る國の委員(第三十三節)とがある。此の全體はよく纏つた一つの明確な組織であつて、従つてまた監督思想の今日のやうに擴大されて行つたことの特に明瞭な一例たるものなのである。

監督機關に——十分な理由を以て——與へられた大きな特色は頗る印象の深いものがある。國銀行監督官 (Reichskommissar) は直接指導者兼總統の任命する所である(獨逸銀行の意見を聞いた上で)。監督局は獨逸銀行總裁 (Präsident des Reichsbankdirektoriums) の主宰する所で、其の下に四省(大藏、經濟、食糧、内務の四省)の次官がある。國銀行監督官は究極に於て非常に獨立的な地位を有し、其の裁判の中には例へば裁判所や行政官廳にとつて權力を有するものもあるけれども(第一條第四項)、併し監督局は之に「準則」(第三十三條第三項)を與へるものであり、また其の裁判や指令に對しては抗告審たるの地位を有するものである(第四十三條の定める所に依る)。

——二つの機關の個々の作用は多趣多様である。其の劈頭には既に信用業創業の統制（第三條以下、第十二節の二）を参照）があり、次に信用施設の深刻な屈出の義務を存する。即ち、苟も營業指導者や資本其の他に變更のあつたときは國銀行監督官に申告することを必要とするものである。合併（フジオン又は其の他に類するもの）の場合にあつては更に一步を進めて既に其の單なる「意圖」（Absicht）すらも申告の義務がある（第八條）。更に、獨逸銀行理事局（貸借對照表を提出するの義務がある（第二十條以下）。配當金の分配（利益配當）は國銀行監督官に於て差止めることが出来る（第十八條）。特別の保護預審室（Depotgeschäftsprüfung）（第三十五條）等。此の單行行爲の外に監督局の一般的な訓令がある。「大信用」（Groskrediten）と企業の負責する特有の資金との間の關係に關するもの、貯金の施設と解約申入に關するもの等である。

第十六節 刺戟と救濟の手段

（一）經濟の世話

「監督」は正當に理解され、巧妙に運用されるときは極めて自然に「世話をすること」（Betreuung）に發達して行くものである。されば監督の權限を附與することを以て事とする法律は、當該の監督機關は加盟する個人や經營に「忠告を與へ且世話を爲し」、當該の經濟分野が「助長すること」を必要とする旨を反覆して附け加へて居るのである。けれどもとりわけ經濟の最高の世話人として考へられて居るのは國家自身であつて、國家の經濟企畫（第四節）の

大抵のものは經濟上の世話に外ならない。此の場合職能團體の大組織（Grossorganisation）が國家の經濟上の世話の介添をするのである。例へば獨逸の農民階級の「振興」と云ふことは、最初からして國食糧生産業職能團體の法律上の合言葉であつた（例へば一九三三年十二月八日の第一次命令第二條）。かやうな次第で大組織は更に其の同業團體（Fachschaft）又は其の他の支組織（Unterorganisation）の世話をする。例へば國食糧生産業職能團體は「國食糧生産業職能團體に於ける分配人の職業の振興」の爲に設けられてある同業團體の世話をするのである（一九三八年七月十四日の命令）。

だが多くのものは此の場合理念の分野に存し、只「經濟」の縁に沿ふて動いて、それよりも更にぬきんで居るのである。かのイタリアのドボラフォに運動（一九二五年五月一日創始）や獨逸の「歡喜力行」運動（一九三三年十一月二十七日創始）の如き、またイタリアでムッソリニが親しく一番收獲高の多かつた農民や「生産戰」（Erzeugungsschlacht）の戰士に配付するのを常とする「賞金」、又は獨逸で「經營の給付鬭争」（Leistungskampf der Betriebe）（第十三節の（一））からして獨逸労働戰線の指導者の世襲財産（Patrimonium）の下に生ずる「賞金」の如き、何れも全く主としては道義的の力を喚起するのに役立つ次第ではあるけれども、併し間接には是亦經濟の利益に歸著するものである。同じことは訓練運動（Schulungswerk）についても云ひ得られる。謂ふ所の訓練運動と云ふのは世界觀上の訓練から職業的、専門的及び特

に經濟的訓練の極く微細な分派に迄及ぶ訓練を指すのであつて、是亦大部分は「汝自身を助けよ。國家や團體より必ずしも一切を期待すな」と云ふ標語に調子を合せることを必要とするものである（此の點については尙ほ第三十二節を參照ありたい）。

だが是等の事柄はこゝでは問題外とすることとし、本書では直接經濟の地盤に立つ事柄を扱ふに止める心算である。

(二) 國家による資金の支出

國家が年々歳々に經濟の範圍内で「獎勵」や「救濟」の爲に支出する資金は數十億に上る。かくの如き擴がりには戰爭直後の時期に於て見るやうになつた所である。獨逸の經濟が益々新な衝撃に於て甚しく根柢を揺り動かされ、其の後再び新な建設に著手された結果として、國家は從來未だ曾て知られなかつた範圍に互つて補助的行爲（Stützungsaktion）、「整理」（Sanierung）及び個別的の補助金交付（Einzelsubvention）などの舉に出づることを餘儀なくされた。とは云ふものゝ、自然的の交互作用に於て専ら國家の爲、納税と云ふ方法で支出せらるべき資金を調達するの任に當つた者も亦、過去に於て經濟に外ならなかつたし、現在に於て經濟に外ならぬのである。

議會政治を以て統治されて居た舊獨逸國に於ては「補助金」（Subvention）と「保障」（Garantie）の反射鏡とし

て廣く世間に呈示されたものは隨時の豫算である。一例を挙げると一九二九年度の豫算案は國の貸付金十一億五千八百萬ライヒスマルクで、其の外に保障金總額十一億八千九百萬ライヒスマルクを示して居る。其の中には特に葡萄栽培者の困窮緩和貸付金、農業上の生産振興貸付金、裸麥價格安定貸付金、プロシヤ邦東方諸州經濟振興貸付金、航空振興貸付金、小住宅建築及び亡命者移住貸付金、並に當時の所謂生産的失業者保護（weitschaffende Arbeitlosenversicherung）と關聯する獨逸國營鐵道に對する特に多額の信用提供等が含まれて居たものである。保障にあつては特に輸出の振興が重大意義を有するものである。例へば當時行はれて居た「對露信用」（Russenkredit）（一九二七年四月十一日の法律參照）の如し。また國營鐵道は此の場合にあつても其の優たるものであつて、國は鐵道企業の優先株に對して四億ライヒスマルクの配當保障を引受けたものである。——當時の私經濟の爲にする國の「保證」（Bürgschaft）の表は、Gewerkschaftszeitung 1936 S. 658 に掲げられている。

比較的大規模な整理行爲の最近の例としては一九三二年の銀行整理（Bankensanierung）がある。其の方法は一九三二年二月二十日の國大總統令に於て反映して居る。此の命令は「經濟上の危機を斟酌して」公布されたものである。

企畫に従つての物質的補助にとつては主として左の三つの手段が問題となるものである。

(1) 保障又は保證

保障又は保證は其の本質上其の提供の瞬間に於ては、まだ決して物質的の支出を意味するものではない。是は本當は保證人、即ち獨逸國が財布から金を掴み出して、當該經濟企業の債務の爲に金錢の支出を行はなければならぬと云ふことの例外でもあるのである。

保障は云ふ迄もなく一つの法制として考察されるのであるが、併し此の保障の單なる存在は

非常な強さを包蔵するものであつて、其の下に在る經濟部門全部が再び活氣付けられるものである。

此の補助手段の適用される場合は非常に頻繁であつて、經濟生活のあらゆる方面に互つて居る。其の主たる例を挙げると、(1)、ザール地方、オーストリア並にズデーテン獨逸地方の獨逸國に復歸するに當つて國大藏大臣に「ザール地方の營業的企業をして獨逸國への復歸に因つて變動した市場關係並に信用關係に順應するの道を容易ならしめる爲四百萬ライヒスマルク以下の額を以てする一保障引受の一般的授權」(一九三五年五月二十一日の法律)と、「オーストリア地方に於ける營業經濟振興の爲一億五千萬ライヒスマルク以下の額を以てする一保障引受の一般的授權」(一九三八年四月九日の法律)と、ズデーテン地方に對する同じ一般的授權(一九三八年十月三十一日の法律)が行はれた。(2)、小住宅建築並に移住制度が保障に由つて助長されて居るのは既に久しい以前からのことである。前大戦中(一九一六年)既に此の點について獨逸國の保證戰術(Bürgschaftspolitik)が開始されたものであつて、例へば一九二七年七月十六日の法律(農業上の亡命者移住振興の爲「七千萬ライヒスマルク以下」)並に一九二九年三月二十六日の所謂建築信用法(小住宅建築の爲二億五千萬ライヒスマルク以下)に於て其の繼續を見出すのである。次に最高額を二億五千萬から四億へ、それから五億へ、七億へ、結局九億ライヒスマルクに迄引上げた五つの法律がある(最後は一九三八年十二月十五日の命令)。之に依つて約三十四萬戸の住宅を「助成」し得ることとなつたものである(一九三八年八月一日現在の狀態)。其の外特殊の場合、例へば國の官吏や國軍所屬の吏員の爲の小住宅建築の助成の爲の特殊の場合が存する(特に一九三八年七月六日の法律)。——(3)、大規模の結成は例へば一九三九年度の會計年度に於ける國の豫算の執行に關する一九三九年三月三十一日の法律中に見る所であつて、此の法律は外國貿易について五億ライヒスマルク以下、四ヶ年計畫の範圍内に於ける營業經濟について二億ライヒスマルク以下、雞卵及び食用家禽市場統制につき八千萬ライヒスマルク以下、穀物について三億ライヒスマルク以下等の保障を引受ける權限を前に附與した授權以外に國大藏大臣に與へて居るのである。

(2) 所謂補助金の交付

補助金の交付とは扶助を必要とする者に即時且直接に出捐してやることである。是は危険な手段であると云はなければならぬ。何となればそれ／＼の場合が更に他の場合を誘ひ出すこととなるからである。此の誘惑は可成大なるものがあるのであつて、經濟部門の全體が己れの弱點を都合よく補整して行く爲に、國家の資金を要請する誘惑に陥り易いのである。大局から見て次のやうに云はれたことがある。「凡そ經濟體(Wirtschaftskörper)なり企業なりは國家的に重要な意義を有する場合に限り、かくの如き經濟體なり企業なりを補助し又は維持する爲に國家が税金を使用するのを是認せしめるに足りるのである。けれども果して然りとすならば同時にまた、此の場合に私經濟上の利益が全然發生することのないやうに配慮する必要がある。さもないときは常に補助金の交付や類似の處置は禁ぜられるものである。蓋しさもなければ國家は正義の主體であると云ふ其の任務をもちや果して行くことは出来ないこととなるからである。苟も或る經濟群を特に庇護すると云ふことは同種の他の經濟群に特に不利益を與へると云ふことであり、苟も或る企業を特に優遇すると云ふことは他の企業に特に不利益を與へることを意味するものに外ならないからである」(ドクトル・ハンス・メルケル、一九三六年)。

加之貸付金の提供はそれが特に輕易な條件を以て、わけても低利率を以て行はれて居る場合に

あつては「補助金の交付」であり、扶助であり、救済でもあるのであつて、此の一事は其の意義決して鮮少ではない、また公の委任を爲すに當つて特權的に斟酌をする(第五節の(四)を參照)なども此の序に擧げることが出來やう。尤もさうすると補助金の概念が消えてなくなり始める嫌はるのであるが。

實際上の取扱に於ては此の分野では或る程度まで黙秘に附する風が行はれて居るのであつて、それは納得の出來る理由に基いてのことなのである。「農業上の生産振興の爲の低利資金貸付」は既に一九二六年六月二十二日の法律中に存し、一九三三年九月十二日の法律中に其の繼續を存する。「農村住民」の人的振興は、一九三八年七月七日の命令にあり。施設「貸付金」、施設「補助金」の外である。尙移轉料、技術修得補助金、特有の營業建設の爲の貸付金其の他の提供に依る勞働配置の同じやうな振興。住宅建設の場合にあつては澤山の補助金がある。例へば房屋を住宅に改造する爲の國の補助金に關する一九三七年十一月二十七日の國勞働大臣の回章布告などの如し。四ヶ年計畫との關係に於ても澤山の直接又は間接の「補助金」がある(金屬の振興補助金、節約保障契約(Wirtschaftlichkeitsgarantievertrag)、引取保障契約(Abnahmegarantievertrag)等)。歴史的の大きな行爲、オーストリアの復興、此の場合にも貸付金又は「補助金として」の國の資金はとりわけ「國民的勞働の振興の爲」に使用されたのである(一九三八年三月二十三日の命令第一條)。

(3) 公租並に關稅の輕減

公租並に關稅の輕減も亦經濟の支持並に鼓舞に役立つことが出来る。恰も此の種目に於ては「救済」と「激勵」とが結び付けられることが多い。公租輕減の背後には一定の目的が存在し

公租輕減と云ふ合圖によつて此の目的を推進せしめることにしようと思ふのである。特に「企業心」を喚起し、「事業の振興」を鼓舞し、「投資」の元氣を振ひ起さしめるのが趣意なのである。

オーストリアの復興は此の場合にあつても一例を與へるものである。「經營の固定資産の目的物によつての減價償却(Abschreibung)の自由、換言すれば機械其の他の取得者は製作に役立つ新しい出費によつての減價償却の自由は、前記の命令第二條の規定する所である。——別段の例としては、「公租輕減に關する」一九三三年七月十五日の特別法がある。特に「經營建造物の修復並に増補」の爲であり、「新しい企業」の爲でもある。一九三四年四月二十日の加補規定を以てす。また「無名の」資本會社を人的會社に還元せしめるの傾向によつて支持されて居るのは、資本會社の組織變更及び解散の際に於ける公租の輕減に關する一九三四年七月五日の法律及び一九三五年三月八日の第二次施行令及び一九三五年六月七日の第三次施行令(鑛業法上の鑛山會社の組織變更)。——全然別個の目的の爲にする公租の濫用の危險。一般的條項に依るかくの如き脱法行爲の遮斷。國公租法第五條(第八節の(三)を參照)。

(三) 勞働法に於ける社會的保護

十八世紀末から十九世紀初頭の頃に至つて初めて、最初先づイギリスで、國家は勞働者の勞働力の過當に使用されるのに對し、立法を以て勞働者に保護を與へる必要があると思ふ思想が擡頭して來た。われ／＼は、小兒はもはや夜間役使することを得ず、また十二時間以上工場内に於て役使することを得ず等の規定を残した、此の最初の暗中摸索を回顧するとき一驚を喫せ

ずには居られない。所が其の後此のテーマは偉大なる發達を遂げ、獨自の纏つた一の法域を形成するに至つた。此の法域は「經濟法」とは分離したので、従つてまた本書の取扱ふ範圍の外に在るものである。

歴史的發達。かくの如き「社會的」の保護規定の開拓にとつての法律的基础は、先づ第一に一八六九年六月二十一日の「營業條例」である（其の後絶えず「改正法」が出て、部分的には全く空洞にすらなつて居るが）。其の重要な改正法は一八九一年のそれで、世に「労働者保護法」と稱せられる所のものである。之には保健上の保護、婦女及び小兒の保護、日曜日の休息、所謂物品賃金制の禁止（*Truckverbot*）等の規定がある。けれども其の後次第に各個の特別法の方法を執らざるを得ないやうになり、一九〇三年の兒童保護法や一九一一年の家内労働法の如きは其の一例である。同時に是は社會保險と云ふ大事業の端緒でもあるのである（次の四に説く所を見よ）。戦争後にあつては革命的立法の一舉進出があつた。特に八時間労働制の宣言（國際的關係に由来す。ワシントン協約）、所謂失業者保護の創始、解約申入保護の完成等がそれである。是等の一切は其の他の労働法の整備改善（經營協議會の組織、獨立の労働裁判權、職業紹介その他の一層力強い法律的捕捉等）と密接に相關聯するものであつて、「労働法」の獨立の資料は正に是等労働法の整理改善に因つて生ずるに至つたのである。尙此の點については第二十九節の(三)を参照せられたい。

労働法全般と共に社會的保護（*sozialer Schutz*）の部分的種目もナチスの手で全然新しい基礎の上に置かれることになつた。社會的保護はもはや「國家の施與」たるものではなくて、寧ろ有機的に國民の協同體生活に組入れられて了つたものである。従つて經營の指導者は「從業者の福祉の爲に配慮することを必要とする」旨の大原則は經營（國民の労働協同體の最も細微なる細胞としての）組織の最先頭に立つものである（労働統制法第二條第二項）。さればこそ「解約申入の保護」（*Kindigungsschutz*）はもはや孤立した單行特發の現象として考慮されることなく、寧ろ

労働界（*Arbeitswelt*）内に取付けられたのである（労働組織法第五十六條以下）。またさればこそ踏襲された單行法（一般的の「經營保護法」が企畫されたものである）は屢々形態を更新された。例へば一九三八年四月三十日の労働時間法及び少年保護法の如し。——一般的の労働法からは分岐した獨立の分野に於ける立法的工作の一例としては、一九三八年九月二十九日の「國労働奉仕保護並に世話につき現行中の規定の」殆ど二百條を包含する「法典としての編纂」（「相關聯する字句」）がある。

(四) 保險による保護

保險制度は人間生活の極めて特異な現象の一つである。蓋し保險の場合にあつては人間は「貯蓄」の場合などに於けるが如く、將來の爲の備をしようとするものなのだからである。人間は危険と損害とを豫期し之に對して「保險を付ける」のである。其の爲には到達する距離の極めて遠大な制度が使用に供され、法は極めて細微な點にまで分枝して其の事功を助ける。其の旨とする所は矢張主として經濟上の價値を保護すると云ふ事に外ならないのであるが、是等の資料も亦獨立して纏め上げられて居るので、之を「經濟法」の一斷片として取扱ふ譯には出来ないのである。されば本書では二三のまづしげな綱要を擧げること丈で十分とせざるを得ない。

保險には二つの部門を區別することが出来る。それは公の社會保險（*öffentliche Sozialversicherung*）と其の他の保險とである。前者は「労働法」から分岐してそれ自體一つの纏つた法

域を成すものであり、後者は更に「公保険」(öffentliche Versicherung)と「私保険」(Private-Versicherung)とに分れ、時あつてか相競争して並び立つて居る。其の何れの側にも數十億の價值が固定されて居る。若し此の遠い將來を見越しての施設である保険の保護なる制度の存在するものがなかつたら、獨逸の經濟は恐らく維持することは出来ないであらう。

極く主なる法律の資料。

(1) 所謂社會保險は過去約六十年に互る特に注意に値する歴史を持つた制度で、其の歴史は獨逸にとつて燦然たる光榮の一頁である。蓋し獨逸は勞働に従事する人民に疾病や傷害や其の他のものに對する計畫的の、計算上絕對的に確保された保護を與へるべく試みた最初の國民たるものであるからである。其の發端は有名な一八八一年の勅書(ウキルヘルム一世とビスマルク)であつて、一八八三年の疾病保險法、一八八四年の傷害保險法、一八八九年の疾病及び養老保險法等が之に次いだ。是等は一九一一年の國保險法に於て大規模に總括されて居る(實に民法典と相並んで獨逸の立法上の一番廣範圍に互る法典たるものである)。是と相並んで別段の特別部門の發達があり、一九一一年の使用人保險法、一九二三年の鑛山勞働者保險法、一九二七年の失業保險、一九三四年の小金利生活者救濟法(Kleinrentnerhilfe)、一九三八年の手工業者養老救護法(Handwerkeraltersversorgung)(之については第三十九節の(五)に説く)等がある。

ナチスは最初から此の生活分野に最大の配慮を傾注して居るのであつて、黨綱第十五中に「養老保險の大規模なる改善」と云ふことが言明してある。ナチスの政權獲得の際に存在した状態は混亂に陥つて居る保險制度を著しく淨化し再び力付けることを必要ならしめた。かやうな次第で一九三三年十二月七日には所謂整理法が、一九三四年七月五日には所謂適應法が公布された。是は傳來的の法律の若干の規定を新しい社會や官吏や法の觀念に適應せしめたものである。また一九三四年七月五日の建設法がある。是は其の前文(Vorwort)の記す所に依ると、「社會保險に於

ける分裂と不得要領とを一掃し、統一的總括によつて其の給付能力を鞏固ならしめる爲に」公布されたものである。之に續いて更に幾つかの重要な法律が公布された。例へば一九三七年十二月二十一日の年金保險の改善に關する法律の如きはそれで、是は其の間に行はれた失業の克服に牽聯するものである。此の法律資料は全般に互つて多くの「改正法」に依つて要領を得難くされて居るのであるが、是等の改正法は今後もまだく豫期しない譯にはいかないのである。——従つて此の點で助けとなるのはルーゾーフ式の法令集、例へば Fichelbacher, RVO. (Verlag Beck) である。參考文献の例としては、Lutz Richter in dem Sammelwerk „Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des nationalsozialistischen Staates“, Heft 40, 1939。

(2) 其の他の保險制度は大抵「私營保險」として表示されるのであつて、民衆に馴染の深い澤山の獨立部門に分れて居る。火災保險、生命保險、責任保險、運送保險、信用保險、電害保險等である。近頃の發展の傾向としては職能團體的總括(Berufsständische Zusammenfassung)の行はれる風がある。例へば生命保險については、官吏保險、醫師保險、從業者保險及び其の他の集團保險(Gruppenversicherung)を存するのである。——此の分野には主法が二つある。一九〇八年五月三十日の保險契約法(其の後若干の改正を経たり)と一九〇一年五月十二日の保險監督法(一九三一年六月六日の新法文、併し是も其の後改正された)とである。法令としての資料の外に法律的形成の上には個々の保險會社の「普通保險約款」が重大な實際的意義を有する(かくの如き「營業條件」に關する第三十三節を參照)。——參考書の例、Hess, im eben genannten Sammelwerk, Heft 65.

第四章 經濟の主人 (Herr) 并に管理人 (Verwalter) としての國家

第十七節 國家自身の經濟への關與

(一) 財産の主體としての國家

凡そ國家が「金錢」(又は其の他の財産價值)を必要とするものであることは素より明白である。即ち國家にとつても金錢は「萬事の原動力」(Nervus rerum)であつて、剩へ獨り戰時に於てのみのことではなく、寧ろ平時にあつても亦然りとする。這般の消息の一端を明かにしようと思ふなら、若し金錢が無かつたら國家は官吏の大軍をどう賄つて行けるか。既に前數章に於て問題としたやうな多くの任務をどう果して行くことが出来るものかなど、云ふことを考へて見ればすぐ判ることである。

國家は其の必要とする所の一切のものを公租の方法に於てのみ取立て、直ちにまた之を支出するものであるとはすぐ想像出来ることも知れないが、果してかくの如くんば國家は單なる

一つの通過機關たるのみに止まり、獨特の財産人なり、「財政主體」なりとしての面は持ち得られない次第であらう。所が現代の國家と云ふものは大違ひで、そんなものでは全くなく、國家の掌中には巨億の財産が累積し、是等の財産は獨り流動の資金からのみ成るに止まるものではなくて、「投資」をも要求するのである。加之其の出入する所のもの、即ち歳入と歳出との量は極めて大なる額に達するのであつて、従つて是等の事態を確認して、國家はあらゆる財政人中の最大のものはあるけれども、國家は決して投機者として行動することを得るものでもなければ、また其の他自我の意識に燃える大資本家として行動することを得るものでもなく、寧ろ此の財政人としての任務に於ても國民全體の爲に奉仕するものであるに於て決して異なるのではないことを明かにする爲には、法律秩序の一大分量を必要とするものである。若し夫れ國家がどの程度まで個々の國民の「財産」を捕捉して、國民の間に財産物體 (Vermögensobjekte) として存在する所のものを國民財産 (Nationalvermögen) として總括することを得るものであるかと云ふ一事に至つては、第十九節の(四)で初めて論ずることとする心算である。

國の獨自の財産については法律の規律は歳計法 (Haushaltsordnung) の概念を中心として其の周圍を廻る。國(各邦との對照に於て)は戰爭後に至つて初めて有力に現はれて來た(第二節の(三)を參照)。其の出發點は一九二二年十月三十一日の國歲計法 (Reichshaushaltsordnung) であるが、是は其の後改造されて一九三〇年四月十四日に新し

い法文で告示され、更に一九三三年十二月十三日及び一九三六年六月十七日の兩度の法律に依つて改正されて居る。其の外一九二九年二月十一日の「國の官廳にとつての經濟規定」と一九二七年八月六日の「國庫法」(Reichsassenord-nung)とがある。最高の審査は獨逸國會計検査院(Rechnungshof)であつて、是は「國政府に對して獨立にして法律にのみ服従する國の最高の官廳」たるものである。國の經濟經營の審査は國歲計法第四十八條に特に規定されて居る。之については(本節の四)以下に論じてある。——邦の歲計の執行、會計並に會計の検査については一九三六年六月十七日の法律並に第一次及び第二次の施行令がある。

二、主眼とする所は大きな割合と云ふことであるが、大きな割合の例としては國の歳入(所得税、財産増加税(Mehrksteuer)及び交通税、消費税及び關稅)の發達は十億單位で一九二八年度には八と二分の一、一九三二年度には六と二分の一強、一九三六年度には十一以上、一九三七年度には十三と三分の一強、一九三八年度には十七以上、一九三九年度に於ては概算(ラインハルトの説に依る)二十二であつて、之に對して國民の年所得總額は一九三七年度にあつては六十八億と評價されて居る。

(二) 公經營 (Öffentliche Hand)

以上に述べたやうな事柄は暫く問題外として差支ない。以上に述べたやうな事柄は普通の意味に於ての公法たるものであつて、經濟法ではない。唯經濟生活の範圍内に於てする國家の直接の自主的行動は「經濟法」に屬するものである。かやうな自主的行動は戰爭前からして稀には既にあつたにはあつたのであるが、戰爭後に至つて急速に其の範圍を大にし出したのである。それに因つて生ずるに至つた國家と經濟との「並立的關係」や經濟の「競争相手」として

の國家については、第一章の冒頭で既に述べた所である(第一節の二の(c)を参照)。

歴史的點描。(1)、百年の昔(一八三八年)プロシヤ邦が特別法中で鐵道制度への干渉を宣言し、其の立法の發足點を「國家の高權」(Staatshoheit)に存するものとし、「公法的に適法なるもの」なりとする當時の學說を根據としたとき、其の學は殆ど空想でもあるかのやうな印象を與へたものであるが(一八三八年十一月三日の法律)、後には舊獨逸帝國憲法第九十條第二段と關聯して帝國と邦との間の論争の因となつたものである。今日では鐵道制度が殆ど全然邦の手中に置かれてあること周知の通りである(本節の四の(a)を参照)。——(2)、戰爭の直前特殊の性質を有する一題目が所謂「折衷經濟的企業」(gemischtwirtschaftliche Unternehmen)と云ふ形態に於て展開し始めた(第一節の二の(c))。此の企業には最初は地方團體が所謂供給經營(Versorgungsbetriebe)、即ちガス、水道並に電氣事業に單なる仲間として關與したものである。所が戰爭後にあつては是等の經營は漸次に全く公共團體の經營に移つて行つたのである。(其の形成の組織の一例を挙げると、一九二九年のカッセル市の財政委員會の覺書に依ると、電氣、ガス、水道並に屋内プールに關するカッセル市の經營の組織を資本金千二百萬ライヒスマルクの株式會社に變更すると云ふのである)。——(3)、プロシヤ邦が礦業權に干渉し始めたのは既に一九〇二年の初めのことと、其の指導精神は私經濟の獨占運動に對して公の利益を擁護すると云ふに在つた。だが「官房學派的」管理(kameralistische Verwaltung)の方法は敏速に拋棄されて了つて、結局總括的な株式會社の設立を見るに至つた。(Preussent, 一九二三年十二月十三日設立、一九二六年七月二十六日の法律中で續行)。——(4)、電力業への獨逸國聯邦(とりわけプロシヤ邦)の初めての力強い干渉は、戰爭中並に戰後に至つて行はれた所で、此の點に於ては「社會化傾向」(Sozialisierungstendenz)との關係が特に明瞭なるものがある(一九一九年の國法)。第二節の三、並に「社會的理念」については第十八節を参照。同時に例へばアルミニウム業に對する國の有力な干渉をも参照。——(5)、一九二六年の抗議運動、一九二六年九月四日のドレスデンに於ける獨逸工業全國同盟の席上に於けるジルベルベルグの演説、一九二六年十月

十日の「經濟上の主腦組合」の示威運動、新聞雜誌上に於ける多くの討論。「冷靜なる」社會化の標語現はる。批評の個々の點としては、國家並に市町村の納税の免除と云ふことがある。——(6)、所謂銀行危機の後に於ける「整理」の爲の銀行制度への國の關與(一九三一年の扶助的行爲)。けれども此の點は同時に後日の「再私有化」(Reprivatisation)の一例でもある。國家は其の所有株式を抛棄することによつて再び一步私營の大銀行經營から手を引いて居るのである(一九三三年以來のこと)。——(7)、鐵礦石獲得の分野上に於ける今日の有力な國家關與の一例。一九三七年ヘルマン・ゴエーリング事業株式會社(此の場合にあつても後日に至つての私經濟への復歸の思想が既に言明されて居るのである)。所謂建築體積(Bauvolumen)への公共團體の關與も非常に有力なるものがあつた(一九三八年初にはほぼ百分の八十)。等、等。

かやうにして生ずるに至つた状態は立派な、譬喩的な用語によつて明瞭ならしめられる。即ち私經營 (Private Hand) の經濟的活動の外に「公經營」 (öffentliche Hand) が現はれるやうになつたと云ふのである。此の公經營と云ふ語は戦争後に至つて突然に發生するに至つたのであつて、何人が最初にそれを唱道し出したものであるか言明することは出來ないのであるが、それが故意に廣汎に解釋されるやうになつて來た。即ち此の語は獨り國家を指して居る計りでなく、苟も「高權的に」 (hoheitrechtlich) 行動することの出來る他の公の機關、特に地方團體 (地方團體については尙ほ本節の五) に於て特別に論ずることとする) をも指稱するものである。「高權的に」と云ふのは經濟企業への國家の關與の此の組織全部の痛い點に觸れるものである。國家のやうな權力が其の王座 (以前は「主權」 (Souveränität) と稱せられたものである)

から降り立つて工場を經營し、商業を營み、株式を取得し、「宣傳」を行ふなどと云ふのは一寸異様に聞えることではないか。實際の所今日迄の發達の經路に於て經濟界からの抗議 (前記本節の五を參照) もないではなかつたし、また「生粹の國家」を呼號し、經濟的經營から手を引くことを推稱する學者の意見を存しなくてもなかつた。併しそれは一つのイデオロギーに過ぎないのであつて、今日では事態はもはや口當りのいゝ文句などで丸めて行くことは不可能なのである。國家が其の權力を「濫用」してみづから變性國家となり、特に其の本質を失つた支離滅裂の國家となる危険は確に存在するのであるが、苟も國家にしてみづからを重んじ、己れの責任を意識し、且ヨーロッパ現在の壓迫された雰圍氣の裡に生き抜いて行くのである以上は、みづから身を屈して經濟の間に伍するのを全然斷念して了ふと云ふ譯にはいき兼ねる。それは率先模範を垂れるが爲であることもあらう。また餘りに自我の意識の強い私經濟を壓迫の下に置く爲であることもあらう。また或は——是こそ今日では一つの特別な意義を有する所であるが——私經濟では餘りに弱きに過ぎて果すに堪へないやうな任務、又は其の他の理由からして私經濟の到底敢てしないやうな任務をも引受ける爲であることもあらう。兎に角みづから經濟の間に伍するのを全然止めると云ふ譯にはいかないのである。

法律學上の文獻は後になつて初めて始まつたのであつて、特に公法は役には立たない。何となれば公法は是等の事

項を差當つての所開却して居るからである。學問的検討が行はれたのは最近十年來のことである。例示すると、Kötigen, Die erwerbswirtschaftliche Betätigung der öffentlichen Hand und des öffentlichen Rechts, 1928.——Zwei Berichte von Lutz Richter und Kötigen über „Verwaltungsrecht der öffentlichen Anstalt“ auf dem Staatsrechtvertag vom 25./26. April 1929 (in Veröffentlichungen der Vereinigung der deutschen Staatsrechtler Heft 6).——Giesecke, Rechtsformen der öffentlichen Unternehmungen, in Zeitschrift „Arbeitsrecht und Schlichtung“ 1932 Sp. 185. Grossmann-Doerth. (緒論の九に於けると同く) 4. Abschnitt.——Forsthoff, Die Verwaltung als Leistungsträger (Königsberger Rechtswissenschaftliche Forschungen, Bd. 2, 1938). また財政制度と云ふ方面から論じて居るのは、Terhalle, Leitfaden der deutschen Finanzpolitik, 1936, §§ 7 ff. などである。

政治的評價の例。國經濟大臣フンクは一九三八年二月二十七日の就任に際して、「公私の經濟は對立的のものであつてはならないのであつて、寧ろ互に相加補することを必要とするものである。若し公共の福祉にして要求するあらんか、國家はみづから經濟的に活動しなければならぬ。國家の大規模な經濟的發議が私經濟上の發議の有力な刺戟となつたのは何れの時代をも通じてのことであるのは、經濟史の教へて居る所である。」と聲明したのである (Deutsche Justiz 1938 S. 209)。

(三) 私經濟への加入の方法は次のやうに幾つかの階段に區分することが出来る。

(1) 先づ第一は國家の經營を獨立させると云ふ方法である。換言すれば國家の經營は普通の財政的關係からは切離されるのであるが、併し依然として國家の「行政」の公法的旗幟の下に在ることにて變りはない。既に古典的のものともなつて居る一定の大經營が國家の財政的關係から分岐して居るのは此の階段に於てである。郵便事業、國營鐵道、獨逸銀行(之について

は本節の(四)で論ずることとする)などがそれである。

(2) 國家が特定の經濟分野を將來の爲私經濟に對して閉鎖すると云ふ方法である。換言すれば國家は是等の分野に於ては排他的に經濟を己れ的手中に收めることを留保する。間接的形式としては、國家が當該の經濟分野上に於ける經營の開始を己れの「許可」に繋らしめると云ふ方法がある。之についての普通に行はれて居る法律概念は「國家留保」(Staatsvorbehalt)である。

プロシヤ邦は既に一九〇七年(六月十八日)に石炭並に岩鹽鑛業についてかくの如き留保を設け、一九二四年(一月三日)には褐炭、一九三四年には石油についてかくの如き留保を設けた(一九三四年五月十二日の石油法、それに附屬の幾つかの命令がある)。國は一九三五年(二月二十八日の法律)に鑛業を原則として己れの手に接收し、極めて乏し勝ではあるが、免に角亦「留保」の思想を表明した。既に一九三四年(一九三四年十二月四日の鑛床法)には國は發見し得べき一切の鑛物についての見通しを確保し、一九三六年には鑛業權者の採掘開始の義務(Einsatzpflicht)を設けた。即ち鑛業權者を原則として國家の企畫に奉仕せしめることとしたのである(一九三六年十二月一日の法律)。一九三七年には現存する鑛業會社に對する其の特有の行政統一(Einschaltung)が確保された(一九三七年七月二十三日の團體結成法第二條第二項及び第三項)。

「地下資源」(Bodenschätze)に關しては第二十五節の(三)をも参照。

(3) 國家が己れの經營に明瞭な法律的特色を與へる爲に、私法の法律形態、例へば有限責任會社とか、若はまた株式會社とか云つたものを利用する方法である。「生粹の國家」の理想の

拋棄されたものであることは此の點に於て特に感知される次第である。即ち國家は歴史的に發達して來た私經濟の組織の下に身を屈するものである。國家は現在では法律的の意味に於て通常「商人」たり、「工場主」たり、其の他に之に類似の者であるのである。國家は其の經營に於て「監査役」を有し、「社員總會」(Hauptversammlung) 株主總會 (Generalversammlung) を開く。加之一寸前に(一九三七年)行はれたやうに株式法が改正される段になると、國家も亦己れの經營を「株式會社」として設備して居る以上は、自動的に此の改正に關與する。若し夫れ國家が株式の一部分をみづから所有し、從つて國家以外の部類に屬する株主としての國家と對峙して居て、此の種の株主が恐らく全然私經濟的な觀念を持つて掛つて居るやうな場合に於ては、事態は特に取扱ひにくく、微妙なるものがある。かやうな場合に於ては國家は法の軌道内に於ては時としては表決に破れ去らざるを得ないことすらある(但し指導者主義の原則が株式法中に導入された爲に此の傾向は非常に緩和されるに至つた)。此の單なる「關與」の方法は戰後に於て國家の意識的に執つて來た所であつて、今日尙相當有力な意義を有するものである。

學設内部からも警告がないでもない。ユエットゲンは國法學者會 (Staatsrechtler) (本節の(二)を参照)の席上特に次のやうな論旨を主張した。

「現在のやうに公行政が私法的組織形態に移つて行くのは組織法上の斟酌から見ても、並にまた一般的の行政指導の理由から云つて望ましいことではない。私法と私經濟の取引の原則との間に思想上の聯絡の現に成立して居るのを斟酌するときは、公行政の商業化 (Kommerzialisierung der öffentlichen Verwaltung) の屢次に附くのも其の原因はかくの如き發達に基くもの渺しとしない」。

之に關聯して氏は「施設」の典型を獨立的に設備する提案をして居る(綱領の第九號)。

大企業に於ける株式分配の例としては國經濟省の第二部長は一九三八年六月製鐵工業經濟會 (Tagung der Wirtschaftsprüfung Wirtschaftliche Industrie) の席上(ルン・ゲーリング事業會社 (Reichswerk Hermann-Göring) に關して報告して曰く、通常株二億七千萬ライヒスマルクの中二億四千五百萬ライヒスマルクは國の所有に屬する所であり、殘餘は重工業に依つて引受けられて居るのであるが、一方優先株一億三千萬ライヒスマルクは一部は手工業並に工業經濟集團に、一部は申込の方法で一般公衆に渡されることになつて居ると(新聞紙の所報に據る)。

(4) かやうに私經濟的形態並に私法的形態に入り込むことの不安定なのに對して、國歲計法は少くとも一定の規範を樹立して、國をして此の規範を遵守せしめ、國が常軌を逸脱し又は弱點を曝露することのないやう保護してやるのを以てみづからの任務であると思惟した。

前掲の一九三三年十二月十三日の國歲計法第四十八條の新法文。其の一番重要な段は、

(1) 重要な範圍に互る營業的若は其の他の經濟上の經營を目的とする企業の設定には國は第五項の場合に於けるの外は、當該の企業につき株式會社、株式合資會社又は有限責任會社の形態にして其の定款に監査役會の規定されたるものが選定さるゝにあらざれば關與すべからず。關與には大藏大臣の同意を必要とす。

(2) 設立の際には國は適當なる約定に依つて會社の業務の執行、特に監査役會に於ける相當なる代表の派出に所要なる勢力を確保すべし。國の追求せる目的の必要とする限りに於ては、其の外更に左の各號の一に該當する權利が定

款中に於て國に與へらるゝことを以て國の關與の條件とすべし。

(1) 主管の國大臣の適當とする検査人(決算検査人、會計検査會社)をして検査を行はしむる(權利第一百十條 a 第一項)。主管の國大臣は此の検査についての準則を定むるの權を有す。検査報告は國大臣に提出すべし。

以下に此の規範の別の點が續いて掲げられてあるのである。

(5) 國家は「己れの」經營のすべてと他人の經營への「關與」を中央的の「統括組織」(Dachorganisation) に於て總括する方法である。其の大掛りの例は「合同工業企業株式會社」(Vereinigte Industrieunternehmen Aktiengesellschaft) であつて、此の會社には中央的金融機關 (zentrales Finanzinstitut) として國信用會社 (Reichskreditgesellschaft) が附屬せしめられてある。

經濟學上の用語に於ては、國の營業的企業は一つのコンツェルンに於て總括され、それを合同企業株式會社が「持株會社」(Holdinggesellschaft) として支配するものと稱することが出来る。其の設立は一九二三年である。以前には之を稱して「國營トラスト」(Reichstrust) と云つたものである。株式はすべて全然國の掌中に在る(一九三八年の株式資本一億六千萬ライヒスマルク)。資本の多數が直接又は間接に合同工業企業株式會社の手中に在る會社の従業員の數は、一九三八年度に於て約七萬人である。營業の重點は電氣企業に在る(公稱資本額一億三千万ライヒスマルク)。それにアルミニウム工業(公稱資本額二千四百萬ライヒスマルク)と、石灰窒素工業(公稱資本額二千萬ライヒスマルク)とが關係を持つて居る。更に鐵竝に機械工業への關與が行はれて居る。

國信用會社(一九二四年に初め有限責任會社として創立、後に株式會社に改組)は國の影響の下に立つ工業企業

「自家用銀行」(Hausbank) であるが、それ以上に一步を進めて各種の銀行業務をも営むものであり、加之「私人得意先財產管理部」(Abteilung für Privatkunden-Vermögensverwaltung) を有して居る。一九三八年の株式資本は四千萬ライヒスマルクで全部國に屬する。國信用會社の經濟的態度は全國の信用竝に銀行制度の上に影響を及ぼすこと大なるものがある。

(6) 今や公經營はかくの如き大小さまざまの形態を以て市場に進出し、競争に割込みつゝあるのであつて、公經營は「不正な」競争を行ふものであると云ふ非難の聲さへ擧げられたことがある程である。勿論國の構へて居る先頭的地位に於てはそんなことはないのであるが、併し「程度の少い」公經營、例へば地方團體の經營にあつては、公經營と云ふ名稱の下に通常裁判所(第十三節の(三)を参照)に引出されたことも既に屢々あるのである。かゝる場合に處するとは裁判官として決して容易なことではないのであるが、併し國や地方團體と雖通常の私經營に於けると全く同じやうに、國民全體の福祉には従はなければならぬものであることは、恰も此の點にはつきりと現はれて居る次第である。

此の點についての判例に關しては、Grossmann-Doerth a. a. O. Unterabschnitt V; Hedemann, Reichsgericht und Wirtschaftsrecht (1929) S. 147c. 折衷經濟企業(範圍)の一九二七年代の模様は、Saenger, im Zentralblatt für Handelsrecht, 1927, S. 214; Aufsatz „Wettbewerbsstöße öffentlicher Behörden in Juristischer Wochenschrift 1927, S. 1071. — RGZ. 122 S. 351 ff.: 一九二八年十一月二十三日の判決等。——かくの如き關係に於ても往々にして「管轄の問題」(通常の訴訟方法の拒否)が批評の種子となる。尙以下に於て(四)(b)で論ずる場合を參

照。

(四) 國の獨立した中央施設

國營鐵道、國營郵便並に獨逸銀行は法律的に保障されてある特色に於て其他の經濟的活動とは明瞭に區別される。是等のものは普通の「經濟法」ではもはや手に負へないやうな大規模なものになつて了つて居ることであるから、こゝでは只簡単にスケッチ式記述丈しかすることは出来ない。

(a) 國營鐵道は歴史的に此の種の企業の最初のものである。唯最初は分裂して居て各邦の經營する所であり、大戰直後に至つて初めて國の手に總括された點に於て異色がある丈である(一九一九年のワイマール憲法參照。國としての經營の創立は一九二〇年四月一日)。國營鐵道は大きな政策と關聯する特異な運命を閲したものであつて、國際的に統制された「會社」から發達の最後の階段に於て再び國の企業となり、國交通大臣の最高の指揮の下に置かれてあるものである。只財政的には國の他の財産から分離されてあるには相違ないが。

國營鐵道は一九二四年二月十二日の緊急命令を以て新しい組織形態を與へらるゝや、すぐ其の直後には「賠償の要求」のうつつけの擔保物として敵國側の捕提する所となり、所謂ドーゾ協定と關聯して「國家の經營」としての其の性質を奪はれて、國際管理の下に置かれることゝなつた。一九二四年八月三十日の國營鐵道法は此の事實に合致するものである。所がヤング案と關聯してまた變動が行はれ、一九三〇年三月十三日の國營鐵道法を招來した。かくて

國營鐵道が完全に國際的關係を離脱することが出來たのは一九三七年に至つて初めてのことである。今日では國營鐵道の基礎となつて居るのは(同時に國立銀行に關聯して居る一九三七年二月十日の法律と關聯して)一九三九年七月四日の獨逸國營鐵道に關する法律(國營鐵道法)である。其の法律的構成は、とりわけ政治的現象としての國との關係に於ては可也に複雑して居る。例へば法律には、「獨逸國營鐵道の指揮者は國交通大臣にして、國交通大臣は獨逸國營鐵道の指揮者としては獨逸國鐵道總監(Generaldirektor der Deutschen Reichsbahn)の名稱を帶ぶるものとす」。そして次官一人と數人の局長とが「之を補佐す」。特に注意に値するのは特別の參事會の設置されてあることである。此の參事會は「獨逸國營鐵道の重要な問題に於て國交通大臣に助言を與ふるを以て其の任務とするものである。此の參事會には「學識經驗ある者」の外優先株主の代表者も屬して居る。參事會の議長たるは國交通大臣である。組織の變更は一九三七、八年の候に於ても鐵道財産の評価を全然更新するの結果を來さしめた。——鐵道交通の內面的處理、換言すれば鐵道の利用者との法律關係に至つては、是亦それ自體一つの題目を成すものである。特に一九三八年九月八日の新鐵道交通法を參照。貨物運送並に旅客及び手荷物運送に關する一九三五年の國際的協定は此の限界を超越するものである。

私營鐵道は些少の範圍内に於てはまだ存續して居るけれども、國は近頃是等の私營鐵道につき「賃率高權」(Tarifhoheit)を要求したのである(一九三八年七月六日の法律)。

一九三三年には「國自動車道路」企業(Das Unternehmen „Reichsautobahnen“)が國營鐵道に編合された。一九三三年六月二十七日の創立法は其の冒頭に於て規定して、「獨逸國營鐵道會社(Die Deutsche Reichsbahn-Gesellschaft)は能率ある自動車道路網の建設並に運營の爲支企業(Zweigunternehmen)を設立するの權を委任せらるゝものとす。此の企業は「國自動車道路」企業の名稱を帶ぶるものとす、公法上の法人にしてベルリンを所在地とす。「國自動車道路」企業は自動車道路を建設し且つ之を運營するの專權を有す。國政府は國自動車道路企業に關する監督の權利を有す」と云つて居る。爾來數個の補充叙述の意味での法律が公布されたが、特に一九三八年六月一日の法律並に例へ

は建築事業の細目に迄互つての規律的干渉については、一九三八年七月二十五日の法律がある。内面的組織の規律は例へば一九三七年十二月三十一日の國司法大臣の一般指令 (Deutsche Justiz 1938 S. 65) 等がある。

(b) 國營郵便

國營郵便も亦戦争の結果國の手に統合された所のものであつて、其の爲はワリヤとウエルテムベルグの二邦は其の獨立の郵便切手を拋棄することを餘儀なくされるに至つた (ソイマール憲法第八十八條、第八十九條)。其の第一の基礎となつたものは一九二四年三月十八日の郵便財政法 (Postfinanzgesetz) である。今日の組織は大體に於て行政の簡略及び低廉化に關する一九三四年二月二十七日の法律に立脚するものである。

此の法律中で「獨逸國國營郵便」の爲に設けられてあるのは第二章である。其の先頭の規定に曰く、「獨逸國國營郵便の經營の爲に供せらるゝ國の財産並に獨逸國國營郵便の經營に於て取得せられたる國の財産並に獨逸國國營郵便の公私一切の權利義務は、獨逸國國營郵便の特別財産として國の他の財産並に權利義務と區別することを必要とす」と。特に是と共に債務責任 (Schuldhaftung) も亦あちらへこちらへ切替へられるのである。けれども國營郵便の収入は確定の規範 (前掲第三條) に従つて國に引渡されるのであり、特別財産は國郵便大臣の管理する所である。國營鐵道の場合に於けると同じやうに國營郵便にあつても「參事會」を存する。

大審院の一判決 (一九三七年八月三十一日) に於ける獨特の競争事件。即ち電話施設の貸貸事件である。是は或る種の私營會社もやつて居ること、國營郵便はそれを忍容して居るのである (ワイマール憲法第八十八條に依る其の「獨占」にも拘らず)。そこで國營郵便は一九三四年五月を以て是等の私營會社と競争に關する協定を締結して、安値を以ては提供しないこと並にかくの如き貸借の場合にあつては最短期間を十年とすることを約したのであるが、

協定に参加した一人が此の後なる條項を甘受することを欲せず、かやうに長期間契約條項を固定せしめるのは「公序良俗に反すること」であるとした。所が大審院は之を以て裁判官の審査を容れない事柄であるとした。經營に參與した私營商店の「顧客」が此の私營商店に對して取消を行ふことが出来るものであるかどうかの問題は未解決の儘である。

(c) 獨逸銀行

國營鐵道の場合に於けると同じやうに此の國の最高の財政施設にあつても聯合國側の國際的壓迫は、多年を通じて今日では到底想像も出来ないやうな意義を有して居たものである。即ち一九二二年には獨逸銀行は「自治權を有するもの」として宣言せられ、一九二四年にはドーズ案と關聯して國は獨逸銀行に對する「監督權」さへも奪はれて了つたのであるが、此の方面にあつても外國の勢力に漸次驅逐されて、一九三三年には根本的改正行はれ、其の國に對する健全な關係を現はす云はゞ象徴として、獨逸銀行の總裁は國大統領 (現在では指導者兼國大統領) の任命する所であると云ふ原則が樹立されたのである。更に一九三九年には同年六月十五日の新しい獨逸銀行法は明確な解決をつけて、國の最高の金融機關を國の政治的指導部と意識的に結合させるの趣意を、劈頭第一に置かれてある「獨逸銀行は總統兼國宰相に直接隸屬するものとす」と云ふ字句中で表明した。之に對應するものは獨逸銀行の吏員の地位であつて、彼等は「間接の官吏」たるものであり、「國官吏懲戒法 (Reichsdiensstrafordnung) の適用を受け

る」ものであり、其の知悉するに至つたすべての事柄について「黙秘を守る」ことを必要とするものである。等。(第七條、第十條)。

それにも拘らず特異な事乍ら財政上の機構は私経済的に形成されてあるものと稱して差支あるまい。即ち一億五千萬ライヒスマルクの資本金は國の財産たるものではなくして、「持分」(Anteile)に分たれ、是等の持分は「持分所有者」(Anteilseigner)に屬するのであり、持分所有者は利益配當請求權をすら有し(利益配當率は百分の五以下に限定されて居る。第二十四條第三項)、其の代表機關として「社員總會」(Hauptversammlung)をも有する。とは云へ此の社員總會は銀行の營業上の行動を掣肘すると云ふやうなことを爲し得る次第のものではなくて、「只年度決算書と管理報告とを受理する」丈のことである(第十二條)。——尙ほ發券施設(Notensitut)としての及び貨幣本位の保證人としての獨逸銀行の意義に關しては、第二十六節(二)の(b)に論ずる所を参照せられたい。

獨逸銀行の外尙ほ澤山の公法上の銀行施設が經濟生活の特定の分野について決定的の意義を有する。即ち獨逸金割引銀行(Deutsche Golddiskontobank)、獨逸工業債券銀行(Bank für Deutsche Industrieobligation)、獨逸・メン・銀行信用施設(Deutsche Kautenbank-Kreditanstalt)(農業中央銀行)、プロシヤ邦立銀行(Preussische Staatsbank)(所謂海商銀行(Seehandlung))等である。今こゝでは是等の點に深入りする譯にはいかないのであつて、「銀行法」は法律學内でも一つの獨立した専門に發達してつたことであるから、それについての特別の文献の参照を求めるの外はない。

今それを例示すると、Eichhorn, Bedeutung und Tätigkeitsreich der Banken mit Sonderaufgaben, im Münchner-Jahrbuch 1937, S. 187 ff. Obst, Geld-, Bank-, und Börsenwesen, 30. Aufl (1937), Abschnitt VII: Bankbetriebe des öffentlichen Rechts. などがある。

(五) 地方團體の經濟的經營はそれ自體一つの題目を成す問題である。戦争前既にかくの如き自治體の行動の範圍や目標については随分論議が行はれたものであつて、例へば一九一四年戦争開始前にケルンで開催された最後の獨逸都市會議の席上見た通りである。抑もかの十九世紀初頭の「自治」、即ちフライヘル・フォン・スタインの獨創的理念(第二十一節の(一)を參照)が果してかやうな經濟界への進出をも包藏するものであるかどうか、「供給經營」(Versorgungsbetrieb)(瓦斯、水道、電力)からして益々極めていろ／＼な方面に向つて發展して行くやうに見受けられるのを果して包括するものであるかどうか。此の問題は戦後に至つて愈々熾烈なるものがあるやうになつた。また私經濟との「競争」は國の官營事業(Regie)に屬する大企業の場合に於けるよりも遙に明瞭となつて來た。加之市町村の中には輕率に何等かの私經營に資金を投じて其の崩壞の悲運に際會することを餘儀なくされるやうなものもあつて、其の豫算が動搖させられると云ふやうなこともあつた。然もまた他の半面に於てはとりわけ供給經營の場合にあつては非常に多額の利益が人を招き寄せる力を持つて居て、かゝる利益は「市長や市會議員の小父さん達」(Traktierer)を情熱的にかくの如き自治體の仕事に執著させたものである。

あの大仕掛な新市町村制は、第三帝國に於ける長期間に亙つての周匝な審議の後に成立する

に至つたことであるから(一九三五年一月三十日の獨逸市町村制)、此の問題に對しても態度を決定するであらうことは最初から明白なことであつたが、此のことは果して實際に行はれて、市町村の經濟を取扱つて居る第六部では、第二章が「市町村の經濟的活動」(wirtschaftliche Betätigung der Gemeinde)を規律して居るのである。(第六十七條以下)。

それに先だつて行はれた努力は停頓した儘になつて居るか又は部分的の問題に制限されて居た。プロシヤ邦議會に於ては例へば一九二七年三月十九日に「市町村並に市町村組合の私經濟的活動の制限に關する法律案」が上程された(Drucksachen 5957 Preuss. Landtag, 2. Wahlper. 1. T. Nr. 1925/27)。此の法律案はかくの如き活動を以て許可を受けるの必要あるものとし、「緊切な必要」あることの證明された場合に限り之を許すこととしやうとしたのである。然るに經濟及び財政の保全並に政治的常軌逸脱行爲の處罰の爲の一九三一年十月六日の國大統領第三次緊急命令は、他の多く不自然的な細目的事項の外に「公經營に依る經濟經營」の爲に審査の義務を設けた。——之に反し一九三三年十二月十五日のプロシヤ邦市町村財政法は今日の國法の規律の重要な先驅者たるものと認めることが出来る。——國の市町村制は國內務省が詳細な理由書を附して公にして居る(Veröffentlichung im Deutschen Reichsanzeiger 1935 Nr. 25 37. 57 尙大抵の註釋書にも掲載されてある)。此の理由書は(第六十七條に關して)其の設けた規律の一般的な背後關係にも論及して居るのである。更に之を加補する意味で一九三八年十一月二十一日には自主的經營令(Erhaltungsbuch von Nordstreck, 1939)が公布された。目的組合(Zweckverband)としての市町村の結成については一九三九年六月七日の法律を參照。

一九三五年の國法を以てする規律にとつて實際上の主要な問題は、如何なる種類の經營を將來尙市町村の經營するが儘に任せることとするかと云ふ一事に在つたのは云ふ迄もない。けれ

どもどの事項は許されてあるのであり、どの事項は許される筈であると云ふやうなことを、明確なカタログに編成すると云ふことは立法者の敢てしなかつたところであつて、立法者は只一般的の準則を設けるに止めて居る。此の準則は特に左の三つの方向に關するものである。

(1)、先づ第一に經營は公の目的によつて是認せられるものたることを必要とする。此の要件で市町村の運營と相去ることの遠い企業や、金錢上の利益を博取する爲のみの目的を以て企てた企業などは明瞭に禁止される次第である。(2)、經營は市町村の給付能力と健全な關係に在ることを必要とする。此の要件は後日に至つて、「經濟上の企業は市町村の歳計にとつて収益を齎すことを必要とす」(第七十二條)と云ふプロシヤ邦法から取つて來た規定によつて加補されて居る。(3)、當該の經濟活動が市町村以外のもの、經營に由つて「よりよく且より經濟的に執行せらるゝか又は執行せらるゝを得べきとき」は、市町村に由る經營を見合はせることを必要とする。此の規定の背後には市町村の所屬員、手工業者、瓦斯水道の取附人等の私經營に對する相當の斟酌を存するのであり、此の斟酌は更に獨占の濫用の禁止の由つて更に一層強調されるものである。

以上三つの條件は、市町村が只問題たる企業に「關與する」に止まる場合にあつても具備することを必要とする(第六十九條)のであるが、併し此の點に尙別段の規定が設けられてあ

る。蓋しかくの如き單なる關與の場合にあつては市町村は經營の獨占的排他的の主人公たるものではないからである。市町村は廣く作用を及ぼす責任關係 (Haftungverhältnis) 中に這般の事情を編込むことが出來やうから、從つて法律中には、關與については「市町村の責任を一定の額に限定する形式を選ぶ」ことを必要とする旨が明示的に言明してあるのである。

此の自主的經營に於ける經濟的活動の場合などにあつても、若はまた單なる關與の方法に於てする經濟活動の場合などにあつても、指導者主義の原則 (市町村長を先頭に置くこと、第七十條) と「市町村民」の生きた關與との間の統合が試みられて居ることは、まさに注意に値することである。「經濟的に特に事情に精通せる市町村民を顧問に任すべし」(第七十四條第二項) とあるのがそれである。けれどもそれ以上に互つて、經營はそれが「法人格」を有して居ない場合にあつても、一つの獨立體として考へられるものである。是は一九三八年十一月二十一日の前記自主的經營令の規律する所であつて、此の命令は特に「自主的經營は第四條 (此の條文は市町村長の權限を規定す) の效力を妨ぐることなくして、企業指導部 (Verkleitung) によつて獨立的に執行せらるゝものとす」と確認して居るのである。

學説は此の分野に於ても極めて活潑であつて、市町村制についての註釋書の外に「經濟的活動」に關する若干の單行論文がある。——例示すると、直接實務から出來したものとしては、Pet. van Anbel, Antliche Vorschriften zur

Pflichtprüfung in Gemeinden und Gemeindebetrieben, 5, Aufl. 1938. — Garben, Umfang und Grenzen privatwirtschaftlicher Betätigung der Gemeinden, 1937 (Dissertation). — 分岐したテーパントンは Störck-Derschau, Das Verdingungswesen der deutschen Gemeinden, 1936. が有名。

第十八節 社會化の理念

(1) 用語法

經濟に對する國家の「自主的關與」(Selbstbetätigung) の分野で行はれる澤山の特發的現象は、之を卓越した理念の旗幟の下に總括することが果して可能なものであるかどうかと云ふ問題を生ずに至らしめるのは當然の事理である。此の種の思想は全世界に行き互つて居るのであつて、其の用語の種々雜多であることから見ても、其の廣く流布して居るものであることが察知される次第である。獨逸では「社會化」(Sozialisierung) と云ふ語が長い間を通じて支配的に行はれて居たのであるが、オーストリアでは戰爭後「干涉主義」(Interventionismus) と云ふ語が用ひられ、またフランスやポーランドやスウェーデンや其の他の諸國では、此の種の努力並に其の或は存在する國家的の處分をば、(大抵は非難的の意味を以て使用した)「豫算主義」(Etatismus) と云ふ標語を以てして包括するのを常とした。またイギリスやロシアや其の他の

諸國は好んで「國民化」(Nationalisierung)と云ふ語を使用するのを常とし、此の種の用語にあつては既に對外政策的見地——「アウタルキー」(之については次の第十九節を参照せよ)の方向に於て——の何ものか加味されて居るのである。

是等の用語はすべて光線に由つていろ／＼と色彩を變ずるのであつて、何時迄も不定であり、往々にして交互的の誤解を招來するの虞があるし、其の影響の及ぶ範圍も全然まち／＼に解されて居るのである。大抵の場合國の單なる統制上の處分をも亦既に其の中に包含せしめるに傾くものである。だが社會化と云ふ名稱はわが獨逸人の間にあつては先入見を抱かしめる嫌がある。即ち此の名稱は戰爭直後の時代の辛酸な運命と結び付けられること餘りに甚しいものがある。況んや此の名稱は左翼の政黨の分にはみ屬する鬭争の語として彼等の差押へる所となつたに於ておや。けれども是等の事柄が過去の事柄として遠い昔の夢となつて了つて居るのである上からは、社會化の名稱も決して別に驚き動ずることを必要とするものではない。今われわれにして社會化と云ふ用語を以てマルクス主義の所謂「社會主義化」(Vergesellschaftung)であるとは解さず、之を以て國民の福祉と云ふ卓越した命令に於てする國家の處分の天下りであるとして解するならば、われ／＼獨逸の民族社會主義のまさしく歓迎の意を表明することの出來る目印が獲得された次第である。蓋し黨綱要第十三は「國營」(Verstaatlichung)と云ふ用語を

も使用して居るのであるが、是亦最初から此の目印の下に置かれてあるものであるからである。

(二) 云ふ迄もなくわれ／＼はかくの如き目標を設けた丈では、まだ／＼決して實際的の解決を見出したと云ふ譯のものではないことは、十分はつきりと承知してかゝる必要がある。是等の表現はすべて、國民化其の他も亦必ずしも當然に國家の干渉のどれ丈、どう云ふ風にと云ふやうな觀念を包藏するものではないのであつて、寧ろ是等の用語は常に當該の國家の或る政治的方向の報告たるものであり、然も其の他の點に於ては行はれた事實の確認に外ならない。此の場合にわれ／＼は唯一つの事丈をしか確實に言明することは出來ない。即ち經濟生活の一切を擧げて國營化するなど、云ふことは決して出來るものではないのであつて、寧ろ常に其の或る部分丈をしか國營化することは出來ないのである。あの壓制的なソウキエトロシヤの國家社會主義と雖別の關係に於て示した通り「局部本位主義」(Sektorentheorie)に到達するの外はなかつたのである(第二節の(一))。

獨逸に於ける發達の歴史的資料。一八九一年の社會民主黨のエルフルト綱要は一概に私有財産制度の撤廢と云ふ論結に到達した次第ではなくして、只「生産手段」(Produktionsmittel)についての私有財産制度撤廢と云ふ論結に到達したに過ぎない。尤も此の生産手段と云ふ中には随分多くのもの(土地、鑛山、原料、器具、機械及び交通機關等)が算入されてはあるのであるが、此の「社會主義化」(Vergesellschaftung)の標語は一九一八年の崩壞後次第に

「社會化」(Sozialisierung)に向つて鋭化し、一九一八年十一月十二日の國民全權委員の告諭は「社會化綱要の實現」を宣布した。プロシヤ「邦政府」は一九一八年十一月十三日の綱要中に、「それに適當した工業及び農業上の大經營の社會主義化」を掲げ、其の年の十二月に設置された「社會化委員會」は最初石炭鑛業に集中し、國家の直接の經營と云ふ思想から傍道へ外れて、「共同經濟と云ふ旗幟」の下に一つの「自治體」(Selbstverwaltungskörper)を提案した。爾來は國の專賣と經濟的自治と云ふ二つの形態が、社會化の論議と社會化の實驗の際に何時も相平行し、相入り亂れ行はれて居るのである。

所が「スバルタクス暴動」の壓迫の下に國政府は一九一九年三月四日ワイマールから一つの告諭を發した。此の告諭は特に「經濟的民主主義」を宣布すると同時に之に附隨して曰く、「是等はすべてとりわけ鑛業并に動力の發生、公經濟的若は折衷經濟的經營に於てする引受に適當するか、又は公の統制に服せしむることを得べき經濟部門の社會化と相關聯して行はるゝものとす」と。其の後間もなく一九一九年三月二十三日の「社會化法」(Sozialisierungsgesetz)が公布された。此の法律は所謂國民議會に於て十分審議され、石炭經濟に關する特別法と兩々相携えて行はれたものである。此の法律にあつては「社會化された」組織の形式的特徴と財貨の「分配」の實體的特徴とが相會合して居るのであつて、其の第二條には、「國は立法の方法に於て相當の賠償額と交換的に、(1)、社會化に適當したる經濟企業を……共同經濟(Gemeinwirtschaft)に引渡すこと。(2)、急迫なる必要を存する場合には經濟上の財貨の製造并に分配を共同經濟的に規律すること、の權を有す」と規定して居る。かくて此の期間は一九一九年八月十一日のワイマール憲法が其の第五十六條中に「社會化」の三階段を認めることに由つて終りを告げた。

實際的の試みは極めて弱い形式で、石炭業や加里製造加工業、製鐵業、電氣事業などの分野に於て企圖されたものであるが、隨時公布された基本法(第二十一節の二)の「經濟上の自治」を論ずる箇所の資料を見よ)に附隨して澤山の施行規定や加補の法規を存する。「冷靜なる」社會化('kalt' Sozialisierung)と云ふ見出語については第十七節の(二)を参照ありたい。

ナチスは當時の此の立法からは意識的に離れることにし、石炭業の組織を根本的に改造した(一九三三年四月二十一日の法律)。加里製造加工業も亦同様である(一九三三年十二月十八日の法律)。電氣事業の構成をば(廣汎な)動力經濟と云ふ名稱の下に更新するに當つては(一九三五年十二月十三日の法律)、獨り一九一九年の法律并に其の特別な社會化的傾向が明示的に廢止されたのみに止まらず、當時の國經濟大臣代理ドクトル・シヤハトは舊法の組織的な國家社會主義的傾向よりする轉向を特に明示的に高調した。私經濟と公經濟とは互に相加補し合ふことを必要とする(第四節の(三)并に第十四節の(四)をも参照)。

社會化の理念并に其の戰爭後に於ける失敗の歴史的記述は、Hedemann, Fortschritte des Zivilrechts im 19. Jahrhundert, Überblick über die Rechtsentwicklung in Deutschland, Österreich, Frankreich und der Schweiz, Pd. I Halbband 1 (1930) § und 9; heutiger Standpunkt: Halbband 2 (1935) S. 350 ff. にくわしいものがある。

第十九節 アウタルキーの理念

(一) 此の理念の經過

アウタルキーと云ふ語はギリシヤ語のアウタルキヤから轉化したもので、二十年前迄は全く知られて居ないも同然な理念であつたが、今日ではあらゆる人間の口の上つて居るやうな次第であるが、然らばアウタルキーと云へば一體どう云ふことを指稱するのであるかと云ふと、此の語の單純な意味は「十分な暮しが立つ」(genügendes Auskommen haben)とか、「他人に俵

つことを必要としなす」(keines anderen bedarf)とか、「自分丈で十分自給出来る」(sich selbst genug)とか云ふに在つて、畢竟自給自足(Selbstgenügsamkeit)と云ふことに外ならな

5。

「わたしは自分丈で十分自給出来る」とは、何人もの追求し得ることであり、又は何人もの己れ自身について云ひ得られることであるが、今ではさう云ふ言ひ廻しが國家生活内にまで持込まれるやうになり、それと同時に此の語は直ちに一つの政治的の意味を持つやうになつた。此のことは國家が引上を開始するとき、換言すれば國家が從來の羈束から離脱するとき、それが事實上の纏はりから離脱するのであるにせよ、乃至はまた要式的に締結された契約から離脱するのであるにせよ、兎に角さう云ふ從來の羈束から離脱するときに於て特に明瞭となるに至るものである。此のことは例へば軍事上の事柄についても存在することがあり得る。即ち國家は「同盟關係」(Bundesgenossenschaft)から脱退する。自分丈で十分間に合せて行くことが出来ると思惟するからであると云ふやうな案配である。けれども今日では此の語を使用するのは經濟上の事項のみに限られて居るやうな次第であつて、他の者から經濟的に獨立すること、「環境」(Umwelt)から經濟的に不羈な關係に立つことを指すものに外ならない。

此のアウトタルキーと云ふテーマは學者の反復して取上げて居る所であるが、單なる空中樓閣に墮したり、又はプラ

トオの意味に於ての「イデエ」(譯者曰、經驗的世界に對する規範、價值、理想の義)たるに止まることが多かつた。かのイギリスの大政治家でありまた大思想家でもあるトオマス・モーア(一四七八年—一五三五年)が、大海中に一島嶼を想像して、そこには完全に外界から隔絶した一つの國家が全く孤立した政治的及び經濟的生活を送ることになつて居るやうに構想した記述は、世界的に有名な話である。モーアが此の夢想上の島嶼、從つてまた夢想上の國に與へた名稱こそは其の後淺薄となりこそしたが相變らず「空中樓閣」たることを失はない事柄を表示するエトピアと云ふ語の起原である。或はまたモールのユートピアから見ると餘程現實の世界に接近して居る、あの獨逸の偉大な哲學者ヨハン・ゴットリーブ・フキヒテの「閉鎖商業國」(Geschlossener Handelsstaat)(一八〇〇年)の如き、また農業家であるチューネンが其の著「孤立國」(Isolierter Staat)を以てして建設しようとした思想的試金石の如き、是等は何れも思惟の上の理想であつて、世人を教育し、此の意味に於て國の政策を左右することを使命とするものに外ならない。

けれども政治家は今やかくの如き思想を現實の世界に利用するやうになつて來た。即ち一九一四年乃至一九一八年の大戦以來、凡そ國家はどの程度まで世界經濟的のつながりから脱却して、全然自己自體の上に己れの經濟を建設することが出来るものであるかと云ふことが、第一義的な意義を有するテーマとなつた。自己自體の上に己れの經濟を建設すると云ふことは「輸入」と「輸出」とがもはや全く存在しないことを意味するものかと思はれる。わが獨逸國は大戦中、非常に殘酷に行はれた、極端まで緊張した交易遮斷(Absperrung)封鎖(Blockade)の爲にかくの如き状態に瀕せしめられて居たものである。イタリヤも一九三五年かのアビシニヤ

戦争に従事するや、所謂「國際聯盟の制裁」の壓迫の下に同じやうな苦い經驗をつぶさに嘗めさせられた。日本の如きは現に一九三八年乃至一九三九年の今日、經濟の上で漸次、自分より以外にはたよるものがないと云ふのは一體どう云ふことを意味するものであるかと云ふことを、しみじみ體驗させられつゝある。

否、それ丈ではまだ十分でない。問題は戦時から平時へ移つて行つた。殆ど無意味なものと迄なりおぼした經濟封鎖と云ふ戰術は、全世界の政治家や思想家達を驅り立て、「アウタルキ」と云ふテーマに向つて押寄せさせた。凡そ國家の内部から響いて來るところのものは、「外部で」他人が試みつゝあることの反響に外ならないことが少くない。

時世の聲。ムツソリニはイタリヤの「國民的アウタルキの纖維工業博覽會」(一九三七年十一月)の開會式の演説中で、

「イタリヤのアウタルキは必要にも合致すれば、また論理と正義とも叶ふ所以である。是は最近われわれの身を以て體驗した歴史の證明するところである。されば生産者も消費者も爲し得る限りのアウタルキを達成する爲に、想像し得られる限りのあらゆる努力を傾注することが必要である。わがイタリヤ國民はそれ以上更に一步を進めて自給自足と云ふ精神状態をわがものとする必要がある。否、イタリヤ國民は常に且強く「アウタルキの神祕説」に於て生活することを必要とするものである。此の經濟的獨立に到達する迄の道筋の上では逃亡者もなければ、優柔不斷の徒もなければ、また之を制止する輩もない。過去に於てなかつたし、また現在に於てもないのである。是ぞわたしが今日諸君に與へる新體制の行進序列である」(一九三八年十月八日の大ファシスト協議會の決議

に「極度の勢力と最大の速度とを以てする經濟的獨立の爲の闘争」とあるのも是と一致するものである。

此の場合既に高調して置く必要あるのは、此の闘争的な演説中に於てさへ絶對的のアウタルキと云ふことは云はないで、寧ろ單に「爲し得る限りの」アウタルキと云ふことを云つて居る丈であり、且とりわけ此の博覽會の經濟分野についてのみ發言されて居るに止まつて他には言及されて居ないと云ふことである。

「反響」は既に一九三二年ドクトル・ヒヤルマル・シヤハトに由つて其の小著「獨逸經濟政策要綱」(六十九頁)中で次のやうな句で行はれた。

「當代の世界に於て政治上の權力を掌握して居る者の中に識見と好意とが存在して居ない以上は、わが獨逸國としても極力、且場合に由つてはかくの如き自己制限のあらゆる結果を踏しても、己れにとつて爲し得る限りの範圍と程度とに於て己れ自身の經濟で生きて行くより外には、他に方策は全然剩されては居ないのである」。

(二) 理論的評價

一見直ちに目につくのは自然力との間の依存關係、特に土地並に地下資源との間の依存關係である(第二十五節を參照)。凡そ自然が地球の全部に互つて散在する人間に與へて居るところのものは、厚薄誠に區々たるものがあり、這般の消息を喝破した最新の誓語(最初ムツソリニに依つて唱道された)は、「持てる國」と「持たざる國」との間の區別である。其の結果として平均を求めて止まない自然の努力を生ずる。此の努力は必ずしも必然的に好戰態とか掠奪的襲撃とかを意味しなければならぬものでは決してないが、併しいろ／＼の國民の間の戦争は、凡そ特定の天産物について缺ける所のある國家は其の純粹の政治的目標の外に、相手國に

於けるかくの如き天産物の保蔵についてもどんなに考慮を廻らすものであるかと云ふことを、歴史を通じて極めて明瞭に證明して居るのであつて、「媾和條約」の如きも一にかくの如き考慮に依つて支持されて居るのを見るものである。かの一九一九年のウエルサイユの歴制的平和條約の如きについても、アルサスの加里やローレーンの鐵礦の占める地位は決して尠少たるものではなかつたのである。またオーベルシュレジエンの一部をポーランドの爲に割讓するに當つては、莫大な價値を有する其の地方の炭田が恐らく一番重要な點であつたものであらうと思はれる。

所で完全なアウタルキと云ふやうなことが果して成就し得られることなのであらうか。是は恐らくはイギリス「帝國」のやうな、乃至はまた北米合衆國のやうな、政治的に一つに團結した尨大な領土を擁する國に於ては想像し得られることである。ソビエツト聯邦など（ソ聯では此の方面にかけて非常な努力が行はれつゝある）も其の選の外に在るものではあるまい。だがそれよりも狭小な領土を擁する諸國にあつては非常な幸運にでも依らない以上は、其の國土が調和的にあらゆる天産物に恵まれてあると云ふやうな結果を來すことは難からう。けれども「一切のもの」が自國の土地から得られる場合にあつても、完全な經濟的自給自足、換言すれば完全な實際的隔絶は決して達成することは出來まいと思はれる。蓋しいろ／＼な勢力の其

の妨げを爲すものを存するからである。先づ其の最初に來るものは人間天賦の社交慾であつて、人間は孤嶋のユートピア上で孤獨の國民生活をこらへて行くことは到底出來ないのである。次に完全な經濟的の交通遮断は必然的に文化的交通遮断をも伴はざるを得ないのであるが、かくの如き文化的交通遮断は凡そ國民たるもの、死を意味するものであると云ふ洞察がある。最後に「金持」、即ち「持てる」國の現實の門戸閉鎖は「貧乏人」、即ち「窮乏に惱みつゝある國」の間に嫉妬——理由ある嫉妬——のあらゆる力の束縛を解き放つ虞がある。此の場合に脅威を及ぼすものは戦争と略取とである。

以上述べ來つたところはすべて是れ、「アウタルキ」は常に部分品でしかなくて、決して完全な統體たるものではなく、常に一個の近似値たるのみに止まつて、決して絶對値たることを得るものではないと云ふ確實な理論的認識の根據となるものである。

されば既に述べたやうな政治家の政綱の如きも、常にアウタルキの程度を中心としての發表でしかないのである。「國民的利益を擁護する爲にはわれ／＼として可能である最高の限度まで完全に、自國の經濟領域から原料や勞力を獲得することが出來るやうにさせるのが避くべからざる必要である。それにも拘らずわれ／＼は、わが國の國家的安定をのみひたすら目指してかやかに努力するに當り、最後の目標としてわれ／＼の念頭に在るところのものが世界からの經濟的隔絶と云ふやうなものでなかつたことを高調するに於て聊も躊躇をするものではない」（一九三八年十一月、次官プリンクマン）。經濟問題についての總統の全權委員ウキルヘルム・ケツプラーは、「化學的純粹ア

ウタルキー・イデオロギー」に反對論を唱へるに當つて、同じやうな意見を述べて居る（フェルキツシエ・ベオツプ
アハテル一九三六年三月三十一日所報）。

(三) 實際上の目標

以上に述べたやうな次第であるから實際上の目標は當該の國家制度の隨時の全體としての状態に由つて左右されるものである。何れにせよ現在の世界の状態の背後には、特定の處分であつて單なる一つのイデオロギーから生じて實際的の形態を執つたものが、顯著な存在を成して居るのである。此の場合に注意に値することは、是等の處分は少くとも或る程度までは法律的に捕捉されるのであり、従つてまた法的基盤の上に置かれてあるものであると云ふことである。かやうな次第で、でも亦新しい「經濟法」の一片が成立しつゝある次第である。

従來の經驗に依ると、實際上の處分は以下の五つの方向に向つて進むものである。

(1) 貯藏經濟

貯藏經濟 (Vorratswirtschaft) は現在特に顯著な意義を有するものであつて、此の最初の處分について既に「經濟戰」(Wirtschaftskrieg) との關係がはつきりと眼につくのである。此の經濟戰については第二十節に於て論ずることとする。「アウタルキー」の此の部分についての論議は全世界を通じて行はれつゝある (學問的取扱は例へばイギリスの學者キーンズに由つて

行はる)。實際的形成はとりわけ十分な倉庫 (Lagerraum) の施設を目差して居るものである。

例。「穀物の貯藏の目的の爲にする倉庫の確保の爲の」一九三八年八月十二日の四ヶ年計畫全權委員の指令 (Reichsanz. Nr. 136)。國の特有の穀倉としては一九三九年二月十八日の命令。更に、穀倉の新築の爲には (特に乏し勝の) 鐵材を優先的に供給することになつて居る。經濟學の參考書から一節を援用すると、「國民經濟上の意味に於ての貯藏經濟の條件は特に穀倉と生肉、牛酪、鶏卵、果實蔬菜其の他の爲の冷藏倉庫を整備すると云ふことである。此等の施設は所在地に應じて爲し得る限り合目的に且國民經濟上の見地に從つて施設することを必要とするものである」(Baake im Moenkenschen Jahrbuch 1937 S. 213)。

(2) 貯藏品の整然たる分配

此の點にかけてはもはや既に大分記憶の色が褪せて了ひはしたが、戦時の大規模な經驗が存在して居る。當時食料品や原料其の他を「分配する」のに幾百千の法條が設けられたものであるが (緒論の(6)、參考書については緒論の(9))、是等の幾多の法條は、平時の「統制經濟」や「アウタルキー」にも必要なものである。

所謂割當額については第五節の(四)特に第十四節の(六)を参照せられたい。一般的な法律上の基礎としては、一九三四年九月四日の品物取引に關する命令中に、「國經濟大臣は品物の取引を監督し、之を規律し、特に其の供給、分配、貯藏、販賣及び消費に關して規定を設くるの權を委任せらるゝものとす」(第一條)とある。

個々の例としては、一九三七年四月十日の圓材并に木材半製品の分配并に販賣の規律に關する指令 (Dr. Reichsanz. Nr. 83) に依ると、獨逸山林及び木材業の市場團體は「山林及び木材業の生産品の分配を規律する」權を委任され

た。このところが更に説明して、「此の授權は木材又は木材半製品にして何れかの經營に於て既に取得し、又は購入したるものを、賣買代金并に附帶費用及び立替金の償還と交換的に他の何れかの經營に配付するの權をも包括す」とある。——國食糧生産業職能團體、特に穀物業の範圍では、一九三七年四月九日の指令 (Verkundungsblatt S. 159) に、「經營にして前掲の規定に依り認めらるゝ製麵麵用穀物又は其の生産品の在庫品より以上の多量の在庫品をこゝより取得して自己又は他人の倉庫に保藏するものは、此の點より生ずる結果——特に相當なる秩序罰を課せらるゝ」とは無關係に、自己の費用を以て爲さしめらるべき此の在庫品の數量の別段の處分に關する管轄穀物業組合の指圖に服従するの義務を負ふ」とある。之に反して多くの指令中に規定してある所謂「通知の義務」(Ankündigungspflicht) に至つてはそれ自體一つの題目を成す問題である。

(3) 代用原料の供給と使用竝に混合の強制

此の點に於て乏しいものと、豊であるものとを互に調和して整然たる「需要の充足」の行はれるやうにする(第四節の(三))。勿論單なる推稱と法律を以てする羈束との間の考量は此の場合特にむづかしいのであつて、私人の家計 (Privatwirtschaft) に迄立入つて廢物を捕捉するのに至つては、事おのづから別問題である。

例示すると、絹絲、人造絹絲并にステープル・ファイバーの監督機關に關する一九三六年十一月二十七日の指令 (廻章命令) (Kreisanz. Nr. 567) 第一條には、「木綿を含有せる各種の織物并に編物、木綿を含有せる織物并に編物にして寸法を合せて製作したる襪衣類、并に木綿を含有せる長靴下及び半靴下は一九三六年十一月一日以後は各個の物品に於て製作せられたる紡績物の全重量につきステープル・ファイバー……又は人造絹絲の重量割合百分の十六以上を以てするに非ざれば製造することを得。婦人用長靴下にして縦絲が人造絹絲より成るものにあ

つては一九三六年十二月一日以降は各靴下の縁は人造絹絲又はステープル・ファイバー紡績原料を以てするにあらざれば製造することを得ず」とある。——廢物。例。私人の家計に屬する老廢物を捕捉する上に於ての準則に關する一九三六年十一月二十七日の國內務大臣の指令。

(4) 輸入と輸出の調和

是は本來の、純粹の「アウタルキー」が其の機能を發揮することを止めて了つて居る點である。實生活上では境界の踰越と云ふことは依然行はれて居るのであるが、併しアウタルキーの旗幟が高く天空に掲げられて居る間は此の踰越は、「アウタルキー」の旗幟の下に在る經濟の部分が、平行的に行はれて居る外國との取引に因つて妨げられることのないやうに施設する必要がある。ドクトル・シャハトの「新計畫」(第四節の(三)を参照)は、現に存在して居る(輸出から得られた)外國爲替に依つて既に支辨することが出來ない以上には輸入しないと云ふ、單純な思慮分別の上に構築されたものである。事實上極めて細緻な發達を遂げた外國爲替法の特種の法域は、一切のアウタルキー計畫にとつて極めて重大な加補の手段たるものなのである。

數上の例。一九三七年度に於てはわが獨逸國の輸入は總額五十四億六千八百萬ライヒスマルク(其の内譯は食糧品、嗜好品及び飼料二十億四千五百萬ライヒスマルク、營業上の原料十九億九千六百萬ライヒスマルク、工業上の半製品九億八千萬ライヒスマルク、工業上の既製品三億九千七百萬ライヒスマルクである)であり、輸出は五十九億一

千百萬ライヒスマルク（其の内譯は食糧品其の他八千九百萬ライヒスマルク、工業原料五億七千八百萬ライヒスマルク、半製品五億四千三百萬ライヒスマルク、既製品四十七億ライヒスマルクである）。——ドクトル・シヤハトの言（一九三五年十一月三十日獨逸法學士院に於ける演説）に曰く、「アウタルキ」と云ふものは其の時々の不足額を補整する爲に十分な外國爲替が存在して居ないでは到底出来るものではない。けれども外國爲替と雖別に天から降つて来る譯のものではないのであつて、寧ろ介業者的行動の阻勉努力に由つて初めて贏ち得ることを必要とするものである。此の儼然たる事實には何人も決して目を蔽ふてはならないのである」と。

現在のところでは一般的の法律の基礎を成すものは、「輸出入の禁止に關する一九三九年三月二十五日の法律」中で國經濟大臣に附與されて居る一般的授權である。それよりも二日後れて公布された施行令は既に、例へば「輸出入の便法」と云ふやうなテーマにあつては、どんな細目に迄立入ることを必要とするものであるかと云ふことを十分に示して居るのであるが、一九三四年九月四日の商品取引に關する命令にあつては此の印象はもつと立體的に現はれて居るのであつて、特に此の命令からは二十七の監督機關が生じた。是等の機關には今迄に既に屢屢言及したところである（第十五節の二）。加之此の場合にあつても常に、「アウタルキ」と云ふことが自由な商人精神や國民の敢爲勇往の性情を痲痺せしめるやうなことはないやうに注意が拂はれるものである。「此の監督組織は獨立の商賣に代ふるに國家の專賣を以てする爲に設置せられたるものにあらずして、寧ろ國家は輸入事業を調整指導することに由つて、經濟

全般の需要を充すに足るやうに財貨の交易を指導することを得しめらるゝものなり」（ヘーベルライン）。

外國爲替に關する規定は殆ど見通しのつかない、且常に不安定の状態に在るものが、澤山であるが、少數人士しか熟知して居ない、一つの完全な法域と云つて差支ない程の法域に發達した。此の點については第二十六節の三を參照。

(5) 勞力の集中

大抵の國にとつては此の問題は今日重大な意義は持たない。蓋し大抵の國にあつては澤山の勞力が休閒の状態に在るからである（失業）。所が獨逸國にあつては然らず。蓋し獨逸國に於ては所謂第一次四ヶ年計畫と云ふ非常に大きな建設作業の爲に、獨り失業と云ふことが全然超克されて了つたのみに止まらず、勞力、特に訓練を積んだ熟練工の斷然たる缺乏をさへ見るに至つて居るからである。所が外國の勞力の「輸入」と云ふことは極めて制限的の程度に於てのみ問題となるに止まるのであるから、此の點に於て特別な意味の「アウタルキ」の行はれる必要がある。是が特に深刻であつて且獨特な「特殊の國家政策上の意義を有する任務にとつての勞力の需要の確保に關する」立法の原因である。此の立法は一九三八年六月二十二日の第一次命令を以て始まるのであつて、既に此の命令に基き一九三八年末までに約四十萬人の勞働者が比較的重要なでない經營から重要な經營へ部屬替されたのであるが、其の後一九三九年二月十

三日には同一の見出語を以てする更に一つの別段な命令が公布された。爾後益々單行の法律形態を執るに移つて行つて幾つかの重要な施行令が相次いで公布されたのであるが、將來も更に別段の施行令の公布されるのを覺悟せざるを得ない。尙此の新しい法域には今後の關係に於てもう一度立戻つて論ずることとする。それは第二十九節の(四)、「勞力配置」(Arbeitsersatz)の節に於てである。

此の二月の命令には、「國家政策的に特に重要な意義を有する猶豫すべからざる任務が、勞力の缺乏せる爲に其の遂行を脅威せしめらるゝが如きことあるべからず。かくの如き任務を遂行する爲には國の領土内の住民を工作の爲に招致し、職場への羈束を從來よりも緊密に形成する權能が與へられらざるべからず」と云ふ題詞(Laufsat)が先行せられてあるのであるが、尙此の二月の命令には若干の規定が附屬せしめられてある。例へば派遣された勞働者の從來の就業關係はどうなるのであるか等についてである。時を以て制限された義務が基礎となつて居る場合にあつては、被招致勞働者は「賜暇された」と認めらるゝが、之に反して義務が「無制限の期間に亘つて居る」場合にあつては、「從來の就業關係は消滅する」。それ以外の規定は部屬替に因つて當人にとつて生ずることあるべき「苛酷を避けることを目的とするものである。加之其の訓練にも場合によつては非常に重きが置かれてある。——一九三九年三月二日の第一次施行令。報告手續、「役務の爲の賜暇」と「役務の爲の解雇」との間の區別。「分離扶助金」(Trennungsgeld)の提供、等。——一九三九年三月十日の第二次施行令。例へば農業、鑛業、製鐵業及び金屬業に於ける特に重要な勞務關係の解除の制限、即ち「職場の變更の制限」等。——尙第二十九節の(四)をも参照せられたい。

(四) 國民財産説

凡そ國家が其の對外的經濟形成に當つて愈々排他的の行動を執れば執る丈、其の境界の背後にある苟も經濟的價値を有する一切のものは、排他的な一つの集合財産體 (ein geschlossener Vermögenskomplex) として認められるものである。此の集合財産體は及ぶ所の範圍が著しく廣大であることは個人財産 (Eigenvermögen) に於けると同じ。個人財産が國家にとつて缺くべからざる必要であることは曩に既に述べた通りである (本節の(一))。蓋しかくの如き從來の考察にあつては、國家の「特有の」財産は其の臣民の財産とは區別される次第だからである。けれども問題は、凡そ國家の境界に由つて劃せられる所の一切のものは、果して一つの總財産 (Nationalvermögen) である國民財産に總括して考へ、恐らくは法律的にも一つの全體として理解することが出来ないものであるかどうかと云ふことである。

此の觀念は感銘を興へるに足るものであるが、併し以下に於て直ちに明かにされるであらう通り、此の觀念を最初に世に行はしめるに至つたものは、實に暗澹たる思ひ出である。唯此の觀念はかくの如き暗澹たる思ひ出からは離れて、學問的に價値の多い一つの概念に仕上げる事が出来る。そして此の觀念は國の本質の確認されるところに位置を占めるのであらう。舊來の(其の後時世に後れて了つた)理論は、國家を成す要素は三者であつて、換言すれば國家と云ふ概念には、(1)、國民(即ち人的資料)と(2)、領土(即ち物的資料としての土地)と(3)、す

べてのものを融合して全體を支配する要素としての統治權（即ち主權）とが必要であると云ふに在ることは周知の通りの次第である。國民財産の理論にとつては、力を傾注するのは(2)の點である。即ち物的基礎は土地以上に著しく擴張されなければならない。苟も物的價值として存在して居るところのものはすべて總括されて、「國家」と云ふ概念にとつての第二の建設要素として使用されるのである。此の場合にあつてはわれ／＼は三要素主義の原則を全然拋棄することすら出来るのであつて、ナチスの思惟方法に一致するやうに、國民を支配的要素として顯彰することが出来る。此の場合にあつては國民の全體内に於て物的の力として存在するところのものは、すべて其の「國民的財産」たるものである。所が精神化と云ふことは非常に大きな價值を有するのであつて更に進歩を爲さしめる。即ち國民の間に存在する勞力（第二十九節の(一)も、其の創造的の資性（發明者の一身に於て表明されるやうな）も、等しく亦其の國民財産に屬するものである。

國法學上の學説は少數の例外を除けば從來此の思惟の可能（Denkmöglichkeit）を看過したものであつて、こゝに豊富な結實を齎したのは實に「經濟法」に外ならなかつた。例へば、イエーナの經濟法研究所の研究の如し。此の研究所の「報告」に簡単な學術的結晶（緒論の(6)の末尾を參照）第二十三冊（一九三二年四月）十八頁。——經濟學上の學説は動搖して居る。事柄を捕捉する努力の一例としては社會政策協會雜誌（Schriften des Vereins für Sozialpolitik）に於けるテールの論文（Diehl, Einleitende Bemerkungen zur Diskussion über die Begriffe Volksvermögen und

Volkseinkommen）がある。其の背後には「當てにならぬ擬制」が存在して居るものと見る學者も在る（フォン・ゴツトル＝オットー・イリエンフェルト）。

此の觀念は幾つかの國家が相對立する段になると、立ちどころに非常に生き生きとしたものになつて来る。今、人が「貧しい」國と「富める」國（是は「持てる」國と「持たざる」國とに密接に平行する觀念である）と云ふことを云ふに當つては、勿論獨り當該の國家の國庫的特定財産（fiskalisches Eigenvermögen）のみを念頭に置くのみに止まるものではないのであつて、寧ろ其の國家に「内在する」ところの一切のものを念頭に置く次第である。事ここに至るに及んで、事柄は突然に非常に實際的な特色を有することとなる。特に二つの方向にかけて、あつて、此の二つの方向と云ふのは、最近の過去に於ける經驗と將來の可能に對する洞察とからして、其の光明を興へられるものである。即ち國民財産の説からは、

- (1) 國家の負うて居る債務に對する當該の國家の政治上の責任、
- (2) 戰爭の爲にする國家の經濟上の軍備、

の二つが分岐するものである。

此の第二の方のテーマは、「戰爭の可能性」(Potential de guerre)と云ふフランスの用語に於て格言にまで成つて了つて居るのであるが、此の方は別に獨立した一つの行論の對象とす

る心算である(第二十節の三)の(4)。第一の方のテーマは、差當つての話としては法律的括弧を伴ふ國民財産の譬喩的概念丈をしか親近せしめない試みを展開して見せる故を以て、學問上特に大きな價値を有するものである。

他の理由から云つても其の乏しい綱要に於ける是等の現象は、固執されるに値するものである。其の出發點を成すものは(獨逸にとつては)其の後に至つて根柢から變更されて了つたウエルサイエの平和條約である。此の平和條約は經濟上の規律を爲すに當つては三つの考案から出發したものである。即ち(1)、獨逸は戰費賠償の債務を負ふものである。(2)、獨逸は是非とも此の債務を支拂はなければならない。(3)、従つて獨逸國の財産は是が責に任ずるものと云ふ考案である。世に惡評の高い同平和條約の第二百四十八條に、

「原狀回復委員會の是認することあるべき例外は別として、獨逸國并に獨逸聯邦諸邦の總所有物并に一切の所得の淵源は、原狀回復の費用の支拂につき第一に責に任ずるものとす」とあるのは實に以上に述べたやうな考案に由來するものである。

勿論此の「總所有物」(Gesamter Besitz)と云ふのは、國家の特有財産を指すものではあつたけれども、併し「收入の淵源」と云つて居るのは、獨逸國の人民の私有財産への徹底的干渉を示すものであつて、其の特別の試みは既にウエルサイエ平和條約の文書自體中で既に行はれて居るのである(第二百六十條)。けれどもそれ以上に亘つて「獨逸國の土地所有權の總體に對する抵當權」や、之に類似の觀念を以ての操作が益々繰返して行はれた。所謂ドーズ協定の案に携つた人達も亦極めて廣汎な干渉の權能を伴ふ、排他的の經濟體(Geschlossener Wirtschaftskörper)としての獨逸國を想像して居るのである。特に一九二四年四月に於ける其の報告中に曰く、「かゝる理由に因りわれ等は先づ獨逸國の收稅的經濟的統一を回復することから出發するの外はないと見るものであつて、本報告は徹頭徹尾かくの如き前提の上に立脚するものである」と。次いでドーズ協定は一九二四年八月三十日の幾つかの連續した法律に於て

其の内の面的獨逸的結晶を見出した(RGBI. 1924 I 235 ff, 報告からの援用文は例へば S. 333 に反映して居る)。——所謂調停手續(Ausgleichsverfahren)(ウエルサイエ平和條約第二百九十六條、投資をも含めた「債務」(„Schulden“ nebst Anlage)、是はライヒヒスゲゼツツブラットの二十三頁に亘る)も亦私人の債權を掻き集めるものに外ならないことを示して居る。國民から國民への清算を爲すことを得んが爲である。

(五) 經濟的國際主義の理念

經濟的國際主義(die Wirtschaftsfinternationale)は、過去二十年間アウタルキーに對抗する切札として反復用ひられて來た大きな勢力のある、「民族的孤立でなくて民族的聯絡を」と云ふ標語と關聯するものである。之に相當する政治上の傾向、即ち國際聯盟との關係が眼に著く。

(1) 國家が徹底的に互に相隔絶して了ふと云ふことが出来るものでないことは、以上に述べたところからして既に明白である。之を積極的に考へて見ると、それは國家は相互に經濟的性質を有する交互的の關係に關する協定を締結する必要があると云ふことを意味するものに外ならない。事實上かくの如き協定は現實の世界に於て、重大でもあればまた日常的の意義をも有することである。關稅條約、通商條約は相合して經濟秩序の有力な部分を成すものである。此の場合に關與した國々が己れの需要を一定の企畫に従つてに加補し、熟慮精察の餘に成る交易の目

的を達成することを期する場合にあつては、近頃では之を稱して聯合經濟(Verbandswirtschaft)と云ふ。獨逸國も亦絶へずかくの如き關係に在るものである。謂ふ所の「世界經濟會議」(Weltwirtschaftskonferenz)は反覆して行はれ、若干の單なるイデオロギーの外に實際的結果をも生ぜしめたのである。所謂國際商業會議所(Internationale Handelskammer)(獨逸國の加盟をも俟つて)の如き、今日の世界の狀況から見て、それを無いものとして考へることは到底不可能である。

それにも拘らず法も其の重大な分前を有するものである。國際條約も亦法律的の意味に於ての「條約」たるものである。かやうな次第で「國際的經濟」法についての考案の如きも既に生じた。此の國際的經濟法は、法律的に考案された羈束を原料生産の領域上に於て、商品交易の領域上に於て、通貨及び貨幣本位の領域上に於て總括し、組織的に規律することが出来るであらう。國家の手で締結される條約の外、實際上極めて大きな勢力を有する國際的カルテルも存するであらう(國際的カルテルについては第三十五節の(二)の(e))。それにも拘らず専門的な法律的研究はまだ極く其の緒についた丈に過ぎない。

國家の間に生じた資料は其の法律としての性質を有して居る以上は、常に國法律公報の第二部中に收容されてゐる。其の際各個の國との間の協定は特に顯著ならしめられてある。特に印銘の深い例は一九三九年三月二十五日の獨

逸ルーマニヤ間の經濟協定であるが、其の他の若干の「國際的」協定にあつても獨逸國は必ずしも局外にあつて傍觀した次第ではない。是等の資料層は全部明白な特別分野としてこゝでは閉却せざるを得ない。國法律公報中に保藏されてある資料についての報告は、Dehlinger, Systematische Übersicht über 71 Jahrgänge Reichsgesetzblatt, 1933, Abschnitt IV „Wirtschaftsabkommen”(其の他の點に於ても缺くことの出来ない此の書の毎年の新版)。

國際商業會議所は最近では一九三七年にベルリン、一九三九年にコーペンハーゲンで開催され、始終貴重な、法律問題にも觸れる所のある文献を公刊して居る。例へば、Handbuch der Handelsgerichtsbarkeit" だの、Handelsübliche Vertragsformeln" だの、如し。會議の際に於ける報告も亦随分上梓されて居る。例へばベルリン會議の印刷物, Internationale Kartelle" の如きは非常に重要なものである。國際商業會議所の事務總局はパリに在る。

(2) 所が普遍的な「經濟的國際主義」(Wirtschafts-Internationale)と云ふ魅惑的な文句が、かくの如き益する所の大なるものある、必要缺くべからざる連絡を蔑視するに至つた。肝心なのはかくの如き文句が何人の手に渡るのであるかと云ふことである。即ちかくの如き文句が立派な人士の手に渡り、誠實な意思を有する人物に依つて實施されるに於ては、從來の行き懸りである國民相互の憎惡の念や又は國民同士の近視眼的政策の醸し出した害惡を芟除することが出来る。かやうな次第で此の文句は約十年以上前、獨逸に對して行はれた妨害政策の陋劣を摘發し、國際的の協約の際獨逸に平等の權利を確保する爲に獨逸を助けたものである。けれども此の語はまた個々の國家の特質を無視して居るか、又は更に一步を進めてマルキシスト的「國際主義」に終る、淺薄なものになつて居る方法で使用されることもあり得るのであつて、是も亦

幾度となく繰返して試みられたことなのである。

一断面と過去の一例。一九二六年十月の經濟聲明 (Wirtschaftsmanifest) は世間では「ヨーロッパの商業取引の制限を除去する爲の呼掛け」として表示されて居るのであるが、之には十六ヶ國の經濟界の有力者が署名して居る。冒頭の語句は「政策」を排除しようとしたものであつて、「われ／＼は實業家として或る種の重大にして且不安を喚起する状態に注意を傾注しよう」と希望するものである。と云つてある。次に「貨率上の障礙物 (Tarifbarriere)、特許 (Spezialkonzesse) 并に禁止」の戦後に於ける不慮の膨脹が指示された。之に對して「自由貿易の理念」は其の後も高調されて居る。けれども引續き作用を及ぼしつゝある戰爭上の憎惡の念に對して指向されてあるものであることが明白で、それと同時にとりわけ獨逸國の困窮した状態にも宛てはめられてある句も存在しない。………されば國の新舊は問はずすべての國の政治家が商取引は決して戰爭たるものではなくて、寧ろ交易の一過程に過ぎないものであること、平和の時代に於てはわれ／＼の隣人はわれ／＼の顧客たるものであること、及び隣人の繁榮はわれわれ自身の福祉の一條件たるものであることを明確に認識するに至る迄は、ヨーロッパには休養と云ふものは生ずることとは出来ない。われ／＼にして隣人の貿易を妨げるに於てはわれ／＼は由つて以て、隣人が其の債務を支拂ひ、われわれの生産した物を買つてくれる見込をも減少せしめるものである。此の言明は明かにウエルサイユ平和條約の精神に對して指向されたものであつて、イタリヤとフランスの代表者は當時其の署名を留保したものである。

第二十節 戰爭の場合の爲にする經濟上の軍備

(一) 世界大戰の經驗

一九一四年乃至一九一八年のあの驚くべく大規模な戰爭の擴がりを豫想し得た者は一人としてなかつた。軍事の方面にかけて然り、政治の方面にかけて然るのであるが、經濟の方面にかけては殆どもつと／＼痛切に爾く云ひ得られることなのであつた。大抵の國々、とりわけヨーロッパ大陸の諸國にあつては、一九一四年以前にあつては戰爭と云へば純然たる軍事上の事柄としてのみ考へられ、精々の處被攻略地域に於ける「徵發」(Requisition) が「經濟上の」干渉行爲たるものとして昔の觀念の中に生きて居たに過ぎないのであり、そして此の場合にあつては戰爭後に眞面目な經濟的清算を行ふことが出來たのは云ふ迄もない。

法は此の見解には著しく關係を持つて居た。とりわけ私有財産——最も廣義に於ての——は、戰爭上の懸引に對して(前記の徵發と其の外二三の精確に畫定された事實を除外すれば)、神聖にして侵すべからざるものであると云ふのが確定の理論であつた。そしてまた此のことは、或る程度まで國際法上に於ても確認されて居たのである。

所が此の觀念は世界大戰の第一ヶ月目に既に滅茶々にされて了つた。それは餘りにも甚しい法律上の牽強附會が行はれるやうになつたからである。即ちフランスやイギリスでは極めて廣汎な範圍に互つて獨逸國民の私有財産の差押が行はれ、こちら側とあちら側の私人の間は一切の商取引は禁止され、謂ふ所の「敵國」の發明者が戰爭前有效に獲得した特許權は蹂躪され

て、間接的には搾取された。あの「別の種類の戦争」(L'autre guerre)、即ち武器を以てする戦争と相並び行はれる第二の戦争、即ち経済上の武器を以てする戦争なる標語が汎く行はれるやうになり出したのは此の時からのことである。

此の第二の戦争、特にフランスの學者や政治家が明かにし、イギリスが特にハッキリと實行の上に移した謂ふ所の別の種類の戦争の目標は経済的の扼殺であつて、それは二つの方向に向つて追求された。即ち食糧の生産の基礎を破壊すると共に、工業上の生産の原料の供給を遮断して了ふことである。其の比較的小規模な例は歴史にある。即ち敵の城を兵糧攻めにするに云ふことである。こゝに於てか「中歐同盟諸國」、即ち獨逸と其の同盟諸國とは外界との交通を遮断された一つの要塞とされて了つたものである。だが中立國をも包含せしめるに至つては、事おのづから別問題である。獨逸の敵國達は既に己れ自身の爲に、例へば「戦時禁制品」の概念を非常に擴張して法律違反 (Rechtsbruch) と同視される迄にしたやうに、今や人民の間に鞏固な根を下ろして居る法律的確信を無視してまでも、「中立諸國」を驅り立て、封鎖に參加するの餘儀なきに至らしめた。かくの如き恐ろしい處置を以てすることをしなかつたら、世界大戦は全然別個の結末に到達したであらうことは多言を俟たずして明白である。蓋しかくの如き處置の爲に軍需工業を十分に續行することは不可能ならしめられ、幾多の獨逸國民の饑餓

の困難と野垂死の衰弱とが齎されたからである。

戦争の最中早くも既に始まつた一つの附帶的現象は平和商議の準備である。即ち押收した財貨の巨大な額を合計して、既に豫め之を以て戦争の結末に際して談判にとつての一つの有力な擔保であると思ふことが行はれたものであるが、それが昂じて例へば一九一六年のバリの經濟會議では世界分割の幻想とまでなつて了ひ、彼等は「聯合國」が地球上で原料品や若は生活上の必需品たる製品について所有して居るところのものを合算し、之を包圍されて居る中歐同盟側の遙に少い數量と比較して勝利を意識したのである。

わが獨逸國は其の素質や其の持ち前の思惟の方法には反して此の第二の戦争に捲き込まれて了つて、懸命に防禦することを餘儀なくされた。かくて獨逸國は自分の方でも「敵國財産の押收」の方法に訴へ、其の他に於ても自分の力で出來得る限りは、獨り軍事的にのみならず、寧ろ經濟的にも敵に應酬した。けれどもとりわけ「包圍された城塞」内に於て此の困難な状態の暗黒面が生じた。即ち内面的な經濟上の軍備がそれである。だが此の方面にかけては交戦諸國の何れもが(精々の處財政上の處分を除いては)十分準備されて居た次第ではなかつた。所が今や廣大な範圍に互つて新しい種類の「軍需工業」を建設し、國民の食糧を確保し、原料の貯藏を極端まで及ぼし、極めて綿密に之を分配することが必要となつた。かくの如くにしてかの

數千條の法條を擁する戰時經濟法 (Kriegswirtschaftsrecht) は成立したのであるが、此の戰時經濟法に至つては「經濟法」の過去に於ける一つの大波として、既に緒論に於て (緒論の(6)) 其の大體の輪廓を描き出して置いた所である。

此の國と國との經濟戰の獨特の資料の一例として役立つことの出来るのは、一九一五年末に外務省が公にした、「イギリス、フランス及びロシアに於ける獨逸私法に對する例外法」と題する覺書である。其の外緒論の(6)の末尾に擧げた、「Kriegsrecht」Göthe-Schlegelberger を參照。フランスの立法資料の例としては、Dalloz, Guerre de 1914, mehrere kleine Hände の集がある。——當時の參考書の中では Franz Klein, Der wirtschaftliche Neulenkungs- 1916. Friedrich Kahl, Die Pariser Wirtschaftskonferenz und die vorausgehenden Beratungen der Ententesstaaten über den Wirtschaftskrieg, 1917. などを尤とする。

國際法には是等の概念や説明はとりわけ二つの條項を中心として居る。即ち一八五六年の戰時海上法に關するパリ宣言の「局外中立國の旗章は戰時禁制品を除き敵國の貨物を保護す」とする條項と、一九〇七年のハーグの陸戰法規第二十三條に「特別の條約を以て定めたる禁止の外特に禁止するもの左の如し。……(g)、戰爭の必要上萬止むを得ざる場合を除くの外敵の財産を破壊し又は押收すること、(h)、對手當事國國民の權利及び訴權の消滅、停止又は裁判上不受理を宣言すること」とあるものである。是等の物件は差押處分 („Sequestration“, 其他) に由つて無難作に差押へられ、法律的の解釋技術に由つて假裝されたものである。

戰爭中に於ける獨逸内部の經濟指導に關しては戰爭後次第に回顧的の參考書が公にされたのであるが、是等の參考書は往々にして其の見解一方に偏するものあり、また時には到底是認することの出来ない氣樂な態度で、今日となつては既に闡明された立場から當時の人や處分について批評を加へて居るものもある。——例へば學問的の批評としては Wiedenfeld, Die Organisation der Kriegsmotiv-Bevirtschaftung in Weltkrieg, 1936. — München, Wirtschaftliche

Selbstverwaltung, 1936, Abschnitt I B. — Dix, Wirtschaftskrieg und Kriegswirtschaft, zur Geschichte des deutschen Zusammenbruchs, 1920. — Bauer, Deutsche Industrieorganisation im Weltkrieg (Aufsatz in Zeitschrift „Ruhr und Rhein“ 1936 S. 448) 直ちに開始されるイギリスとフランスとの、國際法の條文を默殺する戰術に關するスケッチは、Mittellungen des Jenener Instituts (wie S. 10: Heft 23 S. 31) に載せてある。

(二) 所謂國際聯盟規約への「經濟戰」の收容

此の第二の武器が偉大なる意義を有するものであることは、世界大戰に由つて全然疑問を容れないやうになつたので、其の意義は二度と再び忘却はされなかつた。苟も交戦者にとつて役に立つものと認められた場合には必ず適用された。大戰後の一挿話は此の現象を全然特殊の光明に照し出したものである。「將來の戰爭の防遏」と云ふことは若干の政治家や文士の口の端には單なる常套語として上つたに過ぎなかつたかも知れないが、併し國民にとつては、其の勝者として榮光に包まれた側の者と雖、二千萬人に上る死者を擁しては戰爭の恐怖は骨の髓まで染み込まざるを得なかつた。かくの如くにして個々の壓制的平和條約や謂ふ所の「國際聯盟」の設立と相關聯して、「永久平和」のイデオロギーが勃興するに至つたのも必ずしも一概に心にもないことではなかつたのである。そして此の場合——政治上の利己主義 (どんな時でも戰爭の「利得」を己れに確保しようと云ふ) と四海波靜な永久平和への萬國共通の憧憬とを旨指す

此の一石二鳥策に於て——經濟戰爭は戰爭防遏の手段たるものとして宣言された。即ち平和擾亂者に對しては聯盟諸國に於て先づ宥和の試みを爲すべく、次に公式に警告を與ふべく、第三に最後の手段として一切の經濟關係の斷絶、即ち大仕掛の「封鎖」を以て對抗しようとするのである。かの一九三二年に日本が支那に對して最初の攻撃を行つたとき、日本に對しては此の方式、即ち第三にして最後の手段を執ることは斷念されたけれども、一九三五年のアビシニヤ戰爭の時には聯盟諸國の大部分がイタリアに對して此の試みを爲し、あの「聯盟規約」第十六條を實際に發動させたのは周知の事實である。此の試みは「制裁」と云ふ標語の下に歴史の上でこそまだ生き續けて居れ、イタリア國民の元氣と有力な諸國の「不参加」に際會して失敗して了つたのである。併し謂ふ所の「別の種類の戦争」(L'autre guerre)の根本的意義は決してそれによつて消滅し去つたものではなくて、只其の國際的適用性の點に於て動搖せしめられたに止まるものである。

國際聯盟規約第十六條に曰く、「聯盟所屬の一國が第十二條、第十三條及び第十五條に於て負擔したる義務に違反して戰爭に訴へたるときは、直ちに他のすべての聯盟所屬國に對して戰爭行爲を犯したるものと看做す。是等聯盟所屬國は遲滞なく當該違反國との一切の通商關係并に金融關係を斷絶し、自國國民の違反國の國民との一切の交通を禁止し、此の國の國民と聯盟所屬國たるを否とを問はず他のすべての國の國民との間の一切の金融上通商上の聯絡并に個人的聯絡を遮斷するの義務を負ふ」と。——Erläuterungen an Hand der damaligen Lage in den Mitteilungen

des Jener Instituts Heft 30 S. 35 Ziff. 12 (Oktober 1935) und 31 S. 46 Ziff. 11 (März 1936)。

(三) 今日の國家秩序の一部としての國防經濟

(a) 根本認識

昔の諺に「平和を守らんと欲せば戰爭に備へよ」(Si vis pacem para bellum)とあるが、今日では更に第二の認識として「戰爭に敗れざらんと欲せば平和に備へよ」と云ふ諺がそれに附け加へられてある。謂ふ心は、平和裡に於て既に戰爭の見込(「未必性」)にあてはめて經濟を調整して置く必要があると云ふに在る。軍事上の準備と經濟上の準備とは兩々相俟ち、國防兵力と「國防經濟」とは肩々相並ぶ。此の場合に外國との比較が考慮の中に這入つて來るのは全く自明的のことであつて、我の有する所幾何、そして敵(將來の)の有する所は果して如何と云ふことになるのである。かくて戰爭の可能性論(die Lehre vom Potential de guerre)なる學說がフランスに勃興した。論者の眼界がどの位の程度に迄及ぶものであるかは、フランスのグラッセ大將の編著を見ると判る。氏の說に依ると、此の經濟的戦力の下には左の諸件を包含するものと解すべきである。即ち

「人口、經濟上の軍備の現状并に軍備の模様、本來の軍需工業、即ち鐵及び金屬工業、化學、機械、自動車及び航空機工業の組織并に能力、熟練工及び技師の數、地下資源、特に石炭、加里、礦物及び鐵の埋藏量、特に封鎖の際に

於ける自給の基礎としての農業上の國富、并に最後に其の意義に於て決して以上の數者の後塵を拜するものではないが、投資及び公債の可能を増大せしめる金融上の勢力」(ヘルムート・マイヤアの援用に依る)と云ふのである。

此の理論的基礎は今や暗中摸索の形で實行上に移されて居るのであつて、世界中はそれであつて居る有様である。即ち時には間歇的に行はれて居るものもあるし、また時には別に大仕掛な「計畫」を伴ふことなしにやつて居るものもあるが、兎に角何等かの形式、何れかの箇所、所で戦争に對する經濟上の軍備の準備をしないか、又は少くともそれについての計畫を樹て、居ない國は、殆ど一としてないのである。

だが何れの國と雖是等の御膳立をすつかり公表して見せるものでは決してない。それは軍事上の施設の場合に於けると全く同様である。されば以下に於て列挙する例は、單に不確實な(大抵は日刊新聞紙又は雑誌から取つて来た)――そして特に決して遺漏のないものではない――側面的觀察でしかないことを念頭に置いて掛らねばならぬ。

アメリカ。アメリカでは既に一九二〇年に國防法の制定あり。此の法律は出来る丈速に「人民」と「工業」とを將來の戦争にあてはめて調整することを目標とするものである。尙「工業的臨戦準備最高官廳」の設置あり。國を所謂調達區(Beschaffungsbereich)と動力供給地帯(Energieversorgungszone)とに區分して居る。其の後軍需品の試験的製作を目的として或る種の工業に教育令(educational orders)を發して居る。一九二四年には經濟的な戦争遂行の爲の將校訓練の爲の獨特の施設(Army Industrial College)が設けられた。更に一九三七年には陸海軍部では「工業動員計畫」(Industrieller Mobilnachungsplan)を公表して居る。――イギリス。イギリスでは英帝國國防委員會(Committee of Imperial Defence)があらゆる戦時經濟上の準備の主體たること既に一九〇六年以來のことであるが、一

九二六年には此の國にも戦時經濟上の訓練の爲の一専門學校(Imperial Defence College)が設置された。一九三六年には謂ふ所の政府の「白書」は軍事上の裝備の外に、極めて廣汎なる範圍に亘つて工業上の戦争準備に對しても意見を示して居る。一九三七年には所謂「蔭の工場」(Schattenfabrik)について猛烈な論議が闘はされた。國の各縣について食糧委員會が設置され、一九三九年には既に六千萬人分の食糧切符が豫め調製された。英帝國全土に亘つての通商の國家管理が計畫されて居る。一九三八年には軍需品供給の爲の特有の各省の設置について論議が行はれ、結局下院の否決する所となつた。――フランス。フランスでは一九二七年以降「戦時の爲の國民の組織」(Mobilisation de la nation pour le temps de guerre)に關する一群の法律が施行されたのであるが、其の主なる目的は「工業動員を準備すること」(préparer la mobilisation industrielle)、人的資源(服務の義務)を徵發すること、并に使用し得られる財貨を徵發すること、例へば工場を差押へるが如し。并に工業上及び商業上の戦時利得に干渉することなどである。一九三八年七月十一日の法律參照。其の外一九三六年八月十一日の法律以來は軍需工業の國家管理が行はれた。一九三八年十二月には軍備の學問的研究施設設置せらる。發動材料は數年來夥しく貯藏されてある。一九三九年三月二十日には全然權威的な經濟の遂行并に國防經濟の企畫を目標とする「緊急命令」が公布された。――イタリヤ。イタリヤの組織はアベシニヤ戦争の經驗に立脚する特に完成された組織である。一九二五年六月八日には既に「戦争の爲にする國民の組織」に關する法律の公布あり。此の法律は原料の調達、戦時生産、食糧制度并に保護の爲の四つの中央官廳を規定して居る。一九三一年十二月十四日には「戦時勤務」に關する法律制定せらる(十六歳以上十七歳以下のすべての男女の服務の義務を規定す)。一九三六年にはファシスト團體の會合の席上「全體的動員」に關するムツソリニの演説あり。著しく倫理的教育的調子を昂揚したものである。――ポーランド。一九二五年以來最高國防委員會の設置あり。補給經濟の戦時の爲の調整、十七歳以上六十歳以下の者の服務の義務(一九三四年十月二十四日の命令)。特に國防と關聯しての經濟問題に關する一九三六年二月十一日の大規模の會合。――スウェーデン。數年來經濟的國防準備の爲の全國委員會(とりわけ原料并に燃料其の他の豫備貯藏品の買入の爲の配慮を爲す)。

フキンランド。一九三九年初めに類似の法律案の提出あり。第二の法律案は國防の爲の一般的勞務服務に關す。——オランダ。一九三八年初めに軍事に關する討論の機會に、平行的に行はれつゝある戰時の爲の經濟的準備について國防大臣の演説あり。工業化并に原料の貯藏の爲の政府委員會の設置あり。——等。

(b) 法律的基礎

所が國防經濟と云ふことは國民の生活や其の經營に對する極めて強度の干渉たるものなのであるから、國防經濟のあらゆる作用に互つて此の經濟を法律的基礎の上に置くのは、全く缺くべからざる必要事であるものと思はれる。何故と云つて國家は兵役の爲にする人民の徵用をも法律を以て規律することに由つて、軍事上の施設すらも最初から此の如き法律的基礎の上に据え、然もそれが平時の準備的の服務の爲にするのですらも其の通りなだからである(獨逸にあつては一九三五年五月二十一日の兵役法、それに數多くの施行法や施行令が附屬して居る。例へば兵役監督に關する一九三七年十一月二十四日の命令)。此のことは「別の種類の戦争」(L'autre guerre)の原則についても云ひ得られることである。事實上「國防經濟法」(Wehrwirtschaftsrecht)と云ふ一つの新しい獨立した資料層の存在することは既に十分認識されて居るのであるが、只此の場合立法者は一つの困難にぶつかるのであつて、此の困難は同時に國防軍との對照に於て國防經濟の眞髓に觸れるものである。國防軍なるものは平時にあつても一途

に戦争の爲の一つの道具なのであるが、經濟は之に反して平時に於ては必然的に本來平和を目標とするものであり、戦争の勃發に際しては之を「順應」させることを必要とするものである。此の順應と云ふ現象は立法者をも制限するのであつて、立法者は經濟上の軍備に際しては往々にして準則の立法丈にみづからを限定することを餘儀なくせしめられる。

此のことは指導的な大綱の法律、例へば兵役法第一條(兵役の義務以上に互つて、即ち特に戰時經濟の爲に奉仕する獨逸國民たるすべての男女の義務)并に特に一九三八年七月十三日の國防給付法(Wehrleistungsgesetz)などの外に、戦争の勃發した場合の爲に備へて其の他の命令、指令并に其の他の「條文」を用意して、經濟の「順應」の爲に即時に效力を發動せしめることの出来るやうにするのを阻却するものではない。

(c) 經濟上の軍備の方法論は今日尙發達の途上に在る次第であるが、兎に角獨逸や外國の資料を通觀して見ると、次のやうな特色がはつきりして來る。

(1) 施設は官廳のそれたると、經濟界のそれたるとを問はず輕快に構成されてあることを必要とする云ふのが、極く普通である。要するに豫期しない状態に適應する能力を與へると云ふのが喫緊の必要事である。軍事上で「大演習」の行はれるのに呼應して「試験的動員」(Probemobilmachung)を行ふと云ふことも想像し得られる。併し是亦多少の法律秩序を存するにあらねば實施は出來ないことである。

(2) 統計は概括的觀察が爲し得られるやうに配慮されてあることを必要とする。例へばどん

な「アウトタルキー」(第十九節)の場合にも、残存する輸入の必要に關してなど通觀が爲し得られるやうになつて居る必要があるのである。統計については第五節の(二)に述べてあるところを參照ありたい。

(3) 物的基礎の中では金融や資金の流れの指導や資金の「調達」の爲の配慮が第一に置かれる。此の點に於ては(例外として)昔の歴史的經驗が存在するのであるが、併し此の歴史的經驗は重要な點(金の基礎(Goldbasis))で疑問となつて了つて居る。新しく出來たのは、軍需工業にはどう云ふ風に金融するかと云ふ問題である。恐らく平時に於て既に補助金(Subvention)(第十六節の(二)の(2)に記載してあるところを參照)を交付すべきであらう(イギリスの「蔭の工場」(Schattenfabriken))。併し特に「順應」の資金供給が問題である(5)の項を參照)。

分岐した分野であつて特別な法律的區畫を必要とするのは、公租の準備、價格形成や貨銀形成の準備等である。

(4) 貯藏經濟(倉庫經營)

貯藏經濟の分野にあつては「アウトタルキー」との觸接が特にはつきりして居る(第十九節の(三)の(1))。當面の問題として決定的なるは、どれ丈の間貯藏するのか。只「橋渡し」の爲丈なのであるか、それとも別段の見込を以てのことであるかと云ふことである。兎に角法律を以て

する基礎を必要とするものであることは明瞭である。

(5) 工業的施設の準備

是は一番むつかしく、また一番込み入つて居る問題である。「準備工場」(Bereitschaftsfabrik)、「貯藏工場」(Fabriken auf Vorrat)、「蔭の工場」(Schattenfabriken)、「豫備工場」(Reservefabriken)等の語辭が到る處で普通に行はれて居る。それに學問的色彩を有する「能力豫備」(Kapazitätsreserve)、「基準設定」(Normalisierung)、「基地政策」(Standortspolitik)、「順應の際の「始動準備期間」(Anlaufzeit)などの語が相混淆して居る。けれども此の問題の完全な解決はまだ濟んで居ない。此の場合にあつても法律的形成は特に極めて困難である。

此の場合の一般的方向線の例としては、動力業法(此の法律については第二十五節の(五)を參照)第十三條に曰く、「國經濟大臣は現存せる動力施設の維持并に追加的施設の建設及び動力の配給に關する規定并に指令が國防を確保する爲に必要な以上は是等の規定并に指令を發することを得。等」。

(6) 適當なる官廳施設の整備

逆に此の方面にかけては法律を以てする捕捉は比較的容易であるが、之に反し真正の官廳(官僚)と經濟上の自治體との間の政治的平衡はむつかしい。

戰時時代の回顧。「軍需會社」の「官廳部」と「商人部」との間に軋轢があつた。今日の方向線は權威ある筋の發

表に依ると、國家の專賣と云ふことは決してせず、單に「國家が經濟を指導する」丈であり、決して「國家の自己經濟 (Eigenwirtschaft) を樹立する」ものではない。(陸軍省國防經濟部長トーマス大佐)。官廳と自治組織との協力の適當に行はれることも大切である(獨逸労働戰線、經營に於ける信任委員)。それは次の(7)の點についてである。

(7) 人的資材の整備

戦時の經驗が存在する。國民皆兵の義務は一九一六年の愛國補助勤務法(緒論の(6)を参照)以來立法上の自明の事項となつて了つた。兵役法第一條(本節の(b)を参照)。特に重要であつて、こゝでも亦法律の規範を設けることなくしては實施することの出来ないのは、缺くべからざる熟練工資源を兵役から區分すること、並に使用することの出来る勞働力を正確に類別することである(此の後なる點については第十九節の(三)の(5)を参照)。

同時にこゝで本研究の全般に互つての一番重要な點に到達したものである。それは經濟全般が國民全體の擔ふ所であるのと同じやうに、「國防經濟」も亦國民全體の擔ふところであると云ふことである。同じ意味に於て「國防經濟」は今日國家秩序の一部たるものであり、従つてまた國家的法律秩序の一部たるものでもある。「戦争の問題はもはや單なる戰術上若は戰略上の性質を有する事柄ではなくて、實に工業の性質を有する事柄である。將來は廣義の戰略とは戦争の爲にする全國民の組織を意味するものに外ならない」(トーマス大佐)。

戦争經濟に關する文献は今や發達の全盛時代に在る。世界觀上の點にまで論及して居る一般的基础として非常に重大な意義を有するものは、ルーデンドルフ將軍の「總力戰」(General Indendorff, Der totale Krieg, 1935)である。——ナチスの基礎よりする一般的考察は次官ブリンクマンの經濟政策論(Staatssekretär Brinkmann, Über Wirtschaftspolitik (1936), Abschnitt „Wehrwirtschaft und Kohstoffproblem“)に見られる。非常に重要なものはドクトル・ハッセ中佐の公刊した「戦時經濟年報」(Kriegswirtschaftliche Jahresberichte) (一九三六年來)と、是亦ハッセ中佐の公刊して居る「戦時經濟研究并に訓練叢書」(Schriften zur kriegswirtschaftlichen Forschung und Schulung)である。例へば其の第十五冊は「工業動員」に關する景氣研究會の研究を行つて居る(極めていろ／＼な國の文獻的資料を集めて居る)。是亦極めていろ／＼な國の資料を集めてよく整理された、殆ど既に理論的に體系付けられて居ると云つてもよい程の明確な概括的觀察をして居るのは、シエルベニングの「戦時に於ける經濟組織」(Scherbening, Wirtschaftsorganisation im Kriege, 1938)である。一九三六年以來は「獨逸國民經濟學者」雜誌(Der deutsche Volkswirt)にハッセ、トーマス、ゴエーベル教授其の他の多くの論文が公にされて居る。此の雜誌には其の他の参考文献の紹介も載せてあるのである。

號數 年月 司法資料表題

第一號	大正〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護 制度及訴訟ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書 第一集
第八號	二、六	英國及ラエリノ警察
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國戰時家賃及小作約法
第一一號	二、九	英國ノ判事及主事ト論
第一二號	二、〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	二、一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二、二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管 理ニ關スル調查報告
第一五號	二、三	辯護士倫理
第一六號	二、四	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	二、五	英國監獄制度
第一八號	二、六	獨逸國少年福利法草案同理由書及確 定法文

第一九號	大正二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會 議事錄及評議(附)統一の勞働法 編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ 實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法 (附)丁秣ノ社會政策的立法概觀
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及 使用人委員會並ニ勞働者調停ニ 關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農家小作紛議仲裁ノ實 況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特 別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之 部)

第三五號 大正三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(奧國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 〃 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部)	第五〇號 〃 一、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號 〃 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸口とらんどニ於ケル刑事手續	第五一號 〃 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 〃 一、二	佛國借家借地法	第五二號 〃 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織)
第三九號 〃 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 〃 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 〃 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 〃 一、〇	佛國商事裁判制度
第四一號 〃 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 〃 一、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號 〃 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 〃 一、二	獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛國勞働法正文
第四四號 〃 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 〃 一、三	米國少年裁判法
第四五號 〃 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第六〇號 〃 一、四	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 〃 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	六一號 〃 一、四	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 〃 一、六	瑞西辯護士法	六二號 〃 一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 〃 一、七	露西亞事情	六三號 〃 一、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
			北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

第六四號 大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 〃 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號 〃 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 〃 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 〃 一、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 〃 一、四	假釋放	八三號 〃 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 〃 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セザル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號 〃 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論)
第六九號 〃 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 〃 一、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそ人教授速陪審制度論
第七〇號 〃 一、六	英國司法警察論	八六號 〃 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號 〃 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 〃 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 〃 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 〃 一、七	正義と貧民(其二)
七三號 〃 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢察官野判事視察報告書	八九號 〃 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號 〃 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 〃 一、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號 〃 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 〃 一、九	英國に於ける警察裁判所
七六號 〃 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事命木判事視察報告書	九二號 〃 一、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號 〃 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 〃 一、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號 〃 一、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概観)	九四號 〃 一、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號 〃 一、〇	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 〃 一、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 〃 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 〃 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號	大正二、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和三、八	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(總則篇)
第九九號	二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	三、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	三、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	三、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	三、〇	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號	三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	三、三	司法ニ關スル法制	第一二一號	三、二	賭博に關する調査
第一〇五號	三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	三、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號	三、三	フレデリック・バイウオオターリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號	三、四	保安處分	第一二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	三、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	三、六	單獨判官と司法官制	第一二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	三、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一三號	三、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和三、九	ソヴィエト露西亞の法制(前篇)	第一五一號	三、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	三、〇	ソヴィエト露西亞の法制(後篇)	第一五二號	三、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	三、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	三、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一三五號	三、三	治安判事論	第一五五號	三、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一三六號	三、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	三、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	三、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	三、〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	三、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	三、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	三、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	三、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號	三、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號	三、一	少年保護司指針
第一四一號	三、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號	三、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	三、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	三、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	三、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	三、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	三、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	三、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	四、〇	ソヴィエト露西亞民法(前篇)	第一六五號	三、九	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	四、一	ソヴィエト露西亞民法(後篇)	第一六六號	三、〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號	四、二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	三、一	支那歷代刑事法制の思想(上卷)
第一四八號	四、三	ソヴィエト露西亞刑法	第一六八號	三、二	支那歷代刑事法制の思想(下卷)
第一四九號	四、四	ソヴィエト露西亞裁判所構成法刑			
第一五〇號	四、五	英米獨佛の手形法及小切手法			

第一六九號 昭和 七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)	第一八八號 昭和 九、二	一九三二年フランス刑法改正豫備草案 (總則) 並にポーランド改正刑法及ポーランド違警罪法
第一七一號 〃 七、六	德川禁令考 (第一帙)	第一八九號 〃 九、二	取締法規違反の定型 (附) 特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一七二號 〃 七、二〇	ソヴィエト法の理論	第一九〇號 〃 九、二	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一七三號 〃 七、三	德川禁令考 (第二帙)	第一九一號 〃 一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典 (附録重要附屬法令)
第一七四號 〃 八、三	德川禁令考 (第三帙)	第一九二號 〃 一〇、二	德川民事慣例集 (動産の部)
第一七五號 〃 八、五	民事事務修習の葉	第一九三號 〃 一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一七六號 〃 八、八	德川禁令考 (第四帙)	第一九四號 〃 一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一七七號 〃 八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書 (一)	第一九五號 〃 一〇、五	ポーランド新民事訴訟法 (一九三三年)
第一七八號 〃 八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書 (二)	第一九六號 〃 一〇、六	獨逸刑法提要 (上)
第一七九號 〃 八、二	捜査事務に就て	第一九七號 〃 一〇、七	ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服する
第一八〇號 〃 八、三	德川禁令考 (第五帙)	第一九八號 〃 一〇、八	伊太利刑法典
第一八一號 〃 九、一	獨逸刑法第一讀會終了 (一九三〇年)	第一九九號 〃 一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條
第一八二號 〃 九、二	犯罪生物學原論	第二〇〇號 〃 一〇、一〇	一九一二年第二回 海牙萬國手形法統一會議議事録
第一八三號 〃 九、四	德川禁令考 (第六帙)	第二〇一號 〃 一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記錄
第一八四號 〃 九、五	ナチスの刑法 (プロシヤ邦司法大臣の覺書)		
第一八五號 〃 九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂		
第一八六號 〃 九、八	英國に於ける裁判と警察		
第一八七號 〃 九、九	德川民事慣例集 (人事の部)		

第二〇二號 昭和 一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法	第二二〇號 昭和 二、二	刑事政策 (犯罪學を基礎とする)
第二〇三號 〃 一〇、三	ユーゴスラヰヤ新民事訴訟法	第二二一號 〃 二、三	德川裁判事例 (刑事ノ部)
第二〇四號 〃 二、一	獨逸刑法提要 (中)	第二二二號 〃 二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及株式合資會社法草案並に說明書
第二〇五號 〃 二、一	德川民事慣例集 不動産の部 (上)	第二二三號 〃 二、三	一九三一年九月獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令
第二〇六號 〃 二、一	佛國刑事訴訟法	第二二四號 〃 二、二	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法の改正條文と各理由書
第二〇七號 〃 二、三	伊太利刑法典報告	第二二五號 〃 二、三	獨逸辯護士の新職務法 (附) 改正獨逸辯護士法條文
第二〇八號 〃 二、三	伊太利刑事訴訟法典報告	第二二六號 〃 二、三	佛國法學通論
第二〇九號 〃 二、四	佛國民事訴訟法改正草案	第二二七號 〃 二、四	初等英法教科書
第二一〇號 〃 二、四	米國に於ける指紋採取法 (附) 沃度	第二二八號 〃 二、四	フランス、ドイツ及イギリスに於ける裁判所と判事
第二一一號 〃 二、五	を以て檢出したる潜在指紋の定着方法 (獨) 我司法省指紋原紙取扱規程並指紋分類規程及同規程附表	第二二九號 〃 二、五	第十一回國際刑法及監獄會議關係論文集
第二一二號 〃 二、五	ナチスの法制及び立法綱要 (刑法及刑事訴訟法の部)	第二三〇號 〃 二、六	滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新刑事訴訟法典同草案
第二一三號 〃 二、六	英國の刑事裁判	第二三一號 〃 二、七	獨逸刑事判決の作成
第二一四號 〃 二、六	德川民事慣例集 不動産ノ部 (下)	第二三二號 〃 二、七	新法學の基本問題
第二一五號 〃 二、七	個人主義的國家概念と法人國家	第二三三號 〃 二、八	滿洲帝國國民法典
第二一六號 〃 二、八	獨逸刑法提要 (下)	第二三四號 〃 二、九	滿洲帝國國民法典
第二一七號 〃 二、九	德川民事慣例集 訴訟ノ部	第二三五號 〃 二、一〇	將來の獨逸刑法 (總則)
第二一八號 〃 二、一〇	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度改正について	第二三六號 〃 二、一〇	滿洲帝國商事法規
第二一九號 〃 二、二	新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領 (第一部)		
	民事司法の疾患外三篇		

第三三六號 昭和二三、一	將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事案報告	第二五四號 昭和四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第三三七號 二三、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法 將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事案報告	第二五五號 一四、七	裁判官による契約の修正 將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告
第三三八號 一三、三	一九三七年獨逸株式法理由書 法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就いての心理學的考 察)	第二五六號 一四、八	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正注文
第三三九號 一三、四	一九三七年獨逸國司法官候補指導者 會議錄	第二五七號 一四、九	裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事速記録 將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第三四〇號 一三、五	一九三七年獨逸國司法官候補指導者 會議錄	第二五八號 一四、一〇	瑞西統一新刑法典 獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際 獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)
第三四一號 一三、六	株式會社貸借對照表論(上)	第二五九號 一四、二	民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題
第三四二號 一三、八	株式會社貸借對照表論(下)	第二六〇號 一四、二	情況證據の原理(上)
第三四三號 一三、八	獨逸に於ける試補養成上の諸問題 戰爭と犯罪	第二六一號 一四、三	戰爭と犯罪
第三四四號 一三、九	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益涉身	第二六二號 一五、一	伊太利民事訴訟法豫備草案報告
第三四六號 一三、二	イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇	第二六三號 一五、二	各國現行刑制度
第三四七號 一四、一	商標法	第二六四號 一五、三	中華民國臨時政府民法親族相續編修 正案
第三四八號 一四、二	商標に關する法律の史的基礎	第二六五號 一五、四	
第三四九號 一四、三	保險關係論集	第二六六號 一五、五	
第二五〇號 一四、三	評議の秘密	第二六七號 一五、五	
第二五一號 一四、四	社會と監獄	第二六八號 一五、七	
第二五二號 一四、五	豫審の問題	第二六九號 一五、八	
第二五三號 一四、六		第二七〇號 一六、六	

14.5

51

第二七一號 昭和二六、六	ホーへ編司法精神學綱要(上)
第二七二號 昭和二六、九	情況證據の原理(下)
第二七三號 昭和二七、一	德川時代裁判事例(續刑事ノ部)
第二七四號 昭和二七、二	一九三一年獨逸民事訴訟法草案批評
第二七五號 昭和二七、四	ヘーデマン獨逸經濟法綱要(上)

終

日本標準規格A列五號